

華島は安州の西約五十韓里に在り。本州は江東永清通海順化の四縣、寧遠柔遠安戎の三鎮を領せり。

(二)此等七城の位置次の如くなれば、元史の記事は忠烈王六年以前の状態を示せるものの如くにも見ゆれど、必ずしも然らず。蓋し本路の行政區劃は決して土地の遠近をのみ標準としたるにあらざることを、他の例にて明なればなり。

イ 江東縣 今の江東の西

今の平安南道江東縣の西二十二里、西江の東岸に在りといふ。西江は大同江の上流にして能成江と合して大同江となる。今江の東に近く江東と名くる地あり、蓋し江東城の遺跡ならん。

ロ 永清縣 今の永清

今の平安南道永柔縣は即ち其故址なり。

ハ 通海縣 今の永柔の北

今の永柔縣の北三十里に在りしといふ。其地點明ならねど、蓋し海岸に近かりしならん。

ニ 順化縣 今の順安の西南

古の順和縣の和を化に訛りしこと、前に言へる鐵和鎮の和が化に訛りて鐵化鎮となれると同じかるべし。果して然らば今の順安縣の西南六十里に在りしものなり。但し其地點詳ならず。

ホ 寧遠鎮 今の永柔の西北

今の永柔縣の西北四十里に在り。但し其地點を詳にせず。

ヘ 柔遠鎮 今の永柔の北

今の永柔縣の北三十五里に在り。但し其地點未だ詳ならず。

ト 安戎鎮 今の安戎營倉

今の安州の西六十里の海邊に在り。今の地圖に安戎營倉とあるもの即ち其遺址なるべし。

十四 昌州 今の昌城の東

今の平安北道昌城郡の東一百五十里に在りしものなり。其地點詳ならねど城内に大川ありといへば、蓋し大寧江の上流に跨りて存せしものならん。高宗の十八年南方に移り、元宗の二年今の郭州附近に移り居たりしこと疑なきも、東寧路時代にも同處に治せしか、又舊治に復へりしか、明ならず。附圖には姑らく舊治を標出す。但し餘りに北に

本州は安義鎮を領せり。^(三)

(二)高麗史地理志北界昌州の條に「高宗十八年被蒙兵、城邑丘墟」といひ、隨州の條には「高宗十八年陷昌州、州人入于紫燕島^{〇仁川西二十七里}」元宗二年出陸、寓于郭州海濱、以州人失土、割郭州東十六村及郭州所屬安義鎮以與之、稱知隨州事、仍兼郭州云々」とあり。又同書高宗世家三十七年の條に「三月北界昌州請入近地、許之移于安岳縣」と見ゆ。即ち本州は北方の舊治を離れし後、或は紫燕島、或は安岳、或は郭州に遷りしことを知るべし。

(三)其領鎮が郭州附近にありたればとて、東寧路時代の昌州が依然郭州附近に治せしものとは斷言し難し。蓋し當時各州の所領は必ずしも皆州治に近からざりしを以てなり。

イ 安義鎮 今の郭山附近

今の平安北道龜城府南一百七十里に在り、又郭州に屬すといへば、今の郭山附近なるべし。

(二)前項の注(二)に引ける地理志の記事を見よ。

十五 鐵州 今の鐵山の北

今の平安北道鐵山郡北三十五里に在りといへば、今の車輦館附近ならんか。本州は定戎鎮を領す。

イ 定戎鎮 今の義州の東

今の義州の東八十里に在りといふも、其地點詳ならず。

十六 秦州 今の秦川の東

今の平安北道秦川縣の東十五里に在りき。

十七 价州 今の价川の

今の平安北道价川郡なるべし。但し价川郡の古名なる朝陽鎮城址は郡の西南三十里に在りといへば、价州城も同地に在りしかとも思はるれど、价州の名が朝鮮太宗の十三年に今名に改まれる時、其治所を移したるの跡なし。因つて朝陽鎮が高宗の二年に連州となり、四年に翼州と改まり、後又价州となれる間に、今の价川郡治に移りしものと推測す。

十八 朔州 今の朔州の南

今の平安北道朔州南六十五里に在りといふ。其地點明かならねど、今の大關といふ地の附近ならん。

十九 宣州 今の宣川の北

今の平安北道宣川郡の北六十二里に在りといへば、今の龜城より正西に向つて義州

に至る道に當れるものなるべし。附圖には誤つて今の宣川郡治に充てたり。本州は寧朔、蔚島の二鎮を領す。

イ 寧朔鎮今の義州の東

今の義州の東一百二十里に在りといふ。但し輿地圖に之を鐵山郡の南、宣沙浦の北に記入し、今の地圖には義州の東約六十里の處に寧朔と名くる地を表出す。宣州の位置よりいへば、最後のもの尤も適當なるに似たり。

□ 蔚島鎮今の蔚島

今の黃海道豊川郡の北三十里の海中に在る蔚島ならん。

二十 成州今の成川

今の平安南道成川郡なり。本州は樹德鎮を領す。

イ 樹德鎮今の陽德の西

今の陽德縣の西七十里に在りしといへば、陽德と成川との中間なる或地點なるべし。今の破邑、長墟などの内ならん。

廿一 熙州今の熙川

今の平安北道熙川郡なり。但し高宗三十七年三月以前に威州は殷栗縣に移れるよし、高麗史十二世家に見ゆ、威州は熙州の舊名なり。東寧路時代には果して舊地に在り

しや否や、之を詳にするに由なし。姑く今の熙川に比定す。

廿二 孟州今の孟山

高麗史地理志に「孟州孟一作猛本高麗鐵瓮縣、顯宗十年稱孟州防禦使、高宗十八年避蒙兵入海島、四十四年併于殷州、元宗二年出陸爲安州屬縣、恭讓王析置縣令」と見ゆ。さて勝覽五五孟山縣古跡の條には、鐵瓮城在縣東三十里、今屬咸鏡道永興府(二)とあれば、東寧路時代の孟州も蓋し同地に治せしなるべし。本州は三登縣及び椒島、蔚島、寧徳の三鎮を領す。

(一)勝覽四永興府古跡の條にも、鐵瓮城在府西二百十里、土築本在平安道孟山縣界、移于府今廢と見ゆ。

(二)同上五安州古跡の條に「古孟州在州東十五里、孟山爲本州屬縣時治所」とあり。此文中孟山の二字は上文につくか、下文につくか、曖昧なり。上文につくとせば、孟山は今の地名、下文につくとせば、孟山は當時の縣名の如くにも解せらる。孰れにしても此文によれば、元宗二年には孟州は降されて縣となり、安州に屬したると同時に、今の安州附近に移りしものなり。然れども東寧路時代に至りては、孟州は安州には關係なき獨立の一州たりしのみならず、一縣三鎮を領せしものなり。此時に當りて猶安州の東に居りしや否や、全く明證なきも、德州が舊地に復したる例より推測して、本州も亦舊治若しくは今の孟山縣治に移りしものとするを穩當なる見解なりと信ず。たゞ州治と其所領の縣鎮とが相距ること益、遠きを致すを見て、卑説を疑ふものあらんも、此點については五十歩百

歩なり。寧徳鎮が本州に属せるが如きは、孰れにしても了解し難し、而も文献備はらざれば、又如何とも爲す能はず、姑らく如上の推定によりて之を附圖に記入す。

イ 三登縣 今同

今の平安南道三登縣に同じ。

ロ 椒島鎮 今の椒島

今の黄海道豊川郡の西四十里の海中にある同名の島なり。利病書には椒島縣に作る。或は後に縣を置きしものか。

ハ 椴島鎮 今の椴島

今の平安南道三和縣南五十里の海中にある同名の島なり。利病書に椴島縣に作る。

ニ 寧徳鎮 今義州の東南

今の義州の東南四十里に在りといへど、其地點詳ならず。

廿三 延州 今の雲山の東

延州の位置詳ならず。勝覽に、延州が高麗末に延山府と改まり、朝鮮世宗の十一年に撫山と合して寧邊府となりしことを記し、寧邊府古跡の條に「古延山在府南三十里」とあれば、延州は今の寧邊の南に在りしが如きも、雲山郡古跡の條には「古延州在郡東四十里、

本高麗延州、本朝合于寧邊府とあれば、今の寧邊及び雲山の東に在りしものなり。今姑らく後説に従ふ。本州は陽巖鎮を領す。

イ 陽巖鎮 今の陽徳の西

今の平安南道陽徳縣の西四里にあり。但し延州を去ること遠きに過ぐるの嫌あり。

廿四 雲州 今の雲山の東

勝覽の記事によるに、高宗十八年蒙兵を避けて海島に入り、元宗二年出陸して嘉山西村に寓し、延山府に隸し、恭愍王二年に復た郡となれり。即ち東寧路時代にも嘉山府附近に在りしが如くにも考へらるれど、又舊治即ち今の雲山郡に居りしとも思はる。地圖には姑らく雲山を以て之に充てたり。

(二)他の例より推測するに、二は二十の誤なるべし。

(三)勝覽雲山郡古跡の條に「古雲山在嘉山郡西四十里、去本郡二日程、即出陸初寓之處」とあり。

廿五 鳳州 今の鳳山の南

今の黄海道鳳山郡の南十四里を以て其故址とす。

廿六 谷州 今の谷山の

今の黄海道谷山郡を其遺址とす。

廿七 博州今の博川附近

今の平安北道博川郡なるべし。但し博州の古名博陵郡と同地に治したりしものとせば、今の郡治の南十里を以て其遺址とすべし。本州は遼安縣を領せり。

イ 遼安縣今同

今の黃海道遼安郡は即その故地なり。たゞ博州を距ること餘りに遠きを怪む。

廿八 渭州今寧遠の西北

高麗史地理志撫州の條に「元宗二年出陸、處渭州古城、屬嘉州」と見え、又嘉州の條には「元宗二年出陸、以泰博撫渭州等皆屬本郡、爲五城兼官、後析置泰撫渭三州云々」とあり。是れ當時渭州の外に渭州古城ありし事をいふものにて、換言すれば渭州の治所が移りし事を證するものなり。然らば勝覽卷五寧邊府古跡の條に「古渭州在府西四十里」といふもの、當時の新古二城の何れを指ししか明かならねど、已に前文撫州の條に一言せる如く、撫州の新治を所謂渭州古城に充つるを穩當とするが故に、少くも元宗二年に於ける渭州城は今の寧邊府西北四十里に在りしものと推定す。猶撫州の條を参照すべし。

廿九 龍州

今の平安北道龍川郡の西二十里に在りといへど、其地點詳ならず。

三十 義州

今の平安北道義州と同じ。

卅一 靜州

今の義州の南二十五里にありといふ。其距離と名稱とより考ふるに、今の正州洞と名くる地は古の靜州の遺址なるべし。

卅二 麟州

今の義州の南三十五里に在り、朝鮮の初廢せられ、世宗の時、ここに麟山鎮を置けり。蓋し今の新義州の東なる麟山場は即ち其遺址なり。

卅三 威遠鎮

今の義州の南二十五里に在りといへど、其地點明かならず。

卅四 般栗縣

今の黃海道般栗縣即ち是なり。

以上府州縣鎮凡六十一城の比定を終りたる吾人は、今や進んで東寧路疆域の一斑を劃定すべき順序となれり。然れども之れ實に困難なり、何となれば、元は東寧路設置以

前屢、高麗の侵略を行ひたるが、其都度北界諸城は最も災害を被り、住民の南方に移住せしもの甚だ多く、甚しきに至りては、州縣官衙の南遷するものさへありき。高麗史地理志によれば、孟博泰、撫雲郭、嘉宜昌の九州は高宗の十八年蒙兵を避けて海島に入り、元宗二年に至りて出陸し、徳殷の二州も亦皆一時海島に入り、後、出陸せりといふ。但し其避難せしは住民の一部なりしか、州治及州民の全部なりしか、記事簡にして之を知るに由なきも、恐らくは各州必ずしも同じからざるべく、又出陸の後、某州は某州に屬し、某地に寓すといふも、州治の舊に復せしや否やを詳にせず。昌孟雲三州の如きは、其州治の比較的久しく南方に在りしこと疑なきに似たるも、其他に至りては州治の異動概ね明かならず。高麗史地理志及び勝覽は元宗二年乃至恭愍王二十年に於ける各州の沿革を記さざるを以て、吾人に取りて最も緊要なる東寧路時代及び之に接近せる時代の沿革を知るに能はず。故に元宗の初世に某州に屬し、恭愍王の晩年に至りて獨立の州郡となるとのみ記されしものの中にも、東寧路時代には明かに一個獨立の州として存せしもの少からず、例へば博泰雲撫雲郭殷孟等諸州の如し。就中、博孟二州の如きは一城乃至數城を領し、又一たび紫燕島に移り、尋で安岳郡に移り、更に郭山附近に移れる昌州の如きさへ、猶一城を領せるを見る、而して其領する所必ずしも州治と相近からず、甚だし

きは他州を越えて各地に散在せるものあり。此の如きは行政區劃としては極めて不自然にして、到底常識を以て之を解すべからず、蓋し是れ高麗史勝覽等の記事完からざるか、元史の記事に誤謬あるか、二者必ず其一に居るべし。兎に角、吾人は東寧路管下の諸城の位置を推定するに當りて往々亡羊の嘆なき能はざるなり。

然れども高麗史に高宗の晩年、北界諸城悉く空虚となれるが如く記したるは誇張の筆に過ぎず、^(一)假りに事實に近きものとしても、此かる状態は一時に限られしものにして、東寧路時代に於いては之を見ることなかりしなり。蓋し定遠府、宣州、泰州、博州、渭州、撫州、順州等北界諸州の大半が舊治若しくは其附近に居りしを以てなり。又縱令昌州、孟州、熙州等が一時東方若しくは南方の海濱に移治したりしにもせよ、東寧路時代に於いても、尙依然たりしや否やに就いては、文獻上何等の明證なし、殊に徳州は此時代の中頃に至りて舊地に復し、定遠府以下前記の諸州は概ね皆舊治に居りし事實より推測するに、昌孟熙の三州と雖も、亦舊治に還りしやも知るべからず、少なくとも三州の舊治附近の地が全く人烟を絶ちたりしとは思惟すること能はざるなり。以上の理由により吾人は北界諸城は大體に於いて其舊治を保ちたりしものと推測して、東寧路の北境を劃せんとす。是に於いて吾人は遼金時代の高麗の北境を想起せざるを得ず、乃ち之を

参考して東寧路所屬の諸州縣を包容する一線を劃せり。此一線たるや、固より毫厘の移動を許さざる底のものにあらず、唯大體に於いて東寧路設置以前の高麗の北境、東寧路時代に於ける同路と開元路との境界の那邊に在りしかを示すに足るのみ。北境已に定まらば、東南兩境の如きは則ち易々たり。平安南道の陽德縣附近は本路の所領たるが故に、此方面は同道の東境を以て限とすべく、谷山郡の本路に入りしこと疑なき以上は、此處は常に黃海道の東端に達せしものなり。而して南境の諸州縣の位置については疑を挟むべきものなきを以て、吾人は殷栗縣と豐州との間を起點とし、東に向つて鳳山瑞營二郡の間なる慈悲嶺を通過し、遼安郡の南を経て江原道の西北境に達する一線を以て、本路と高麗國との境界と爲すなり。

(二)高宗世家三十五年の條に「三月命北界兵馬使盧演盡徙北界諸城民入保海島」といひ、同三十七年の條に「三月北界昌州請入近地許之移于安岳縣。先是咸州○縣州の古名亦遷于殷栗縣。自此北界州民皆內徙西京畿內及西海道とあり。

(三)熙州の南移につきては前の注を見よ。

(四)一七六一一七九頁參照。

附 錄

元末明初に所謂東寧府に就きて

至元六年元の世祖は高麗の西北部六十城を割取し、翌七年西京を改めて東寧府と名け、以て朝鮮半島に於ける新領土の首府と爲ししが、二十七年忠烈王十六年三月に至りて全く之を還附せること既に述べたる所の如し。東寧府の廢せらるるや、高麗は直に西京の名を復し、西京留守官を置き、恭愍王十八年明太祖洪武八年萬戶府を設け、後改めて平壤府と稱せり。東寧府の建置沿革は此の如くに明白にして、忠烈王十六年西曆一〇二一年に撤廢せられしこと一點の疑を容れざるに拘らず、吾人は高麗史世家を讀んで、恭愍王十八年六一九年十一月の條(三)に至り、突如として「又遣元帥將擊東寧府以絶北元」の文に接せし時には先づ驚異の眼を張らざるを得ざりき。然れども平壤は既に久しく高麗の有たり、而して北元は即ち明の太祖に逐はれて長城以北に退きたる元の餘黨を指すに外ならず、乃ち其名均しく東寧府といふと雖も、其地を異にするや言を埃たす。前の東寧府は今の朝

鮮の平壤なり、後の東寧府は果して之を那邊に擬定すべきか。

(一)高麗史十一卷四

(二)恭愍王十七年一三六八年八月明軍元の大郡北京を陥れ、順帝北に奔り、元遂に亡ぶ。元亡ぶといふは、其支那の地を失ひたるの謂のみ、長城以北猶久しく明に入らず、西喇木倫以南は一時明に属したりしも、元室の裔は明の世を終るまで漠の南北を占めて可汗の號を有せり。ここに北元といふは、支那を明に奪はれし後の元の領域若しくは其餘黨を指す。

高麗史恭愍王世家は直に前文を承けて東寧府征伐の顛末を記すること甚だ詳なり。今其要點を略記せんに、恭愍王十九年正月甲午の日高麗の東北面元帥李成桂朝鮮の太祖は騎兵五千歩兵一萬を率ゐる東北面より出でて黃草雪寒の二嶺を踰え、甲辰の日鴨綠江を渡る。東寧府同知李吾魯帖木兒之を聞き、移りて于羅山城を保ち、險に據つて以て防がんとす。成桂也頓村に至るや、吾魯帖木兒來りて戰を挑みしも、俄にして出でて降り、高安慰代つて防戰頗る力む、而も遂に敵する能はず、妻孥を棄てて遁る、于羅城遂に陥り、諸城風を望んで皆降る。是に於いて東は皇城に至り、北は東寧府に至り、西は海に至り、南は鴨綠江に至るの地、悉く定まる(一)。李成桂は東北面の首府成興を出發し、西北に向て

黃草雪寒の二嶺を踰え、鴨綠江を渡り、而して後進んで于羅山城を占領せしなり。雪寒嶺の位置詳ならねど、其平、咸二道の分水嶺中の峙の名たること疑なければ、恐らく今の牙得嶺なるべく、随つて高麗軍は今の滿浦鎮附近にて鴨綠江を渡りしものなるべし。さて于羅山城の位置に就いては龍飛御天歌に「自平安道理山郡央土里口子北渡鴨綠婆猪二江、至兀刺山城、在大野之中、四面壁立高絕、唯西可上、距理山郡二百七十里」とも、平安道渭原郡西越江三十里、有一洞、洞内平衍、名曰也頓村、北距兀刺城一日程(二)ともあり。茲に所謂兀刺は于羅と同音異譯なるは勿論とし、理山即ち今の楚山及渭原よりの距離と、大野の中に在る要害の地たりとの記事とに基づき、此山城を求むるに、大略今の懷仁縣城若くは其附近に在りしものなるべし(三)。然れども于羅は東寧府の管下なる一城にして、東寧府その者にはあらず、東寧府の何れの地に在りしかは未だ全く知られざるなり。唯前記の文の末尾に于羅占領の結果として「東至皇城、北至東寧府、西至海、南至鴨綠、爲之一空」といへるは注意すべきものなり。茲に皇城とあるは、固より北元又は高麗の帝都を指せるにはあらず、龍飛御天歌に「平安道江界府の西、江を越ゆれば大野の中に古城あり、大金皇帝の城と傳へらる、城北七里に碑あり」と記し、東國輿地勝覽には滿浦を去ること三十里の處に皇城坪は朝鮮語あり、村の義あり、金國の都にして、皇帝墓、皇后墓、皇子墓と稱するもの

ありと見ゆれど、^(六)金の國都も帝陵も固より此かる地方に在るべき筈なく、二書傳ふる所全然俗説にして信するに足らず。然れども今の輯安縣瀋陽省附近は高句麗の舊都なる丸都城の遺址にして、有名なる好太王碑も現存し、古墳の數も無數なりと聞けば、御天歌編纂の以前に此地の土人の間に此かる附會の説傳はり、皇城の名も起りしなるべし、兎に角皇城とは今の輯安縣附近を指せる事斷じて疑なく、高麗史に之を以て于羅の東に在りとせるは當れり。但し、鴨綠江を于羅の南とし、海を其西としたるは正しからず、蓋し時人の方角を誤れるなり、随つて于羅の北に在りとせらるる東寧府は實は其西に在りしものならざるべからず、換言すれば東寧府は當に今の懷仁の西方に於いて之を求むべきなり。

(二)高麗史卷四恭愍王世家十九年の條に曰く、春正月甲午彗星見東北方、我太祖成桂以騎兵五千步兵一萬、自東北面踰黃草嶺、行六百餘里、至雪寒嶺、又行七百餘里、甲辰渡鴨綠江、……時東寧府同知李吾魯帖木兒聞太祖來、移保于羅山城、欲據險以拒太祖、至也頓村、吾魯帖木兒來挑戰、俄而棄甲、再拜曰、吾先本高麗人、願爲臣僕、率三百餘戶降、吾魯帖木兒後改名原景、其曾高安慰帥麾下嬰城拒守、我師圍之、……安慰棄妻孥、縋城夜遁、明日頭目二十餘人率其衆出降、諸城望風皆降、得戶凡萬餘、以所獲牛二千餘頭、馬數百餘匹、悉還其主、北人大悅、師者如市、東至皇城、北至東寧府、西至于海、南至鴨綠、爲之一空、

(三)龍飛御天歌五卷にも高麗史と同様の記事あり、前者は後者に比すれば稍、省略の跡を見るも、而も脚注を有して大に吾人を益す、于羅の位置に關するものの如きは其一例なり。

(四)此遠征より二年後、恭愍王は兵を遣はして五老山城を伐たしめ、遂に之を占領して、元の樞密院副使哈刺不花を虜にせること高麗史卷四に見ゆ、吾老は于羅兀刺等と同じく一音の轉にして又同一の山城なるべし。

(五)西征錄に朝鮮王世宗の建州女直征伐に關する記事あり、殊に婆猪江に據れる李滿住の動靜に就いて詳細なる報告を收む、中に兀刺山城の位置を勞勞せしむるに足る記事あれど、不幸にして此地方の地形を詳にすべき地圖を得ざるを以て、兀刺山城と密接の關係ある幾多城名の比定を行ふこと能はず、随つて兀刺山城は懷仁附近に在りしものといふの外、一步をも進め難きは遺憾なり。

(六)龍飛御天歌五卷注に「平安道江界府西越江古古悉らく百四十里有大野、中有古城、諺稱大金皇帝城、城北七里有碑、又其北有石陵二」とあり。

(七)東國輿地勝覽卷五江界山川の條に「皇城坪距滿浦三十里、金國所都、」皇帝墓在皇城坪、世傳金皇帝墓、隴石爲之、高可十丈、內有三窺、又有皇后墓、皇子等墓」とあり。

(八)御天歌は明の正統十二年、世宗即位の二十九年に成れる書なり。

東寧府の一支城たる兀刺山城の陷落始末は前に引用せる高麗史の記事によりて詳

なり、而して東寧府攻撃は實に同年八月に始まり十一月に終る。高麗史は此戦争に關しても亦極めて精密なる記事を吾人に傳へたり、今其要旨を記すれば即ち下の如し、曰く、高麗人奇賽、因帖木兒元朝に仕へて平章となる、彼の父轍本國に在りて亂を謀り遂に誅に伏す、^(一)彼之を以て本國を怨み、父仇を報せんと圖る、已にして元亡び明興る、彼乃ち遼陽瀋陽の官吏金伯顔、哈刺波、豆德、左不花等と共に元の遺衆を集め、東寧府に據り、以て新興の明に抗し、又高麗の北境を寇掠せり。^(二)是に於いて高麗の東寧征伐となり、已に此年正月を以て兀刺山城占領の事あり、而も賽因帖木兒等東寧府に據りて敢て降らず、これ第二回の遠征軍を出すに至りし所以なり。八月東北面元帥李成桂、西北面元帥池龍壽、副元帥楊伯淵等命を受けて征途に上り、十一月義州に至り、浮橋を造りて鴨綠江を渡る、三日にして全軍始めて遼東に入り、螺匠塔を経て遼城に迫る、城將の一人處明、驍勇能く防ざしが、城遂に陥り、賽因帖木兒は遁れ、金伯顔は虜にせらる。高麗軍乃ち城東に退き、榜を張りて元の遺衆納哈出也、先不花等を招諭し、又別に金州、復州等に張榜して歸降を促し、^(三)鑑在東京の語を以て之を脅かせり。ついで遼城の西十里に次し、直に凱旋の途に就き、松姑^(四)驛店^(五)を經、鴨綠江を渡りて本國に歸れりと。^(六)以上は高麗史記する所によりて戦争の經過を略叙せるのみ、同書に曰く、八月己巳命我太祖及西北面元帥池龍壽、副元帥楊

伯淵等往擊東寧府……十一月丁亥……渡鴨綠江、己丑進襲遼城、急攻拔之^(七)、始めに東寧府を撃つといひ、後に遼城を抜くといふ、嘗て東寧府占領の事を言はざること、高麗史紀傳の記事を通じて皆同じ、洵に怪むべし。唯東國通鑑^(八)十九に「十一月我太祖及池龍壽等攻拔東寧府、奇賽、因帖木兒遁走、金伯顔以歸、誅之^(九)」と書き出し、而して後、此征戰の始末を記すること、全然高麗史の文と同じ。抑、奇、金兩人は實に東寧府に據りて此遠征軍の當面の敵たり、然るに遼城陥りて奇は遁れ、金は虜はれ、其餘黨亦概ね亡びて更に兵を用ゆるの要なかりき、此事情より推測するに、東寧府と遼城とは其名異なるも其地同じきなり。縱令高麗史及び龍飛御天歌に之を明記せざるにもせよ、此推定は決して動くものにあらず、即ち通鑑の編者が遼城占領の始末を述べて之を東寧府占領の事と斷定したるは正當なる解釋といふべし。而して所謂遼城が今の遼陽に外ならざること、其行軍路に當りて義州あり、松姑ありしに徴して既に明なるべく、殊に御天歌の注に「遼城遼陽之城」と明記したるに由りて寸毫の疑あるべからず。^(一〇)要するに元末明初の世、元の餘黨の據りて高麗の征討を被りたる所謂東寧府は、今の遼陽に比定せらるべきものなり。

(一) 高麗史 卷百三 奇轍傳

(二) 高麗史 卷十一 奇轍傳

(三) 次の注参照

三五九

第五篇 滿洲に於ける元の疆域

(三)第二回の遠征始末に就いては高麗史卷十四池龍壽傳の記事最も精細なり曰く池龍壽：尋出爲西北面上元帥兼平壤尹初奇賽因帖木兒仕元爲平章元亡與遼藩官吏平章金伯顏等據東寧府憾其父轍誅將欲寇遼王遣龍壽及西北面副元帥楊伯顏安州上萬戶林堅味與我太祖擊之……師至義州令萬戶鄭元庇崔奕成金用參等造浮橋於鴨綠江……凡三日畢濟……師至螺匠塔○御天歌注に在遼東城東二百里至今路傍有石塔と見ゆ去遼城○御天歌注に遼二日程留輻重賣七日糧以行……使裨將洪仁桂崔公招等領輕騎三千進襲……急攻遂拔之賽因帖木兒遁虜金伯顏是夕退師城東張榜諭納哈出也先不花等○元の曰奇賽因帖木兒本國徽臣昵近天庭過蒙殊恩位至一品義同休戚天子蒙慶于外義當左右先後效死勿去爾乃背恩忘義○身東寧府以其父轍伏誅挾讐本國潛圖不軌年前國家遣兵追襲逃不血刃又不赴行在退保東寧城與平章金伯顏等結爲心腹松甫里法禿河阿尙介等處圍結軍馬又欲侵害本國罪在不原今舉義兵以問又與金伯顏等誘脅小民堅壁拒命哨馬前鋒生獲金伯顏外哈刺波豆德左不花高達魯花赤總管頭目盡行勦捕賽因帖木兒又逃不首罪其所投各寨即捕獲飛報如有隱匿者○在東京又榜金復州等處曰……今舉義兵以問賽因帖木兒等據東寧城恃強方命大軍所至玉石俱焚嗟嗚何及凡遼河以東本國疆內之民大小頭目等速自來朝共享爵祿如有不庭○在東京翼日師次城西十里是夜有赤氣射營熾如火日官盧乙俊曰異氣隨營移屯大吉時萬戶裴彥等舉高家奴于石城未還欲留待以乙俊言班師初城陷我軍火倉庫殆盡由是軍中乏食諸將請由直路龍壽不從欲觀兵循海邊還師士卒大飢殺牛馬而食軍不得成列衆皆尤之遂取徑而還恐有追兵野宿必令士卒各作溷廁馬厩納哈出果蹶後行二日曰作廁與厩

師行整齊不可亂也乃還三日師至松姑嶺獲糧天瑞得穀數百石以餉之師遂以濟云々

(四)同上卷四十二恭愍王世家

(五)同書にも高麗史池龍壽傳所載と略は同様の記事あり殊に人名地名に脚注ありて大に便利なれども是れ悉く編者の原注なるや否や未だ詳ならず隨つて之を引證するには多少の斟酌を要す

(六)右の注(三)に見えたる二種の榜文の末段に「在東京」とあり東京とは遼以來元初まで今の遼陽の別名なりき遼城を指して東京ともいへるは遼城即ち遼陽なりとの一證とするに足る

五 瀋陽路

元の太宗三年高麗高宗十八年 西曆一二三一年八月將軍撒禮塔命を受けて高麗を攻むるや高麗麟州の神騎都領洪福源迎へ降り自ら率ゐる所の編民千五百戸を獻じ撒禮塔を導きて未附の州郡を攻め又親しく王京開城に至り高宗に勸めて和を乞はしむ撒禮塔は高宗より質子を得京府及び州縣の達魯花赤名七十二人を任命し翌年四月師を班せり然るに其年六月高宗復た蒙古に叛き都を江華島に遷し悉く蒙古置く所の達魯花赤を殺し州縣の民をして海島に竄れしむ是に於いて撒禮塔また來り攻めしが流矢に中りて死し

洪福源は已降の衆を領して留つて西京に屯せり。五年九月福源は高宗の宣諭使鄭毅を殺し、十二月嘗て招集する所の北界の餘衆を率ゐて蒙古に歸附し、自ら遼陽に居り、其衆をば遼陽と瀋州との間に居らしめたり。六年五月太宗は福源を管領歸附高麗軍民長官と爲し、十年五月には新に歸降せる高麗人趙玄習、李元祐等を遼陽に居らしめ、彼等に隨ひ來れる民二千人と共に福源の節制を受けしめたり。是より先き、瀋州は金末の大亂に全く廢墟となりたりしが、此時始めて城郭を築き、官署を設けしなり。世祖の中統二年^一一^二六、蒙古は遼陽の官銜を安撫高麗軍民總管府と改め、二年の後は高麗の質子王綽を以て其長官と爲し、二千餘戸を分領して瀋州に治せしむ^三、而して同時に洪福源の子茶丘は遼陽に在りて自餘の高麗人を支配したれば、高麗軍民の支配を目的とする官銜は一時遼陽、瀋州の二城に在りしなり。然るに成宗の元貞二年^一二^九に至り、元は此二官銜を合併して瀋州等路安撫高麗軍民總管府と名け、其治所を遼陽に定めき^三。即ち所謂備治なり。

(二)王綽は高麗王高宗の族子なり。太宗の十三年高宗は質子として蒙古に送り、爾來此時まで二十三年を経たり。

(三)元史地理志による。然れども高麗傳に「至元三年二月立瀋州以處高麗降民」とあれば、瀋州に官銜を

置きしは王綽の總管となりし時より更に三年の後なりしに似たり。今姑らく地理志の記事に従ふ。

(三)以上は元史^{卷五}地理志^{卷百五}、洪福源傳^{卷百六}、王綽傳^{卷二}、高麗傳^{卷二}及び高麗史^{卷二}高宗世家^{卷百}、洪福源傳等の記事による。

さて元一統志^(二)に「渾河在瀋陽路、源出廢貴德州東北、西南經瀋州南一十五里、遼陽西四十里、會太子河、合遼水、南注於海、舊稱瀋水、水勢湍激、沙土混流、故名渾河、今水澄澈、遇漲則渾」と見ゆ。今渾河正に奉天の南十五里を流る、瀋州の今の奉天なりしこと蓋し疑なし。而して其地一に瀋陽といふは瀋水の北に在るが故のみ。さて瀋陽の名は元代に至りて始めて現はる、元史には大德元年の條に其名始めて見え、其前年までは悉く瀋州とのみあれば、蓋し成宗が瀋州等路安撫高麗軍民總管府を置きし時より其名を改めしものか。即ち此長き名の官銜が普通に瀋陽路の名にて呼ばれ、同時に瀋州を瀋陽と稱するに至りしならん。果して然らば、瀋陽路は専ら元朝に降附したる高麗人を支配せしかといふに、必ずしも然らざりしもの如し。蓋し王綽が一時分領したる戸數のみにても二千餘ありしに徴せば、合併したる後の總管府の管轄戸數は少くも其倍數に達せしなるべく、又總管府の下には、五人の總管、二十四人の千戸、二十五人の百戸ありしのみならず、

元代の末期には其戸數五千八百八十三ありきと見ゆれば高麗人を主とし之と雜居せるもの若くは附近の住民をも管轄せしものなるべし。而も吾人は本路の疆域を知るべき資料の絶無なるを遺憾とす。若し吾人の想像を許さば吾人は金代の瀋州と貴德州(四)とを合せたるものを以て之に擬せんとす。果して然りとせば元貞二年以後の南滿州には北に瀋陽路あり南に遼陽路あり。而して瀋陽路は西は新民府附近を以て南は今の承德縣の南境を以て共に遼陽路に界し北は鐵嶺縣の北境を以て開元路に接せしものなるべし。

(二) 滿洲源流考卷十に引用せらる。

(三) 其文に曰く「是歲……遼陽瀋陽廣寧水」元史

(四) 地理志瀋陽路の原注に曰く「至順錢糧戸數五千一百八十三」と至順は西曆一三三〇年より一三三三年に跨れる元の文宗の年號なり。

(五) 二二頁參照

六 開元路

開元路(一)は遼陽・大寧等の諸路とは異なり其管内に州縣の設なく全く特殊なる方法を以て支配せられし事と元史地理志の本路に關する記事が蕪雜を極めたる事とにより支那の學者は早く明初以來本路の治所及び疆域に就いて明確なる智識を缺き往々にして甚だしき誤解を傳へたるより元帝國の滿洲經路が如何なる程度にまで行はれたりしか今猶殆んど不明の事とせらるるは元代の歴史を研究する者の常に遺憾とする所なり。吾人は茲に開元路の研究を試むるに當り先づ之に關し從來發表せられたる諸家の説の大要を摘録し一々之に短評を加へ以て吾人の此企圖の決して無用の業にあらざるを明にせんと欲す。

(一) 開元路の名元代に始まる蓋し後に言ふ所の開元城より其名を得たるならんも孰れにしても其名たるや明かに漢名にして女真名の音譯にはあらず。惟品路金元のといへば當時の蘇濱水金史に同音と今の綏芬河の流域なること胡里改路元のといへば當時の胡里改江今の瑚爾喀江の流域なること合懶路金の路名一にはといへば當時の合懶水馬水一には今の海蘭河の流域なること何人も容易に著想し得る所なれど獨り開元路又は開元城の名に至りては全然例外にて吾人をして其由来を知るに苦ましむ。從來之に就いて説明を試みしもの吾人の寡聞を以てしては唯一の遼東志一郡名開原の條に「開元唐名又元路名」とあるを知るのみ。但し單に唐名といふのみにて唐代に於け

る一府一城の名なるか若しくは一地方の名なるか編者の意甚だ明かならず又何の據る所ありて然か言へるか全く知るに由なけれど從來學者のすべて沈黙を守れる中に遼東志の編者が一語之に説き及べるは眞に空谷の足音にも比すべきものなり吾人が敢て之が説明を試みんとしたるは實は此一語より得たる暗示に基くものなるが故に卑見幸に學者の一顧を得ばそは全く遼東志の賜なりといはざるべからず

吾人の所見によれば開元城及び開元路の名は唐の玄宗の年號開元より來りしもの如し以下少しく其理由を述べん元史地理志開元路の條に曰く開元路古肅慎之地隋唐曰黑水靺鞨唐初渠長阿固郎始來朝後臣服以其地爲燕州置黑水府云々と肅慎の名は最も古く支那に聞え後挹婁の名傳はり後魏の世勿吉といひ隋以來靺鞨と稱せられしが此等は皆大體に於いて今の滿洲の東北部に占據せる民族にして後世に至るに隨ひ支那の朝廷に朝貢すること漸く頻繁を加へたりしも而も其地の甚だ遼遠なるを以て隋以前歴代の朝廷中其民族の招撫を試みたるものなきにあらねど其地方の經略に著手したるはあらざりき而して其是あるは實に唐に始まれり舊唐書卷九下靺鞨傳に曰く唯黑水部全盛分爲十六部部又以南北爲攝○新唐書靺鞨傳に唯黑水完疆分十部以南北稱蓋其居最北方者也開元十三年○渤海傳に十三年四年に作る安東都護薛泰請於黑水靺鞨內置黑水軍續更以最大部落爲黑水府仍以其首領爲都督諸部刺史隸屬焉中國置長史就其部落監視十六年其都督賜姓李氏名獻誠授雲麾將軍兼黑水經略使仍以幽州都督爲其押使自此朝貢不絕とさて黑水靺鞨といひ靺鞨の黑水部といふは黑水

即ち黑龍江の流域に據れる靺鞨民族なり此民族此地域の經略に著手し終に之を編入するを得たるは實に唐代に始まり而も開元年間に始まりしなり是に於いて吾人は敢て次の如き想像説を提供す曰く金末此地方の沿革に通曉せる者今の依蘭府舊名附近の一城に開元城の名を與へ之と同時か若くは稍後れて松花江流域一帯の地をも開元と呼ぶに至りしものならん吾人は特に「金末」といふ蓋し元人の始めて開元の名を聞きしは元の太宗の五年即ち金の亡ぶる一年前なれば此名は決して元人の命じたるものにあらず而して金史以下金代の記録には絶えて其名を見ざるを以てなり兎に角金末に又開元城といふ城名あり開元城につきては後文に詳述す金の亡びし翌年即ち太宗の七年西曆一三二五年には開元萬戶府は今の農安縣城に設けられたり之を要するに支那人の勢力が實際今の黑龍江方面に及びしは唐の開元年間此地方に據れる黑水靺鞨の諸酋長を臣屬せしめ其地に黑水府と名くる官衙を置きしを以て始とするが故に後世此地方を開元といひ其地方の一城に命ずるに開元城の名を以てするが如きは決して必無の事にあらざるべし猶一言すべきものあり唐代の所謂黑水は嚴密に今の黑龍江を指せるにあらずして松花江の下流をも其名の下に稱せしものと推測せらるるのみならず黑水府の位置は當時に於いては恐らく今の依蘭府より甚だ隔絶せる處にはあらざりしなるべきが故に金末に於ける開元城と唐代に於ける黑水府とは或は略ほ同一地なりしかとも想像せらるる黑水靺鞨が再び勢力を得て建設したる金帝國の時代に在りては此依蘭府は胡里改路の治所となり金を滅ぼして代つて此地方を領屬せる元帝國の世に至り

て又胡里改萬戶府を此地に置き、其西に近く韓梁憐萬戶府、其東に近く桃温萬戶府を置けり。後文吾人人が黒水府及び開元城を以て依蘭府附近に擬定せんと試むるは、實に此歴史的事實あるがためなり。若し以上の所見にして幸に大過なからんには、吾人は更に一步を進めて開元の名は金代の末期に於いて蒲鮮萬奴が當時の胡里改路の治所なる胡里改城に與へたる別稱ならんと想像す。萬奴は當時豆滿江流域に據りて國號を東真といひ、自ら天王と稱し、且天泰と建元し、萬事支那の制に倣へり。此支那風を喜べる萬奴が松花江沿岸に在りて古來の要地たり、又近く胡里改路の治所たりし今の依蘭府に漢名を與へんとし、終に開元の二字を擇びしものと推測するは、必ずしも牽強附會の説にあらざるべし。萬奴が東真國王としての居城なる南京の名も、或は彼自身の命名に係り、金の上京に對して此く稱せしものにあらざるか。

イ 明一統志卷二遼東都指揮使司の條には、「三萬衛在都司城○今の遼陽北三百三十里。古肅慎氏……元改為開元路、本朝洪武二十一年置兀者野人乞例迷女直軍民府、二十二年罷府置衛」と見え、同じく古蹟の條に「開元城在三萬衛西門外。元志○元一統志開元城西南寧遠縣、又西南曰南京○云々」とあり。即ち明一統志の編者は開元路の治所たる開元城は終始明代の三萬衛治即ち今の開原に在りしものと信ぜしなり。本路の疆域如何に就いては嘗て一考をも費さざりしに似たり。

(一)此全文後(三九五頁)に出づ。

□ 明史卷四十一地理志、遼東都指揮使司の條には、「三萬衛元開元路、洪武初廢、二十年十二月置三萬衛於故城西、兼置兀者野人乞例迷女直軍民府、二十一年府罷、徙衛於開元城」と記す。是れ亦元代の開元城即ち今の開原と信じ、毫も其間に疑を挾まざるなり。

ハ 讀史方輿紀要卷三十七山東八、三萬衛の條に「開元城今衛治、元或作原、悞也。蒙古窩闊台六年○七年初置開元、南京二萬戶、治黃龍府。或以今城即黃龍城非也、蓋初寄治於黃龍府、後徙今治、明初因舊城設三萬衛云々」とあり。是れ三萬衛の治所たりし開元城は元初以來所謂開元城にあらずして、嘗て一たび黃龍府と同處に在りし事を言ふものにて、前二書の説に比して確かに一步を進めたるものなれども、黃龍府に在りし開元城は始建のものにあらずして、更に他より移り來りしものなる事には想ひ及ばざりしなり。

ニ 大清一統志卷三十九奉天府古蹟の條に「開元故城今開原縣治、元初設開元府○即ち開元後改開元路、明洪武中改元爲原、以其地爲三萬衛」といひ、又同書卷三十八奉天府開原縣の條には「由今開原、以知明三萬衛、由三萬衛、以知古開元城、可知改元爲原非二也」と論斷せり。之れ明一統志と同じく、元の開元城は終始今の開原を指ししものと信ずるもの、卓見に富める同書編者の平生にも似ぬ不見識といふべし。(二)

(一)同書奉天府古蹟故三萬衛の條に按三萬衛在渤海日扶餘府在遼日黃龍府在金日會寧府在元日開元路其實一也といふが如き誤謬の尤も甚しきものなり。扶餘黃龍兩府は共に今の長春府農安縣附近にして金の會寧府は今の哈爾濱の東南なり。四二頁及一五三頁參照。

本滿洲源流考^{卷十}疆域、元の開元路の條に、按開元本金上京境内地名、元兵至此、遂定其地、而上京一帶俱已殘毀、因改建開元路、非開元即上京也、其初寄治黃龍府、後徙於今開原縣地、明初因以設衛、亦非今開原即黃龍府と説けるは、略ぼ紀要と同じ。たゞ開元を以て本と金の上京境内の地名と爲すは一顧の値あるべし。猶同書^{卷十}疆域、金の會寧府の條に、元初開元一路、所轄至廣、凡吉林、寧古塔等地、皆在其中矣といへるは、縱令其説が元史地理志所載の開元路沿革に關する漠然たる記事に據れる自然の推測に過ぎざるにもせよ、本路の疆域について説くものの絶無なる中に在りて、此一語なりとも發表したるは多とするに足るべし。

へ盛京通志^{卷百}古蹟開元路の條に曰く、按開元之地、元時所轄甚廣、吉林、寧古塔以北皆在其中。但元史志云、即唐黑水府、元一統志亦云、三京故國、五國舊城、則開元路之爲黑龍江地面、毫無疑義、不得以其後徙治開原、且因明有開原衛之設、遂拘泥以爲開原一縣之地、始爲開原路也と。是れ源流考の説に一步を進めたるものなり。

ト東三省輿地圖説に見ゆる開元開原辨に曰く、據地理志、開元路即唐黑水府、是開元在今黑龍江地面。據一統志、三京五國、狗車木馬……則由長白山至黑龍江、凡東北濱海諸地皆隸開元路也。又按元初乙未歲、立南京萬戶府、治黃龍府、至元四年、更遼東路總管府、二十三年改爲開元路。是移開元於今農安城、已非黑水之舊。厥後徙治開元、蓋因遼河以東、早已割隸開元路、籍爲遼東保障。明洪武中、改元爲原、於此設開原衛、今爲開原縣と。是れ現今滿洲の古事に通曉すと稱せらる老儒曹廷杰の説なり。開元に關する最近^{吾人の知れる}限に於ての説だけありて、從來の諸説に比して數歩を進めたるの功は沒し難し。

以上列擧する所によりて知らるる如く、開元路の疆域に關する論證は、次第に詳細を加へたること疑なきも、右の諸説は概ね餘りに簡略にして、其疆域が時代によりて出入ありし事を言はず、又其四至を明言せず、其最も進歩せる曹氏の説に於いても、吾人は唯「南長白山、北黑龍江、東北濱海地皆其境」といふを聞くのみ。其西境は那邊に達せしか、其南境は果して長白山山脈に止まりしか、合蘭路恤品路の名猶當時に存せしか、若し存せしとせば、兩路と開元路との疆域上の關係如何、その他水達達路の建置沿革及び疆域、咸平府と開元路との關係等、數へ來れば吾人の解決を要する問題猶頗る多し。因つて吾

人は以下(一)開元路の四至、(二)合蘭路及び恤品路、(三)水達達路、(四)斡朶憐等五萬戶府、(五)咸平府の五項に分ちて卑見を述べ、以て大方の教を乞はんとす。

一 開元路の四至

開元路の問題が從來の學者によりて稀に研究せられ、大に誤解せられたる所以のものは、之に關する元史地理志の記事頗る簡略にして又甚だ明確を缺けばなり。由來地理志載する所の各路の記事皆多少の誤謬を含めること已に述べたるが如し、而も元史の他の部分に存する關係記事を摘出して詳かに比較論證せんには、必ずしも其真相を究め難きにあらざる事、遼陽路以下に關する吾人の研究を讀みたる人々の首肯する所なるべし。吾人は此稿に於いても同様なる研究方法を採用す。而も地理志の記事は後文屢、參照を要するものなるを以て、讀者の便宜を計り、左に其全文を録す。曰く、

開元路古肅慎之地、隋唐曰黑水靺鞨。唐初渠長阿固郎始來朝、後乃臣服、以其地爲燕州、置黑水府。其後渤海盛、靺鞨皆役屬之、又其後渤海浸弱、爲契丹所攻、黑水復擅其地、東瀕海、南界高麗、西北與契丹接壤、即金鼻祖之部落也、初號女真、後避遼與宗諱、改曰女直、太祖烏古打既滅遼、即上京設都、海陵遷都於燕、改爲會寧府。金末其將蒲鮮萬奴據遼東、元初

癸巳歲○太宗五年四月出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤品、東土、悉平、開元名始見於此。乙未歲○太宗七年立開元、南京、二萬戶府、治黃龍府、至元四年○西曆一〇六七年更遼東路總管府、二十三年改爲開元路、領咸平府、後割咸平爲散府、俱隸遼東宣慰司。至順錢糧戶數四千三百六十七。

さて専ら右の文に基づきて開元路の疆域を考ふる時は、黑水靺鞨の最大版圖か、金の上京路の疆域か、蒲鮮萬奴の建設せる東真國の領土か、若くは此三者に共通する地方を以て其四至を定めざるべからず。而も二萬戶府の治所たる黃龍府が今の長春府農安縣にして、餘りに西方に偏せるの嫌あると、今の奉天府の屬縣に開原と名くる地ありて、其名の開元と酷似せるとに由り、明一統志以來諸說紛々として起り、甚しきは全然地理志の記事を無視して、今の開原縣境內を以て開元路疆域の全部なりと誤解するものさへありし事は、已に緒言に於いて述べたる所の如し。兎に角、右の記事は不完全にして、據つて以て本路疆域の一斑を推定するに足らず、又決して曹氏の所見以上に出づること能はざるなり。是に於いて吾人は元史の他の部分は勿論、普く元明兩時代の文獻を涉獵して本路の地域に關する有らゆる資料を蒐集し、審かに之が批判を遂げ、及ぶ限り精密なる境界線を發見せんことを努めざるべからず。

地理志に開元路始設の年次を明記せず、唯太宗高宗の七年開元、南京の二萬戶府を置

き、世祖の至元四年遼東總管府と改め、同二十三年更に開元路と改めし事を言ふに止まる。舊説皆本路の始設を至元二十三年に繋ぐるは、一に此記事に據れるが爲めのみ、而も是れ全く誤解なり。以下少しく辯ずる所あるべし。先づ元史卷百二十吾也而傳を見るに、太宗の十三年四十一吾也而は命を受け高麗を伐つて和を乞はしめ、其王高宗の質子を伴ひ歸りしが、太宗大に彼の殊勳を賞し、北京東京廣寧蓋州平州秦州開元府七路の行兵馬都元帥に任命したりといふ。さて秦州は金の北京路所屬の一州にして今の嫩江と松花江との會流點の西に當り、平州は金の中都路所屬の一州にして今の永平府に相當し、東京蓋州北京廣寧の四路は今の直隸省の北半部一名東蒙古と盛京省の西半部とを包含せるものなり。(三)而して養息牧河流域を占めたる懿州路も、鴨綠江流域の西部を占めたる婆娑路一名婆遼府路も、亦恐らくは當時已に存在せしなるべし。(四)果して然らば開元路或は開元府路は上に數へたる八路中、平州路を除ける七路と共に、少なくとも東京北京秦州蓋州廣寧の五路と共に、太宗の十三年以前今の滿洲に創置せられしものなる事斷じて疑なく、而して其管轄區域も他の諸路の疆域以外、即ち今の吉林省方面たりし事は自ら推測し得らるるなり。加之、太宗の十三年は東真國亡びてより八年目、開元萬戶府を置き、てより六年目に當れば、此間に於いて蒙古の東方經營は更に幾分の進歩を見しなるべ

く。或は萬戶府の創設と同時に開元路の名起り、之を以て西は黃龍府今之安より東は南京今之延吉に至る地方を汎稱せしものにあらざるか。南京萬戶府が開元萬戶府と同時に、同じく黃龍府に創設せられたるもの蓋し偶然にあらざるなり。

(二) 八六一七頁參看。

(三) 大清一統志卷十永平府盧龍縣の條參看。

(四) 二七一、二七四、三三一、三三七頁參看。

(五) 二九四、三二二頁參看。

(五) 二六四頁參看。

其後、定宗貴由汗憲宗蒙哥汗二帝の世には、元即ち蒙古は西域及び支那の征討に従事し、東方經路の餘暇なかりしが爲めにや、此間開元路の名絶えて元史に見えざりしが、世祖忽必烈汗の中統二年一二六一年に至りて再び現はれ來りぬ。世祖本紀卷四に曰く、九月以開元路隸北京宣撫司(二)と。北京宣撫司は去年五月支那本部に置かれたる他の九宣撫司と同時の設置に係りしが、是に至りて開元路をも其管下に加へしものなり。然るに此年十一月、北京等十路の宣撫司は悉く廢せられぬ。元史に曰く、罷十路宣撫司、止存開元路と、茲に所謂十路の路は臨時に定められたる區域を示す名稱にして、常置の行政區劃を示すもの、例

へば遼陽路、大寧路等の路とは、全く其意義を異にせること勿論なり。さて、此文面にては、開元路の名も行政区劃名として之を見る能はざるが如きも、必ずしも然らず、蓋し本路は所謂十路の一にあらす、又嘗て本路に宣撫司の設置なし、随つて此記事の意義頗る曖昧なれども、試みに之を解すれば、去年置く所の十路宣撫司は悉く之を廢したれども、開元路には却て其必要を認めて之を新設せりとの意味なるべし、果して然らば當時已に行政区劃名としての開元路は存在せしなり。更に進んで中統三年の條を讀むに「六月……割遼河以東隸開元路の文あり、是れ實に本路の存在と、其西境とを明示するものにして頗る注意を値す。さて遼河以東といへば、金州半島も遼陽奉天も悉く其區域に包含せらるべきは普通なれども、今の遼陽に治せる東京路、蓋平に治せる蓋州路、九連城に治せる婆娑路は皆當時存在したるのみならず、開原に治せる咸平府も亦同時に存在したりと思惟せらるるが故に、茲に所謂「割遼河以東云々」の語は、開元路の西境が遼河の一部に達せりとの意味にして、換言すれば、咸平路以北、遼河以東の地、即ち今の奉化、懷德等諸縣が此年を以て本路の管内に編入せられしものと解釋すべきなり。之を要するに、從來開元路の西部は伊通河流域に限られしも、此時始めて遼河流域の一部を領有するに至りしものなるべし。」^(四)

(一)世祖本紀、中統元年五月乙未の條に、燕京、益都、濟南、河南北、京、平、陽、太原、眞定、東平、大名、彰德、西、京、京、兆の十路に宣撫司を立てし事を記す。十路中今の長城以北に在りしもの唯一の北京路のみ。

(二)世祖本紀、中統四年四月の條に「罷開元路宣撫司」と見ゆ。宣撫司と宣慰司とは概ね其職掌を同うす。茲に宣慰司とあるは宣撫司の誤りにて、二年前設けられしものの廢止を言へるものによ。宣撫司及び宣慰司につきては元史卷九十一、百官志を參看せよ。

(三)後文咸平府の條參看。

(四)當時の信州と韓州との境界が即ち開元路と咸平府との境界なりしならん。四一八頁參照。

本路の西境は遼河に達したりし事上述の如し。然らば他の三方面は何れの地を以て其境界をなしたりしか。

元一統志に曰く、開元路南鎮長白之山、北浸鯨州之海、三京故國、五國舊城、亦東北一都會也^(一)。此文潤飾多く、意義稍、明確を缺くも、長白之山は今の朝鮮の北境外に連亙する長白山山脈をいひ、鯨州之海とは恐らく東方の大海を指ししならん。^(二)而して三京とは蓋し渤海の上京^(三)、今吉林省寧古塔、中京^(四)、今の松花江附近、及び東京^(五)、今の遼陽、春附近を指し、五國は遼の五國部^(六)、金代また五國の名あり^(七)にして今の牡丹江^(八)、一名瑚、の河口より烏蘇里江口に至る間の松花江の沿岸にありし五大部落を指せるなるべし。^(九)果して然らば、開元路は南長白山

に至り、北は松花江及び黒龍江に達し、東は日本海に臨みしものなり。然れども右の資料は未だ以て本路の境界を畫するの根據となすに足らず、吾人は更に精密なる論證によりて各方面の極限を明にするの必要を感ずるなり。先づ其北境に就いて研究する所あるべし。

(二) 滿洲源流考三 疆域、元開元路の條に引用せらる。盛京通志卷百 古蹟故開元路の條には元一統志を引き、明一統志卷八 女直風俗の條には開元志を引き、之と全く同一の記事を載録す。開元志とは蓋し元一統志の開元路に關する部分を略稱せるものにて、此名を有する書が別に存するにはあらざるべし。そは同じき明一統志が元史の地理志に見ゆる合蘭府水達達等路の條を稱して元史合蘭府志といへるによりて推測せらる。

(三) 皇明實錄洪武十五年二月の條に、元の世置く所の鯨海千戸所の長官千戸 連哥帖木兒女眞より帝都に來りて東滿洲の地理に關する談話を爲せる事を記す。之によれば、所謂鯨州之海は單に大海を意味する雅名にあらずして、或は日本海が鯨を産するに因りて當時此名ありしものによ。

(四) 渤海五京の比定に關しては、未だ定説なし。從來の諸説中、一部の學者に認めらるものは丁鋪大韓 考所及び故那珂博士地學雜誌 第二百五號等の 説なり。今松井氏の「渤海の疆域」本書第一卷所載に從ふ。

(四) 一九五—六頁參看。

元史卷九 兵志、兵制の條に曰く、中統四年十一月女直水達達及乞烈賓地合會鎮守軍、命亦里不花會 三千人、付塔匣來領之、并達魯花赤官之子及其餘近上戸内、亦令會軍聽亦里不花節制と。茲に所謂水達達は明代に所謂江夷にして黒龍島蘇里兩江の下流域に散居せる野人の總稱なるべく、乞烈賓は黒龍江下流域に居住するヤレミ (Chilomi) 族を指せるに外ならず。(二) 又同書世祖本紀に曰く、至元元年十二月辛巳征骨鬼、先是吉里迷内附言、其國東有骨鬼亦里干兩部、歲來侵疆、故往征之と。又曰く、至元二年三月癸酉骨鬼國人襲殺吉里迷部兵、勅以官粟及弓甲給之と。骨鬼は今の樺太島、若くは同島居住の民族を指せるものなるが故に、(三) 此等の記事は樺太に居りし骨鬼人が黒龍江口に渡り來りて、其地方に住せる吉里迷人若しくは、其地守備の任に當れる元朝の軍隊を襲殺したるにより、或は遠征軍を出し、或は吉里迷人に賜給せし事を示すものにして、吾人は之に因つて當時元朝の勢力の實際黒龍江下流域に及びし事を知るなり。爾後此地方の經營次第に進捗せしならんも、事遼遠なる邊陲に屬するがため、例の粗雜なる元史のこととて、精細なる記事を録することなく、唯或る事變の生せる毎に零碎なる事實を傳ふるを見るのみ。即ち世祖本紀の至元十年九月の條には、征東招討使塔匣刺請征骨鬼部、不允(五) と見ゆるも

の其一なり。征東招討使は其字義より推測すれば、東方民族を招撫若くは征討するの任務を帯びたる官吏ならんも、臨時官たりしか常置官たりしか、明かならず。唯塔匣刺は中統四年に此地方の鎮撫を委ねられたる塔匣刺と同一人なりし事疑なければ、爾來十年間引續き黒龍江地方に居りて守備隊統率の任に當れるものなるべし。元文類四卷一十遼陽、鬼骨の條に此年塔匣刺の朝廷に上れる報告書の一部を載録するが、之によれば、彼は久しく骨鬼征討を計畫したれども、風波のために妨げられて未だ實行するを得ざりき、而も去年は弩兒哥を征して之を服屬せりといふ。(五)弩兒哥は元史其他に所謂奴兒干にして今の黒龍江下流の右岸キジ(Kiji)湖以北の地を指す。(七)明の成祖の永樂七年一四〇九年。此地に都指揮使司を置き、奴兒干都司と稱し、滿洲東北部を總轄せしめしより以來、頗る有名となりしものなり。さて至元十年以後、此地方と骨鬼即ち樺太との交渉頻繁を加へしと見え、元史には至元二十年より二十三年までの間に、骨鬼征伐に關する記事凡そ五たび録せられ、元文類には大德二年一二九〇年より至大元年一二九〇年までの間に、屢、骨鬼を征伐せる事を詳記す。其後、吉里迷及び骨鬼に關する記事は元史にも其他の記録にも絶えて之を見るを得ず、唯奴兒干に關しては元史十七卷英宗本紀十九卷泰定帝本紀及び山居新話等に散見するも、此等は皆罪を得たる官吏の此地に流謫せられし事を言へ

るのみなり。(八)是に由つて之を觀れば、黒龍江下流域を以て終始元朝の領域たりしものと見ることも必ずしも妨げなきも、其官吏を派遣し、若くは軍隊を駐屯せしめて實際に之を經營せしは、世祖成宗武宗の三代に限られ、仁宗以後に至りては國家多事にて東北邊防に心を用ゆるの邊なかりしものなるべし。(九)然らば吉里迷、奴兒干等の地は元の行政區劃中何れに屬せしか、之を定むるは吾人當面の急務なり、而して吾人は此等が開元路に屬せし事を信せんと欲す。元史、世祖本紀に曰く、至元十二年二月命開元宣撫司、販吉里迷新附饑民(一〇)と、又曰く、至元二十一年四月命開元路宣撫司、造船百艘、付狗國戍軍と。(一一)狗國とは所謂使犬部にして、黒龍江下流域を指す。さて此二つの記事には、開元路の宣撫司又は宣慰司とあれば、單に開元路とあるとは異なり、臨時の官衙なりしは明かなれど、而も之によりて此地方が開元路の治下に在りし事略は推測せらるるなり。(一二)尤も此地方は元帝國の行政區劃以外にありしかとの疑もあれど、後年之を劃して水達達路と爲せるを見れば、元朝の政令、少くとも其兵威の十分に行はれたる世祖時代に在りては、寧ろ行政區劃内に在りしものと推測するが穩當なり。之を要するに、開元路の北境が黒龍江口に及びしこと、殆んど疑なきに似たり。

(二)乞烈賓は金史元史殊域周咨錄開元志等には吉里迷に作り、元文類には吉烈迷に作り、明一統志引く

所の開原新志には乞列迷に作り、奴兒干永寧寺碑記には吉列迷に作り、西伯利東偏紀要には濟勒彌に作る。皆一音の轉なり。

(三)卷五。

(三)卷六。

(四)骨鬼は高麗史^三忠烈王世家十三年九月の條には骨鬼に作り、元文類には鬼骨に作る。開原新志に苦兀といひ、永寧寺碑記に苦夷といひ、清朝諸家は庫野庫頁庫葉などの文字を用ゆ。皆一音の轉なり。

(五)卷八。

(六)其文に曰く、至元十年征東招討使塔匣刺呈前以海勢風浪難渡征伐不到。因吉烈迷鬼骨^〇骨鬼等地。去年征行至努兒哥地。問得兀的哥人厭薛稱欲征鬼骨。必聚兵候。冬月賽哥小海渡口結凍。冰上方可前去。先征得因吉烈迷方到鬼骨界云々。

(七)白鳥博士の親しく吾人に教ふる所によれば、努兒哥は *Nurqa*、奴兒干は *Nurqa* の對音にしてツングース語拳の義を有す。蓋しキジ湖以北の地形によりて名けられしものならんと。猶第六篇元明時代の滿洲交通路の海西東北水陸城站の條四五二頁參照。

(八)大元聖政國朝典章^略新集刑法の條に、從來遼陽行省管内に流謫せらるる罪人は、皆奴兒干に送らるるを例としたるも、延祐七年三月中書省は勅許を受けて、爾後重罪人のみを奴兒干に流し、輕罪人は之を肇州に留め置くべきことと定めたる趣を記す。

(九)骨鬼は蓋し元朝の版圖以外に在りしならん。

(一〇)至元十五年、開元宣慰司は開元宣慰司と改めらる。

(一)明一統志^{卷八}女直風俗の條に引ける元一統志に曰く、有狗車木馬輕捷利便。木馬形如彈弓、長四尺、闊五寸、一左一右繫於兩足、激而行之、雪中冰上可及奔馬。狗車以木爲之、其制輕簡形如船、長一尺、闊二尺、以數狗拽之。二者皆於冰上雪中之行也。遼東志^{卷九}外志に、北滿州に於ける元明時代の交通路を記せる中に、海西東水陸城站と題し、海西^{今の哈爾濱}の左右の地より東、黑龍江口に至るまでの驛站凡そ五十四の名を列記す。而して其第三十二驛に當れる藥乞站以下を狗站と稱す。蓋し狗車を用ゐて交通運輸の便に供するを以てなり。さて藥乞站の位置は未だ之を詳にせざるも、概ね今のハバロフスク附近なれば、所謂狗國又は使犬部は烏蘇里江を合せたる後の黑龍江沿岸地をいひしなるべし。猶第六篇元明時代の滿洲交通路四五二頁を參照せよ。

(二)支那本部は勿論、其他の地方たりとも、戸口稠密なる處をば細かく區劃して多くの路を置くは當時の制なり。此場合には、宣撫司若くは宣慰司に冠せられたる路は、一般の行政區劃としての路に比し、其管轄區域は更に廣大なるを例とす。然れども開元路の如く、滿洲の北部全土を統轄せるものに在りては、兩者の間に何等廣狹の差別なかりしものと解せらる。

次に本路の南境如何を研究せん。吾人は曩に元一統志の文に由れば、長白山山脈は

本路の南境なるべきことを一言し、而も未だ遽かに信じ難きことを附言せり。(一) さて一統志の文は先づ地理志に、南京を以て本路の境内に在るが如く記せるものと抵觸す、蓋南京は今の延吉府附近^(三)にして長白山山脈の南、豆滿江流域に在りしものなればなり。殊に東真國王蒲鮮萬奴は豆滿江流域に據りて自立したるに、元史^{卷百四十九}王榮祖傳に、之を「僭號於開元」と記せるは、即ち開元路の疆域の長白山山脈以南に及びたりし事を證明するものなり。然れども豆滿江亦本路の南境にあらざりき。高麗史によれば、忠烈王の九年^{至元二年}魏文愷、金位良の兩人は開元路に逃げ入りたる其國人取戻のため、命を受け、て本路に赴き、遂に雙城即ち今の永興府に於いて大に其目的を達したりといふ^(四)、是れ雙城が當時開元路の治下に在りし事を示すものなり。更に同書^{卷百三十七}辛禱傳十四年^{武洪二十一年}二月の條を見るに、明の太祖は、鐵嶺以北の地もと元の開元路に屬せし^(五)の故を以て、此地は當然明朝の有に歸すべきものなりと主張せる事を記し、同書^{卷五十八}地理志東界の條によるも、登州即ち今の安邊府は久しく元の領土たりし事明かなれば、本路の疆域は一時咸鏡道の南端なる鐵嶺に及びしものなり^(五)。

(一)三八七―八頁參照

(二)二六四頁參照

(三)二四五頁に此文を録す。

(四)高麗史^{卷二十九}忠烈王世家九年九月の條に曰く、甲戌遣正郎魏文愷、郎將金位良、如開元路、招刷人物……十年春正月癸丑、咸平宣慰使、奉中書省戶部牒、來推刷本國人口、逃入雙城者、王亦嘗遣魏文愷、金位良、推

刷甚詳、雙城人賂以馬、位良不受、而還、王聞而嘉之、賜馬二匹」と。

(五)二五九頁注(四)參照

(六)二五七頁參照

以上論證する所によりて開元路の四至は略ぼ定まれり、即ち北は黒龍江口に至り、東は日本海に臨み、南は朝鮮咸鏡道の南端に達し、西は松花江流域を包みて遼河に及びべり。此く考定して而して後、明一統志^(二)引用する所の元一統志の文を見る、頗る發明する所あるが如し。其文に曰く。

開元城西南曰寧遠縣、又西南曰南京、又南曰合蘭府、又南曰雙城、直抵高麗王都。^(三)正西曰谷州、西北曰上京、即金之會寧府。京之南曰建州、西曰賓州、又西曰黃龍府、金改爲利涉軍、又西曰信州、治武昌縣。^(五)北曰肇州、治始興縣。東曰永州、曰昌州、曰延州。^(七)東北曰哈州、曰奴兒干。^(八)城皆渤海遼、金所建、元廢、城址猶存。

(二)同書^{卷十五}遼東都指揮使司古蹟開元城の條、又遼東志^{卷一}地理志古蹟開元城の條にも此文を録

し、滿洲源流考^{卷十二}疆域の條には此文を分割して各處に摘録す。

(三) 原文王を上^に作る、今遼東志所引の文によりて之を正す。

(四) 開元城よりの方角を示す。

(五) 原文賓を濱^に作る、今遼東志に従つて之を正す。

(六) 上京よりの方角を示す。

(七) 共に開元城よりの方角を示す。

(八) 原文干を下^に作る、今遼東志に従つて之を正す。

さて此文に見ゆる地名の重なるものは遼金元三代に屬し、已に本書に於いて其比定を終れり、即ち南京は今の間島の首府なる延吉府^{一名周子街}附近、合蘭府は朝鮮咸鏡北道の鏡城若くは南道の咸興、雙城は南道の永興、上京は今の阿勒楚喀の南なる白城、建州は吉林、賓州は松花江と伊通河との會流點附近、黃龍府は農安、信州は懷德附近、肇州は賓州の對岸に近き珠家城子、而して、奴兒干は黑龍江下流域東部、キジ湖以北の地たること、皆疑なし。而して所謂開元城は蓋し今の依蘭府^{舊名三姓城}なるべし。此く地名を比定し來れば、茲に引用せる元一統志の文は恰も開元路の最大疆域を示さんがために作られしに似たり、殊に其末段に「城皆渤海遼金所建、元廢、城址猶存」とあるに、而も特に開元城を中心

として詳かに諸城の位置を概見せしめたるは、決して偶然にあらず。之を要するに、開元路の最大疆域は黑龍豆滿二江の下流域及び松花江の全流域に加ふるに、朝鮮の咸鏡道全部を以てしたるものなり。果して然らば元史に見ゆる合蘭路、恤品路及び水達達路は之を何れの地域に擬すべきか、此等の疑問を解決せずんば、開元路の問題は未だ終結せりと言ふ能はず。

(二) 茲に所謂開元城は固より開元南京二萬戶府の治所たりし黃龍府の別名にはあらず、金の上京の遺址より更に東方に在りしものなり。一統志の文によるに、城の西南に南京あり、正西に谷州あり、西北に上京ありしといふ。さて上京南京の位置は已に一言せり、谷州の位置未だ詳ならねど、或は遼東志^{卷一}開原山川の條に、忽兒海河^{今之瑚}の傍に存すと記さるる谷州城ならんか、果して然らば之れ今の寧古塔の附近に在りしものなり。是に於いて人或は開元城を以て綏芬河流域の一地點に擬定せんとすべし。如何にも方位の上よりいへば此說最も當を得たり、而もかの一統志の文に指示する方位は決して爾かく信據すべきものにあざるなり。若し此方位の文字に拘泥せんには、合蘭府の南なる雙城は今の永興に至らずして海中に入り、黃龍府の西なる信州は懷德に至らずして沙漠に入り、上京の北なる肇州は珠家城子に至らずして哈爾濱若くは呼蘭に當るべきなり。更に按ふるに、綏芬河流域は金末元初に於いて恤品と稱せられ、開元とは別地なりしこと、元史地理志に「元初癸巳歲出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤品、東土悉平、開元之名始見於此」とあるにて明かなり。若し

此城にして恤品に在らば恤品城とこそ言ふべけれ、開元城と稱すべき理なし。若し又開元城を綏芬河邊に在りとせば、一統志に「東曰永州曰昌州曰延州東北曰哈州曰奴兒干」とあるを如何に解すべきか、奴兒干は此流域よりも東北に當れりと見るを得んも、永昌延三州は之を烏蘇里江の上源地に比定せざるべからず、而も此の如きは果して吾人の推測を許すべきものなるか、縱令三州が渤海遼金の時代に築かれしものにもせよ、元代猶其遺址を存すとして他の著名なる諸城と共に擧げらるる以上は之を以て東滿州中、金末元初に於いて比較的尤もよく知られたる松花黒龍兩江の下流域に存せるものとなすが寧ろ夏かに穩當ならずや、三州の位置果して卑見の如しとせば、開元城を以て綏芬河流域の一地點となすこと能はざるなり。以上三個條の理由によりて吾人は綏芬河流域説を棄て、瑚爾喀松花兩江の合流點に存する依蘭府舊名三姓を以て所謂開元城に擬定せんとす。吾人の此擬定説の積極的證據としては唯一の遼東志の記事を以て足れりとすべし、即ち同書九卷外志に納丹府東北陸路と題して其通路を示すべき譯名を那木刺站善出阿速納合潭州古州舊開原の順序にて擧げたり。さて此通路は後に本書の第六編元明時代の滿洲交通路の中に詳論せるが如く今の吉林より東して畢爾騰湖附近に至り、北行して瑚爾喀江に沿うて依蘭府附近に至るものなり。即ち茲に所謂古州は概ね今の綏芬府舊名寧古塔附近に外ならねば、其次の驛なる所謂舊開原は今の依蘭府附近に比定せらるべし、殊に舊開原は毛憐の北に在ること同一記事に明記するを見れば、愈吾人の比定の穩當なるを知るべし。是に於いて吾人は斷言す、遼東志に所謂舊開原は即ち元初の開

元城に外ならざるを。さて今の依蘭府附近は遼金に五國城といひ、金には後に胡里改路の治所となり、元一代を通じて胡里改萬戶府の在りし所なりき。明代建州衛最初の長官たりし阿哈出、建州左衛最初の長官たりし猛哥帖木兒の兩人も嘗て此地方に居りしものなり。

二 合懶路及び恤品路

金史に合懶路又曷懶路曷懶甸の名あり、金一代を通じて其名屢聞ゆ。松井氏の説によれば合懶路及び曷懶甸は今の豆滿江流域を本地として其南は朝鮮の定平に達し、路治は概ね鏡城附近に當る。金代に於いて此くまで盛に經營せられたる豆滿江流域は元代に至りては殆んど放棄せられしものにや、此地方に關する記録甚だ少なく、金史に土門水、統門水等の名を以て頻りに現はるる豆滿江の名さへ、元史を通じて曾て一たび見えず、金史に所謂曷懶水、孩懶水、即ち今の海蘭河も、元史には地理志に合蘭河の名を以て唯一たび見えたるのみ。又此地理志には合蘭府水達達等路と題して稍、長文の記事を見るも、次節に論證するが如く、全く水達達、開元の二路、殊に松花、黒龍二江の流域に關するもののみにて、合蘭府の位置も合懶路の疆域も全く之を知るに由なし。而して恤品路に就いても亦同じく然りとす。因つて想ふに元初(一)に合懶路、恤品路等の名稱あるも、

そは金の舊名を便宜上襲用したるのみにて、決して元の行政区劃名にはあらざりしなり。若し此二路が元一代を通じて存在せしものならば、其名の絶えて當時の記録に現はれざるの理なし。殊に元史卷十世祖本紀、至元二十八年十月の條に「從遼陽行省言、以乃顏合丹相繼叛。詔給蒙古人內附者及開元南京水達達等三萬人牛畜田器」とあり、若し此文を開元の南京及び水達達云々と讀むべくば、全く論辯の要なきも、假りに之を三個の地方名として解釋するも、猶茲に合懶若くは合蘭と言はずして南京といひたるは、豆滿江流域には合懶路の存せざりしを證するに足るべし。猶一言すべきものあり、至元二十五年哈丹又合丹は乃顏に従つて亂を東蒙古に作し、翌年朮魯朶江流域を寇掠し、二十七年高麗忠烈王十六年正月豆滿江の南なる海陽二に亂入し、四月復た來り寇し、高麗は使を派して急を元朝に告げ、又諸將を東界に遣はして之を防がしめき。而して其年六月世祖の發せる詔には「討賊軍至高麗、則道路回遠、宜自咸平府開原の出南京海陽、截斷賊道」とあり、之れ亦合懶路當時に存せず、豆滿江流域は南京の名によりて代表せられたりし事を證明するものなり。是に於いて吾人は次の斷案を得たり、曰く、合懶路及び恤品路は元初一地方名として用ゐられし事あるも、元の行政区劃名としては未だ嘗て置かれしことなし、随つて長白山脈以南の地は終始開元路に屬せしものなりと。然らば開元路東北面の

疆域は元一代を通じて何等の異動なかりしや否や。是に於いて水達達路の問題起る。

(一)元史卷六世祖本紀、至元三年二月の條に「立東京廣寧、歸州開元、恤品、合懶、婆娑等路、宜撫司」と見え、同書卷九

四食貨志、鹽法、遼陽之鹽の條に「太宗癸卯年〇四一合懶路歲辦課白布二千匹、恤品路布一千匹」とあり。

(二)海陽一に海洋に作り、又改陽に作る。東國輿地勝覽卷五古城縣の條に今の吉州に充てたり。此此定の精確なるや否やは未だ斷言し難きも、兎に角豆滿江以南なること疑なし。

三 水達達路

元史地理志に合蘭府水達達等路と題する一條あり、合蘭府水達達等滿洲極東部を總括して一路の如くに呼び做せる名なり、而も實際此かる路名の存せざりし事は合蘭の地域が終始開元路の治下に在りとの前節の結論にて證明せらる。然らば、此一條は専ら水達達路に關する記事なるかといふに、必ずしも然らず。地理志編者の不注意は茲にも明かに認めらるるなり。

抑、水達達とは明代の諸書吾學、東夷考略等に所謂江夷にして、大河の沿岸に散居する女真人を指ししなるべし。元史には女直水達達或は水達達女直と并べ稱すること多く、往々

讀者をして女直の水達達なるか、或は水達達と女直と、別個の集團なるかを知るに苦ま
しむ。元史の用語例を見るに、女直といへば、寧ろ南方即ち朝鮮東北部及び豆滿江邊の
女真人を指し、水達達といへば、北方即ち黒龍松花二江の流域の女真人を指せり。然れ
ども此兩者を連続して恰も一部族若くは一地方の名稱の如く記せる場合には如何に
之を解すべきか、之れ確に一考を要する問題なり。さて元史四卷世祖本紀に「中統二年八
月辛丑賈文備爲開元女直水達達等處宣撫使、賜虎符」とあるは、水達達の名が同書に見え
たる始なり。此場合には開元を以て松花伊通瑚爾喀の三河流域を指し、女直を以て豆
滿江流域を指し、水達達を以て黒龍江下流域を指ししものと解するを得べく、又女直水
達達を一名稱と見て黒龍江流域を指し、別に開元を以て黒龍江流域以外の北滿洲及び
東滿洲を指したるものと解するを得べく、更に之を開元に屬する女直水達達とも開元
に屬する女直及び水達達とも解するを得べし、即ち以上四種の解釋は此一語に對して
任意に試みらるるなり、随つて吾人は此記事に由つて未だ何等の斷定を下すことを得
ず。此他元史の記事には水達達の名が女直の名と連續して現はるる事數回に及べど、
何れも其用法曖昧にして決定し難し。たゞ仁宗本紀元史卷二十四に「皇慶元年一〇一三年三月省
女直水達達萬戶府冗員」とあるは、是より先き、此萬戶府が某地に創置せられ、女直及び水

達達若くは女直水達達を支配したる事を示すものなるが、若し此官衙にして女直即ち
豆滿江流域並に朝鮮東北部を支配したるものとせば、前に述べたる吾人の開元路疆域
に關する結論と抵觸す。即ち此地域が終始開元路の治下に在りしこと果して卑見の
如しとせば、此萬戶府の管轄區域は黒龍江流域に限局せられざるべからず。是に於い
て吾人は次の如く推定す、曰く、女直水達達は一部族若くは一地方の名稱として用ゐら
れ、黒龍江流域居住の民族も同じく女直の一部と見做し、單に女直と呼ばれたる朝鮮方
面の女真民族と區別せんがために特に水達達の名を附稱したるものなりと。元史二卷
英宗本紀に「延祐七年一〇一三年七月罷女直萬戶府及狗站」とあるは、前記の女直水達達萬
戶府を廢したる事を意味するに外ならず、即ち略しては此く稱せるなり。蓋し女直萬
戶府の名は元史を通じて他に之を見ざると、狗站二の廢止を之と并記したるは、其官衙の
黒龍江流域と關係ありし事を證して餘あればなり。

(一)三九三頁注(二)參照

以上述ぶる所によりて吾人は水達達に萬戶府の設ありしを知る、而も未だ水達達路
の名を聞かず。然るに元史卷五五行志に「仁宗皇慶元年一〇一三年六月大寧〇二字恐是水達達
路水、宋瓦江〇松花江、溢、民避居亦母兒乞嶺〇位置未詳」と見え、文宗本紀元史卷三十四には天歷二年三〇二

九五月水達達路阿速古兒千戶所^{○位置未詳}大水と記し。又^{○一三〇年}至順元年三月九月丁未遼陽行省水達達路自去夏霖雨黑龍宋瓦二江水溢民無魚爲食。至是末魯孫一十五狗驛狗多餓死賑糧兩月狗死者給鈔補市之[○]とあり。以上の記事によれば水達達路は皇慶元年以前の設置に係るが如きも是れ或は記録に拘泥したる説なるやも知るべからず殊に當時此地方管轄の官衙として已に萬戶府の設あれば同時に行政區劃としての水達達路の存せし事亦稍疑なき能はざるなり。然れども最後に引用せる記事には明かに遼陽行省水達達路とあれば晚くも至順元年以前には本路の建置ありしこと疑を容れず。而して本路の管内には黑龍松花の二江流れ又末魯孫と名くる狗站あり末魯孫は遼東志[○]に莫魯孫に作り今の黑龍江口に近かりしものなり即ち本路の疆域は松花黑龍二江の下流域を占めたりし事推測に餘あるなり。さて吾人は前節に於いて開元路の東北境は黑龍江口に達せる事をいへり然れども元代を通じて常に然りといひしにあらす少くも至元二十一年に於いて然りきといひしのみ[○]而して今や右の如き事實を見せり。是に於いて吾人は下の如く結論す曰く水達達路は至元二十一年より至順元年に至る四十餘年の間に開元路の東北部を割いて新設せられしものなりと。たゞ兩路の境界の那邊に在りしかは之を詳にする能はざるも恐らくは今の屯河の東なるべし[○]。

(二)第六編元明時代滿州交通考の海西東水陸城站の條四五〇頁參照

(三)三九一頁參照

(四)四一七參照

四 幹朵憐等五萬戶府

元史地理志の合蘭府水達達等路と題する一條には元初置く所の五萬戶府の名を擧げ其居民及び風俗等に關する記事あるも合蘭府又は合懶路に關しては殆んど何等言及する所なし。即ち此長き名の路は當時實在せる行政區劃にはあらずして地理志の編者が漫然作りたる題名に外ならず。然らば所謂五萬戶府の管轄區域は水達達路の其れと同一なりしかといふに必ずしも然らざりしが如し。是れ吾人が特に此題を掲げて研究するの必要ある所以なり。

今先づ地理志所載の文を左に録し讀者をして檢索の勞を省かしめん。

合蘭府水達達等路。土地曠濶人民散居元初設軍民萬戶府五撫鎮北邊一曰桃温距上都四千里一曰胡里改距上都四千二百里大都三千八百里[○]有胡里改江并混同江一曰幹朵憐一曰脫幹憐一曰孛苦江各有可存分領混同江南北之地其居民皆水達達女直之人[○]

各仍舊俗、無市井城郭、逐水草爲居、以射獵爲業、故設官牧民、隨俗而治、有合蘭府水達達等、各以相統攝焉。有倭僞曰海東青、由海外飛來、至奴兒干、土人羅之以爲土貢、至順錄帳戶數二萬九百六。

(二)上都は元の陪都にして一に開平といふ。今の灤河の上流多倫諾爾(Dolon Nor)の西北八十清里

なるチャオナイマン・スノ城(Chiao naiman sumo Houtun)が即ち其遺址なり。英國王立亞細亞協會雜誌

(Journ. Roy. As. Soc.) 新集第八冊三二九—三三八頁に見ゆるブシエル(B. W. Bushell)氏の[蒙古の舊

都上都考](Notes on the old Mongolian Capital of Shangtu)参照。

(三)元の帝都にして一名燕京といふ、今の北京なり。

(四)今の松花江なり、一に宋瓦江ともいへり。

(五)茲には水達達は廣義の女直の一部と解せられしなり。四〇三頁参照。

(六)以下文義通せず。

(七)鷹の一種。四五頁参照。

(七三九〇頁参照。

先づ五萬戸府の位置を考ふべし、而して論證上の便宜を計り、第一に幹朶憐萬戸府を擧げて徐ろに研究の歩を進めん。東國輿地勝覽卷五慶源府山川の條に曰く、訓春江出女真之地、至東林城、入于豆滿江、幹朶里野人所居と。訓春江は明かに今の琿春江なり。

茲に幹朶里は民族の名として用ゐらるるも、他の記録には幹都里、幹東等と稱せられ、或は此河の流域の名として用ゐらるる事あり。元史に見ゆる幹朶憐も亦此等と同一民族たるべき事容易に推測するを得るも、而も同じく琿春江邊に居りしものとは思はれず、蓋し地理志の本文に、五萬戸府は北邊を撫鎮すとも、混同江南北の地を分領すとも、其民は水達達女直人なりともあれば、幹朶憐萬戸府は他の四萬戸府と共に、今の松花江若くは黒龍江方面に在りしものなればなり。明一統志卷八女直山川の條に、理河在開原城東北一千二百里、源出幹朶憐城南諸山、北流入松花江三と見え、又遼東志卷一地理志開原山川の條に、忽兒海河、城東北一千里、源出潭州城東諸山、北流谷州城東經幹朶里城、北流入松花江とあり。幹朶憐幹朶里共に元史の幹朶憐に外ならず、忽兒海江は今の瑚爾喀江名一牡丹なること言ふまでもなく、理河は詳ならねど恐らく今のアウケン河に擬定すべきものならん。兎に角、幹朶憐或は幹朶里は瑚爾喀江に沿へる城なりし事、此くまで明證ある以上は、少くも明一統志遼東志等に見ゆる幹朶憐は、斷じて朝鮮境外の琿春江流域に在らずして、瑚爾喀江の下流域を占めたるものなり。而して明代の初期に於いて、哈爾濱附近より松花、黒龍二江に沿うて、黒龍江口に通ずる交通路六に當れる一站、幹朶里は概ね今の依蘭府一名三附近に比定せらる。果して然らば、明一統志の幹朶憐も、遼東志の幹

桑里も共に之と同じく瑚爾喀江口附近に在りしや疑なし。然れども元史の幹朶憐は之を琿春江流域に求むべきか、將た又松花江流域に求むべき。是れ猶殘れる疑問なり、吾人は此疑問を解決するに當り、先づ次の桃温萬戶府の位置を研究するの必要を感ず。

(一)東林城は慶源の東四十韓里に在り。東國輿地勝覽卷五慶源府古跡の條參看。

(二)皇明實錄洪武二十一年の條には同じく幹朶里に作るも、高麗史卷四恭讓王三年及び四年の條には幹朶里、東國輿地勝覽卷五慶興府古跡の條には幹朶東に作る。皆一音の轉なり。

(三)遼東志及び全遼志の開原山川の條にも之と同一の文あり、但し前者は憐を里に作り、後者は憐の字を脱す。

(四)今の綏芬府の南なる畢爾騰湖の西に在りしならん。第六篇元明時代の滿洲交通路納丹府東北陸路の條四四〇頁參看。

(五)今の綏芬府附近ならん。同上參照。

(六)同上海西東水陸城站の條四五〇頁參照。

東國輿地勝覽卷五穆城府の條に、府の古名を多温平平は韓語村の義と記す。多温は桃温と音相近きを以て、大韓疆域考卷六北路沿革考の條には此兩者を以て同名同地なりと斷じ、我邦學者中之に同意するものあれども、是より先き、滿洲源流考卷十山川の條には元代の桃温を以て依蘭府の東なる屯河屯河と香河とに比定し、金史に見ゆる土温水、陶温水及び濤

温路も皆屯河又は其流域に外ならずと説けり。二水一路の名が屯河と密接なる關係あることは吾人亦之を認む、而も桃温も同じく然りしや否やに就きては、源流考編者の論據明ならざる限り、未だ俄かに贊同すること能はざるなり。たゞ若し桃温にして果して屯河流域に在りしとせば、金代の土温水土水は元代に桃温江といひ、明代に至りて托温江托温江と稱せられ、後、今の屯河屯河となりしものなるべく、随つて明代の東北滿洲交通路に當れる托温站托温站は或は元代の桃温萬戶府に擬定せらるべきなり。然れども是れ桃温即ち屯河流域の假定の下に立てたる推測のみ、未だ以て大韓疆域考の穆城説を否定するに足らず。是に於いて吾人は胡里改萬戶府の位置に就きて考察する所なかるべからず。

(一)遼東志卷一地理志開原山川の條。

(二)第六篇「海西東水陸城站の條四五〇頁參照。

金の世、今の瑚爾喀江の下流域及び松花江流域の一部に胡里改路一に胡里改を置き、其治所は今の依蘭府附近に在りき。胡里改萬戶府は金代の次なる元代の初に置かれしものなるが故に、其治所は金の胡里改路治と同一なりしや殆んど疑を容れず、殊に前に引用せる地理志の文中、此萬戶府に關する記事の注に、有胡里改江并混同江云々とあれ

ば、胡里改を以て今の依蘭府附近に擬定するの益、穩當なるを見るべし。

(一)一八九頁參看。

(二)元史^{卷五}世祖本紀至元二十六年の條に曰く、二月丁卯合丹兵寇胡魯口、開元路治中兀顏牙兀格戰連日破之と。胡魯口は恐らく胡里改と同名異譯ならん。治中は各路の總管府官名の一にして第四級に位す。又同書^{卷十四}文宗本紀に胡里該萬戶府胡里改萬戶府の名あり。元初の萬戶府其ま存續せしものなるかは、た又後年の再置に係りしものなるか、詳ならず。

此他、脱幹憐字苦江の二萬戶府ありしも、其位置に關しては何等由つて尋釋すべき記録なし、乃ち姑らく疑を闕く。

以上説き來れる所をすぶるに、胡里改萬戶府は之を今の依蘭府附近に比定して全く誤なきも、幹朶憐桃温二萬戶府の所在に就きては猶大に研究を要す。即ち幹朶憐は幹朶里幹都里幹東と同一民族なりしや疑なきも、其居住地は果して琿春江流域なりしか、はた松花江沿岸の依蘭府なりしか、又桃温は朝鮮の穩城なりしか、はた松花江の一支流屯河河口附近なりしか、未だ明かならず。随つて胡里改幹朶憐を依蘭府附近に充て、桃温を屯河河口附近に擬し、元初の三萬戶府は皆松花江沿岸に在りしものと推定するは穩當なるに似たれど、又此三萬戶府を依蘭穩城琿春の三城附近に比定したればとて、必

ずしも之を否認する能はず。要するに疑問は依然として疑問として存するなり。

(三)吉林通志^{卷十}に、胡里改を今の瑚爾喀流域、桃温を今の屯河流域に比定したるは、略ぼ當を得たりとするも、而も幹朶憐については、若烏圖里^{○即ち烏蘇里音譯既符、且近在混同江南、與史所云、方隈合云々}といへるは妄斷といふべし。又滿洲源流考^{卷十}元疆域の條に、桃温を屯河に比定し、且明の永樂二年置く所の屯河衝をも之に比定したるは、卓見なれども、幹朶憐を吉林府敦化縣の鄂多里に比定したるは、前功を没して、猶餘ある過失といふべし。

然るに吾人は幸にして龍飛御天歌を有す。同書^{卷七}記する所の左の一節は吾人に與ふるに此問題を解決すべき關鍵を以てす、曰く、

東北一道本肇基之地也、畏威懷德久矣……野人會長遠至移蘭豆漫^(一)皆來服事常佩弓劍、入衛潛邸、昵侍左右、東征西伐、靡不從焉。關豆漫^(二)三萬戶也。蓋以萬戶三人分領其地、故名之。自慶源府^(三)西、如女真、則幹朶里豆漫來温猛哥帖木兒^(四)火兒阿豆漫古倫阿哈出^(五)北行一月而至。奉托温豆漫高卜兒關^(六)三城相次。沿江……。

(一)即ち今の威鏡道なり。

(二)滿洲語移蘭(ilan)は三豆漫(tumen)は萬の義なり、(三)に出せる韓音は I-ran T'u man なり。

(三)火兒阿の韓音は Hō-a なり。

(四)托温の韓音は T'a-on なり。

(五)夾温猛哥帖木兒の韓音は Kya-on Mang-ko-to-mur なり。

(六)古倫阿哈出の韓音は Koron Ō-hū-ch'yu なり。

(七)高ト兒関の韓音は Kam-pul-yo なり。

(八)海西の韓音は Hui-sa なり。

本文に所謂移闡豆漫は幹朶里火兒阿及び托温の三萬戸府を指す、而して「遠至移闡豆漫云々」といひ、自慶源府朝鮮の豆西北行一月而至とあるは、是れ明かに今の松花江下流域若くは瑚爾喀江下流域を指すものに非ずや。殊に三城の位置を明記せる文を見るに所謂海西江は海西を流るる大江にて松花江を指せること疑なく、火兒阿江は即ち瑚爾喀江に外ならず。是に於て幹朶里は松花江の東、瑚爾喀江の西に在るべく、火兒阿は二江合流點の東に在るべく、托温は更に其下流に在るべく、而して「三城相次沿江」とあれば、火兒阿が今の依蘭府附近たるや明かにして、幹朶里は依蘭府と瑚爾喀江を隔てて松花江の東岸南にあるべく、桃温は屯河の河口にありしや、些の疑を容れず。此くて龍飛御天歌に擧げられたる三萬戸府の位置は確定せられたり。然らば元史の三萬戸府

は全く之と同一地に在りしや否や。吾人は必ず然りきと信ず。以下其理由を述ぶべし。

(一)海西とは今の新城府一名伯都訥の東南、珠家城子古の附近を中心として其東西の地方を指す名稱なり。

第六編元明時代滿洲交通路開元北陸路海西賓州站の條四四六頁注參照

さて御天歌に見ゆる幹朶里豆漫夾温猛哥帖木兒は即ち東國輿地勝覽に所謂幹朶里童孟哥帖木兒(二)、清三朝實錄の太祖實錄一に所謂孟特穆なり。但し勝覽に所謂幹朶里は琿春江邊の幹朶里なるか、松花江邊の幹朶里なるか、詳ならず。同書に「會寧……胡言幹木河(三)、音會本朝太宗朝幹朶里童孟哥帖木兒乘虛入居」と記す、之れ蓋し永樂八年(四)、朝鮮王太宗慶源の成を撤して此地方を女真人に開放するに至りし時、北方に居れる幹朶里族が孟哥帖木兒に率ゐられて會寧に徙り來りしを言ふものなり。後二年を経て彼は成祖の建てたる建州左衛の長官(四)に任せられき。

(一)卷五十會寧の建置沿革の條。

(二)清三朝實錄に「于是布庫里雅順居長白山東俄莫惠之野俄朶里城云々」とあり、俄莫惠は即ち幹木河なり。皇明實錄西征錄等には阿木河に作る。俄朶里は即ち幹朶里なり。

(三)燃藜室記述三世宗朝故事本末開拓六鎮の條參照。

(四)明一統志十九女直の條、皇明實錄永樂十四年二月の條等參照。

斡朶里部族が明初已に琿春江邊に居住したりしこと殆んど疑なし、然れども此地は彼等の原住地にあらざりき。蓋し永樂八年毛憐部族今の穆稜河が他の女真人と共に慶源に入寇せし事が太宗をして此地方を放棄せしめたる直接の原因たりとせば、毛憐の住地に近接せる松花江畔の斡朶里部族も亦往々南下して豆滿江流域に來寇せしなるべく、遂には琿春江邊に移往するものありしなるべし。殊に前に引用せる御天歌の記事を見るに、斡朶里等三萬戸の名を擧げ、其脚注に斡朶里等三城の位置を詳記す、之を以て勝覽の記事と對照するに、猛哥帖木兒は曾て斡朶里の萬戸として今の依蘭府附近に居り、後に朝鮮の會寧に移りて建州左衛の指揮となり、その斡朶里部族の會長たりし點に於いては依然たりしなり。因つて想ふに斡朶里人の原住地は松花江流域にして、琿春江流域の斡朶里は其一部が猛哥帖木兒に隨つて、若くは其前後に南遷せしものに外ならざるべし。

(一)高麗史卷四十六恭讓王世家三年及び四年の條勝覽會寧山川訓春江の條等參照

猶一言すべきものあり、即ち御天歌に見ゆる火兒阿豆漫阿哈出の事なり。阿哈出は蓋し建州衛今の吉林附近の始祖阿哈出一名李なるべし。果して然らば、皇明實錄、永樂十年二月の條に「己酉遼東指揮同知巫凱等奏建州衛指揮李顯忠指揮李達趙劉不顏悉挈家就建

州居住、歲侵乏食。上命發倉粟賑之」とあるもの、最も玩味すべし。何となれば李顯忠は阿哈出の子釋家奴が明廷より賜はれる姓名なり、李顯忠始めて建州に居住すといふ以上は、阿哈出の時には未だ建州に赴任せざりしなり。然らば彼は何處に居りしか、吾人は御天歌の記事によりて、火兒阿即ち今の依蘭府附近に居住せしものと推定せざるを得ず。阿哈出は永樂の初年數、黑龍江方面征討の明軍に従ひ、功を以て姓名を賜はり、又建州衛都指揮の銜を授けられたる事實より考ふるも、依蘭府附近を彼の居城とするは、尤も穩當なる見解なるべし。さて阿哈出の死は恐らくは永樂七八年頃なるべし、而して猛哥帖木兒の南徙越江も亦實に永樂八九年頃なり、即ち斡朶里部族が南して朝鮮會寧に入りしと、火兒阿部族が西して吉林に入りしとは殆んど同時なり。是れ蓋し偶然にあらず、或は他の強大なる部族の侵來ありし結果、止むことを得ずして一は西へ、一は南へ移りて難を避けしものか、或は朝鮮に於ける慶源撤退の如き事情が、吉林方面にも生せしがために、積極的に進取策を執りしものか、未だ詳ならず。

(二)皇明實錄永樂八年八月の條に釋家奴を都指揮僉事に任じ、漢名李顯忠を賜へる事を記す。是れ父の死によりて釋家奴その官を襲けるものと解せらる。果して然らば阿哈出の死は七年若くは八年八月以前に在りしなり。

(三)太宗が慶源の戌を撤せしは永樂八年にして、建州左衛を會寧に遷きしは同十年なれば、此くは推測するなり。

以上述ぶる所によりて松花江畔の幹朶里は即ち此民族の居住地たること、少くも瑛春江流域より以前の居住地たることを論斷するを得たり。是に於いて元代の幹朶憐は必ず之に比定せらるべきを疑はず。胡里改已に松花江畔に在り、幹朶里亦同じく然りとせば、桃温ひとり今の穩城に比定すべきにあらず、必ず之を屯河口に求むべきなり。之を要するに、龍飛御天歌擧ぐる所の幹朶里、火兒阿托温の三萬戸所在地は元代の幹朶憐、胡里改、桃温の三萬戸府と全然同一なるものなり。

三萬戸府の位置に關する論證は右にて盡きたり。然れども、此等の所在地、即ち東は屯河口より西は瑚爾喀江口に至る間の松花江流域は元代に於て開元路の管内たりしか、はた水達達路の所領たりしか。此問題の解決せられざる以上は兩路の疆域は未だ之を確定する能はざるなり。然るに、元史卷三十四文宗本紀に、至順元年二月開元路胡里改萬戸府軍士饑、給糧賑之。……五月開元路胡里該萬戸府軍士饑、賑糧二月とあれば、胡里改萬戸府は當時開元路に屬したりしや明かなり。胡里改已に開元路所屬なりとせば、之と相對せる幹朶憐は勿論、其東方に位せる桃温といへども亦同じく然りしものと推測

せらる。他の二萬戸府即ち脫幹憐及び孛苦江の所在地は全く之を知るに由なきも、恐らくは屯河を距ること遠からざりしなるべく、隨つて此二城亦開元路管内に在りしならん。果して然らば水達達路と開元路との境界は屯河口以東に在るべく、而も水達達路は松花江當時の宋瓦江流域の一部を包含すること、元史に明證あるが故に、屯河口と松花江口即ち黑龍松花の合流點との間を以て兩路の境界と爲すべきなり。

(二)四〇五頁參照。

五 咸平府 附開元路治

元史地理志、咸平府の條に曰く、

○上 遼平渤海、以其地多險隘、建城以居流民、號咸州、安東軍領縣曰咸平。金升咸平府、領平郭、安東、新興、慶雲、清安、歸仁六縣、兵亂皆廢。元初因之、隸開元路、後復割出、隸遼東宣慰司。

又開元路の條に曰く、

○上 二十三年元改爲開元路、領咸平府、後割咸平爲散府、俱隸遼東道宣慰司。右の記事を以て之を金史卷十四地理志の記事に比較するに、少しく異同あり。金史には

咸平路の中に咸平府及び韓州あり、咸平府は平郭・銅山・新興・慶雲・清安・榮安・歸仁・玉山の八縣を屬し、韓州は臨津・柳河の二縣を屬すと記す。元初の咸平府は金の咸平府に因るとあれば、金史に見ゆる八縣の故地を領せしは、勿論なれど、韓州の二縣につきて何の言ふ所なきを見れば、是れ亦本府の中に編入せられしものならん。果して然らば、元の咸平府は金の咸平路と略ば其疆域を同うせしものなり。吾人は前文に於いて、元一統志が開元城を起點として多くの古城名を列記せるは、開元路の最大疆域を示せるものなりと解釋せしが、同記事中、遼河方面に於いては信州今の懷德縣の名ありて韓州の名なし。これまた韓州の故地は咸平府に屬せしことを證明するものに外ならず。韓州は今の昌圖府八面城附近なり。^(二)

(二)二八頁參照

咸平府治は今の開原縣城なること已に疑なし。而して其沿革も金史及び元史の記事によりて略ぼ明なり。然るに明史十一卷地理志、鐵嶺衛の條に次の記事あり、因つて以てその沿革を詳にすべし。曰く、又有咸平府、元直隸遼東行省、至正二年正月降爲縣。洪武初廢之。吾人は之に由つて遼東志一卷古跡の條に、咸平縣開元城東北隅とあるを了解するを得たり。蓋し金初咸平府の屬縣に咸平縣ありしが、後改めて平郭縣といひ、元代

に至りては、終始咸平府と稱せられたりしもの如くなるに、遼東志に咸平縣といふは不審なりと思ひ居たるに、この明史の記事によりて、元末に改められし事を知り、疑團は忽ちに氷釋せり。要するに、咸平は元の世を終るまで常に咸平にして、唯元末に府を改めて縣となししのみ、未だ嘗て咸平以外の名稱を有せざりしなり。

然るに明一統志の編者が開元路の疆域を明の三萬衛の其れと同一視し、開元城を以て終始明の三萬衛即ち今の開原に在りしもの如くに記述して以來、明代の諸家開元を言ふもの、殆んど皆之に疑を挾まず、清朝に至りて本路の疆域の廣大なりしに想及して、明儒の誤を正ししも、而も開元路が黃龍府即ち今の農安より開原に移治せし事に就いて嘗て異辭あることなし。前にも言へるが如く、今の開原は元代に在りては常に咸平と呼ばれき、開元路果して今の開原に治したりとせば、是れ即ち當時の咸平府に治せしものなり、而も此の如きは元史には勿論、之と同等の信用を有する記録には絶えて明證なし。殊に咸平の沿革が比較的明瞭なるに拘らず、其地が嘗て開元路の治所たりしとの徵證絶無なる以上は、如何に明一統志、遼東志等明の中世以前の編纂に係れる地誌の記事なればとて、直に據つて今の開原即ち元の開元路治とは斷定するを得ざるなり。然れども明清の諸儒筆を揃へて之を是認し、毫も其間に疑を挾まざりしもの、又必ずし

も故なきにあらず。

開元路の名が頻々として元史に見え、其疆域が元代を通じて頗る廣大なりしに似ず、黃龍府の名は同書の地理志に唯一回現はるるのみにて、其他當時の記録に絶えて其名を傳へざるなり。黃龍府果して終始開元路治たりしならんには、此の如きは先づ何人も之を以て解し難しと爲さん。又黃龍府の名は遼に始まり、金には濟州隆州隆安府と順次に改稱せられ、明初に龍安の名を以て開え、後農安と訛りて以て今日に至れるものなるに、金、明二代の間に位する元代初期に其に於いて遼代の古名黃龍府のみ見えて絶えて隆安又は龍安の名の傳はらざりしは、是亦疑はしからずや。明清諸家の開元路南遷説ある所以蓋し之に外ならず。

想ふに明初、早くも洪武四年一三七に於いて今の開原は開元と稱せられ、元の遺將納哈出の黨此地に據りて大兵を擁し、敢て明廷に抵抗を試みたりし事、皇明實錄に其明證あり。元亡びて後僅かに四年なるに、當時已に開元の名あり、而も其地は未だ明朝に服屬せざりし以上は、此名は明人の稱呼にあらずして、晚くも元末以來の稱呼たりしや疑なし、而して咸平は元の世を終るまで今の開原を指しし事前述の如くなれば、開元は少くとも元末に於ける咸平の別名なりしや亦明かなり。然らば開元の名は如何にして

起りしか、吾人は之を以て此地が開元路の管内となりしが爲のみならず、又其治所たりしが故に然りと解す。即ち開元路治は至正二年一三四以前に咸平府治と同じく、同年以後には咸平縣治と同じく、共に今の開原なりしならん。但し開元路の名の元史に見ゆるは文宗の至順元年一三三の條を最後とするが故に、本路は果して元の末年まで存せしや否やは斷言し難し。若し開元路は至順元年以後、元の滅亡まで約四十年の間に廢せられ、元末に現はれたる開元の名は唯其地がもと開元路の管内たりし緣故より之を得しのみにて、其治所とは沒交渉なるべしと想像する人あらば、是れ一理なきにあらず、而も若し之に反して開元路廢止の事につきては元史に明文なければ、其名は元の末年まで存し、其治所は今の開原に在りしままにて明に至りし事、猶金の合懶恤品二路の名が元初に其まま襲用せられたると同じからんと想像する人あらば、此説亦首肯せざるを得ざらん。此二種の推測中孰れを以て穩當とすべきか、何人も寧ろ後説に興せん。是に於いて今の開原は農安について開元路の治所たりしものと推定す。而も以上の論證猶未だ盡さざる所あるを覺ゆ。因つて左に開元路西部に於ける疆域の變遷を述べ、其治所の南遷すべき事情ありしことを論じて、卑見の誤らざるを證せん。

至元二十四年一二八 皇族乃顔(二)の亂を作すや、肇州(三)の伯都(四)は勿論、建州(五)吉林(六)も亦彼れ

の占領に歸せり。此時に當りて伊通河流域ひとり全く其侵略を免るることあるべからず、殊に黃龍府は古來の名邑なり、又若し果して開元路の治所たりしならんには、此大戰亂に無關係なること能はざるの地位に在りき、而も元史は之に就きて何等記する所なし。是に由て之を觀れば黃龍府は當時已に本路の治所たらざりしのみならず、早く乃顏又は彼の父祖の時に併吞せられて本路の管轄外となりしなるべし。果して然らば本路の治所は黃龍府より移りて何れの地に置かれしか。之には何等徴すべき證據なく、唯推測に過ぎずと雖も、晚くも至元二十四年には今の吉林附近も、伊通河流域も皆かの叛王乃顏に沒せるものと推定せらるる以上は、今の開原を措いて他に適當なる要地を見ず。是に於いて前述せる二三の理由と相俟つて開原は晚くも至元二十四年に於いて開元路の治所たりしものと考定す。開原は當時咸平府治たりしのみならず、また遼陽行中書省の治所たりしが故に、至元二十三四年頃には、實に其管内を異にする大小三種の官廳が同一城内に併置せられしものなり。要するに、専ら文獻上の明證を缺く事に重きを置きて論すれば、開元路の治所は、太宗の七年一三以後常に農安に在りしものと主張するを得んも、是れ餘りに記録に拘泥せる説なり。殊に二十四史中其編纂最も不完全なりとの定評ある元史に、本路の移治に關する明文なければとて、直に之

に從て論斷を下すは決して安全なる方法にあらず。

以上絮説する所によりて吾人は次の結論を得たり、曰く、開元路は太宗の七年を以て黃龍府即ち今の農安に治し、世祖の至元二十四年以前に於いて咸平府即ち今の開原に移治せり。是に於いて咸平の別名として開元あり、後訛りて開原となりしものなりと。

(一)乃顏は太祖成吉思汗の第三弟帖木哥幹赤斤一名幹赤那顏の玄孫なり。至元二十四年四月兵を東蒙古に擧げて世祖に叛き、滿洲西部の大亂となりしが、同年九月全く平定せられき。四二八頁注(五)參照。

(二)四二七頁參看。

(三)四二四頁參看。

(四)元史卷十世祖本紀に曰く、至元二十三年三月丁丑徙東京行中書省于咸平府と、行中書省の名或は遼陽といひ、或は東京といふも、其實一なりしこと既に述べたり。二七〇頁注(二)參照。

補遺

開元路の管内に存せる地名は概ね前文中に其比定を終れり。獨り建州及び肇州の二城は簡單なる考證の能く之を比定すべきにあらず、乃ち特に題を設けて茲に之が詳

論を試む。

一 建州今の吉林府

建州の名は渤海に始まる、即ち率賓府に屬する三州の一なり。其位置は之を詳にするに由なきも、率賓は後の恤品と同じく今の緩芬河の古名なること疑なしとせば、建州も他の二州華州、益州と共に今の緩芬河流域に在りしものか。其後建州の名久しく聞えず、元代に至りて再び現はる、而も當時は行政區劃名としてにあらず、たゞ城名として存せしのみ。降つて明代に至りては建州衛、建州左衛、建州右衛等の名起り、頗る著名なりしのみならず、海西女直、野人女直と並びて建州女直の稱呼もありき。明代の建州女直等に就いては第八編に詳論せらるべし、今は専ら元代の建州に就いて述べん。

前に引用せる元一統志の記事に、京○上之南曰建州、西曰賓州云々の一節あり、所謂上京は金の上京を指し、今の哈爾濱の東南、阿勒楚喀附近の白城に其遺址を存すること、賓州は松花江と伊通河との合流點附近なりしこと、皆已に詳述を経たり。然らば元の建州は即ち今の吉林附近に比定せらるべし。又同書の他の記事に曰く、混同江俗呼松阿哩江源出長白、北流經舊建州西五十里、會諸水、東北流經故上京、下達五國頭城北、又東北注於海と。さて五國頭城は今の依蘭府なれば、ここに所謂建州も亦今の吉林附近を指せるに外ならざるべし。此く推定して而して後、之を元史以下當時の記録に徴し、此推定の正否を驗せん。

(二)三九五頁參照。

(三)滿洲源流考卷十山川の條に引用せらる。

(三)一九五頁參看。

至元二十四年乃顏征討に向へる元將の一人塔出は、咸平を出でて先づ建州に至りしが、元史卷百三十三塔出傳には咸平建州間の距離を一千五百里と算せり、而して此里數は今の開原吉林間の距離の三倍に近し。此時塔出は命を奉じ、高麗に通牒して兵と糧とを出して、共に軍に従ふべきを促ししに、高麗の君臣評議して、建州は本國を距ること三千里、山川險阻、餉道通せざればとて、頗る當惑の狀ありき、而して此里數は高麗の都、開城より吉林に至るの距離に比して約四倍にも當る。然らば建州は今の吉林に擬定すべからざるかといふに、全く然らず、上記の里數の如きは決して信憑するの價値なき事、多言を要せず。假りに之に拘泥して建州を求めんには、或は松花江を越えて今の龍江府名一哈爾濱以北に至るべく、或は今の依蘭府以東に達すべし。此くては前文に引用せる元一

統志の明文に矛盾するのみならず、元史五卷十世祖本紀に「至元二十五年六月丁卯復立威平至建州四驛……十一月庚寅牀哥里合引兵犯建州、殺三百餘人、威平大震」とあると抵觸すべし。蓋し建州若し依蘭府又は龍江府等の地ならんには、之と威平との間に僅かに四驛を置くの理なく、又建州敵の襲來を受けたればとて威平忽ち狼狽する事あるべからざればなり。明一統志十九卷八女直山川の條に、合蘭河今の海及び徒門河今の豆を以て建州衛の東南一千里に在りとし、恤品河今の綏を以て同衛の東南一千五百里に在りとするは、縱令其里數の稍過大なるの嫌あるにもせよ、又以て建州が今の吉林附近たるを概見すべく、同書に胡里改江今の瑚の源は建州衛東南山下より出づといへるもの、又之が旁證とするに足るべし。(四)

(二)塔出傳に曰く「塔出遂棄妻子、與麾下十二騎直抵建州、距威平千五百里、與乃顏黨太撒拔都兒等合戰、兩中流矢云々」と。

(三)高麗史十卷三忠烈王世家、十四年三月の條に曰く「庚午、元右丞塔出遣人請發兵五千、人及軍糧赴建州。先是王請以征北兵移鎮雙城、帝已許之、中書省奉帝旨諭塔出云、鎮東藩事、當與高麗王共議、塔出以此請兵與糧、然建州距本國三千餘里、山川險阻、餉道不通、又比年積蓄殫竭、計無所出、王召大臣議、皆曰從之、則力不能堪、違之則恐負前奏之意云々」と。

(三)元の建州と同地なり。第八篇參照。

(四)元史塔出傳に「至元二十八年復領軍討哈丹于女直、還攻建州、逐阿海、投江死云々」とあり、江は即ち松花江なるべし。

二 肇州今の伯都訥の東南

金の世、肇州あり、舊名を出河店といふ、太祖の天會八年一一三〇年本州を建て上京路に屬せしむ、今の新城府伯都訥の東南、遼札堡站の東北十清里なる珠赫店出河店の訛一名珠家城子は即ち其故址なり。(一)元の世、又肇州あり、行政區劃名にはあらざるも、城名として屢、當時の記録に現はる、蓋し前代肇州と同地なるべし。然るに元史地理志、廣寧府路の條に左の記事あり、吾人をして其位置に關して大に疑を挾ましむ、其文に曰く、

肇州。按哈刺八都魯傳(二)、至元三十年世祖謂哈刺八都魯曰、乃顏故地曰阿八剌忽者、產魚、吾今立城、而以兀速懇哈納思乞里吉思三部人居之、名其城曰肇州、汝往爲宣慰使。既至定市里、安民居、得魚九尾、皆千斤來獻。又成宗紀(三)、元貞元年立肇州屯田萬戶府、以遼陽行省左丞阿散領其事。而大一統志(四)、與經世大典、皆不載此州、不知其所屬所領之詳、今以廣寧爲乃顏分地、故附注於廣寧府之下。乃顏字魯古歹之孫也。(五)

(一)一七二頁參看。

(二)元史卷百六劉哈刺八都魯傳を指す。

(三)元史卷十成宗本紀を指す。

(四)普通に所謂元一統志を指す。

(五)元史卷百宗室世系には乃顔を以て別里古台の曾孫とし、輟耕錄一卷大元宗室世系には別里古台即李魯古歹の曾孫とす。然るに元史譯文證補一卷太祖諸弟世系には帖木哥幹赤斤の玄孫とす。蓋し從ふべし。帖木哥幹赤斤が其兄成吉思汗より授けられし領地は、在蒙古東北面、界外已無蒙古人、證補とあれば、今の洮兒河流域にて滿洲と接壤の處なり。故に乃顔の領域は洮兒河流域は勿論、新城府附近に及び、彼の兵を挙げし時には吉林附近も已に其領域たりしが如し。世祖が肇州を以て乃顔の故地といひしは故なきにあらず。四二二頁參照。

後世の學者或は此文に由りて元の肇州は金の肇州と全く其所在を異にせるものと信じ之を廣寧附近に比定せんとす。滿洲源流考二卷十金の疆域、肇州の條に、肇州在拉林河之東、吉林之北といひ、同書五卷十山川、黑龍江の條に、按肇州在滔爾河、即洮兒河東北距齊齊哈爾城約五六站とありて、金の肇州に就きてさへ前後異説を出せり。而して元代の肇州に關しては、前に引用せる地理志の文を轉載したる後、按元史以肇州沿革未詳、故附廣

寧州之後。考肇州之名、實始於金、太祖始破遼兵於珠赫、河店之地、肇基王業、因創此州、在開元之東北、與濟州、今之相連。詳元史所云立城而以肇州名之、則非金肇州故地、或稍移西、近廣寧邊外耳、といへり。金の肇州につきては、編者も大體に於いて新城府附近に在りしものとするに似たり、而も是れには已に定説あれば、論を要せず。ただ編者が元史劉哈刺八都魯傳の記事により、更に地理志の説をも參酌して、元の肇州は廣寧邊外に在るべしと推測せるは、果して正當なるや否や。吾人は編者の説を否定し、金元肇州同地説を主張するものなり。以下簡單に卑見の要點を述べん。

元史の劉哈刺八都魯傳には、地理志に引用せられたる文の次に、俄召還三十一年春、世祖崩、太傅奉皇太后旨、命之曰、東方汝嘗鎮之、今以屬汝、勿俟制命。乃以爲咸平宣慰使、云々と見ゆ。是れ肇州が咸平、即今之方面に位せしことを示す。其地の廣寧附近に比定せらるべきものにあらざるは、此一事によるも明かなり。

地理志の編者は成宗本紀を引きて肇州の事に言及せるは、可なるも、詳かに元史を讀まんには更に幾多の適切なる資料を得べきに、此場合には何等の効なき一記事を擧ぐるに止まりしは、例の粗漫の謗を免れざらん。今其一二を擧げんに、兵志一百、元史卷浦峪路屯田萬戶府の條に、世祖至元二十九年十月、以蠻軍三百戶、女直一百九十戶、於咸平府屯種。

三十年命本府萬戸和魯古將領其事仍於茶刺罕刺憐○今の拉林河邊か等處立屯。三十一年罷萬戸府屯田。仁宗○蓋し成宗の誤大德二年撥蠻軍三百戸屬肇州蒙古萬戸府止存女直一百九十戸依舊立屯爲田四百頃と見ゆ。さて浦峪路は蓋し金の浦與路の名に因る前代に在りては行政區劃の名なりしが當時は一地方の名なりき前代には今の齊齊哈爾以東○二を指したるも當時は遙に南に位し今の拉林河流域を含み又威平路と界を交へしもの如し。果して然らば此屯田萬戸府の條に併記せらるる肇州蒙古萬戸府は威平府の北にこそあれ決して其南若くは西南なる廣寧方面の地にあらざりしなり。殊に肇州蒙古萬戸府の名は肇州の地が直に蒙古と接連するより起れるを示すものにあらざるか。
(一)一七四頁參照

又元史卷百九十七陳詔孫傳によるに詔孫は今の廣州府の人年僅かに十歳の時其父罪ありて肇州に謫せらる彼別を惜み父と共に往く道に遼陽を過ぐ平章塔出見て之を憫み邊地苦寒汝の堪ゆる所にあらずと説きて故郷に送り還さんとしたれども聽かず大德六年其父肇州に死するや詔孫哀働甚しく人皆爲めに泣き肇州萬戸府之を天子に聞せしに命ありて郷里に送らしめ其至孝を旌表せりといふ○二。是れ肇州が遼陽の北遠隔の地にして氣候沍寒の地なる事を示すものなり。更に山居新話を見るに孫子耕は杭

州の人なり元の元統中一三三三其友駱長官の罪ありて奴兒干に流さるるや之を送りて肇州に至れりといふ○三。奴兒干は今の黑龍江口の地なり即ち駱は杭州より奴兒干に至るに肇州を経由せるなり。當時の滿洲交通路は明初の其れより推測して今の開原より北行して伊通河流域に出で更に松花江に沿うて東北に向へるもの如し果して然らば肇州は此交通路に當れるものなり。次に元一統志を見るに上京の北に肇州ありき上京は已に屢言及せる如く今の阿勒楚喀の東南なる白城なり而して茲に上京の北とあるは實は西北若くは西の誤なるべし此記事の方位に誤あること已に詳述を経たり○四

(一)陳詔孫廣州番禺人父劉以罪流肇州詔孫年十歲不忍父遠謫朝夕號泣願從父不能奪遂與俱往跋涉萬里不憚勞苦道過遼陽平章塔出見而憫焉語之曰天子寬仁罰不及嗣邊地苦寒非汝所堪吾返汝故鄉汝願之乎詔孫曰既不能以身代父當死生以之歸非所願也塔出驚異以錢賞之。大德六年劉死詔孫哀働見者皆爲之泣下肇州萬戸府以聞命遣還鄉里仍旌異之。

(二)孫子耕者杭州與新城○今の杭豪民駱長官爲友元統間駱犯罪流奴兒干孫以友故送至肇州而回交誼如此誠不滅古人也。

(三)第六篇元明時代の滿洲交路海西北陸路並に海西東水陸城站の條參照。

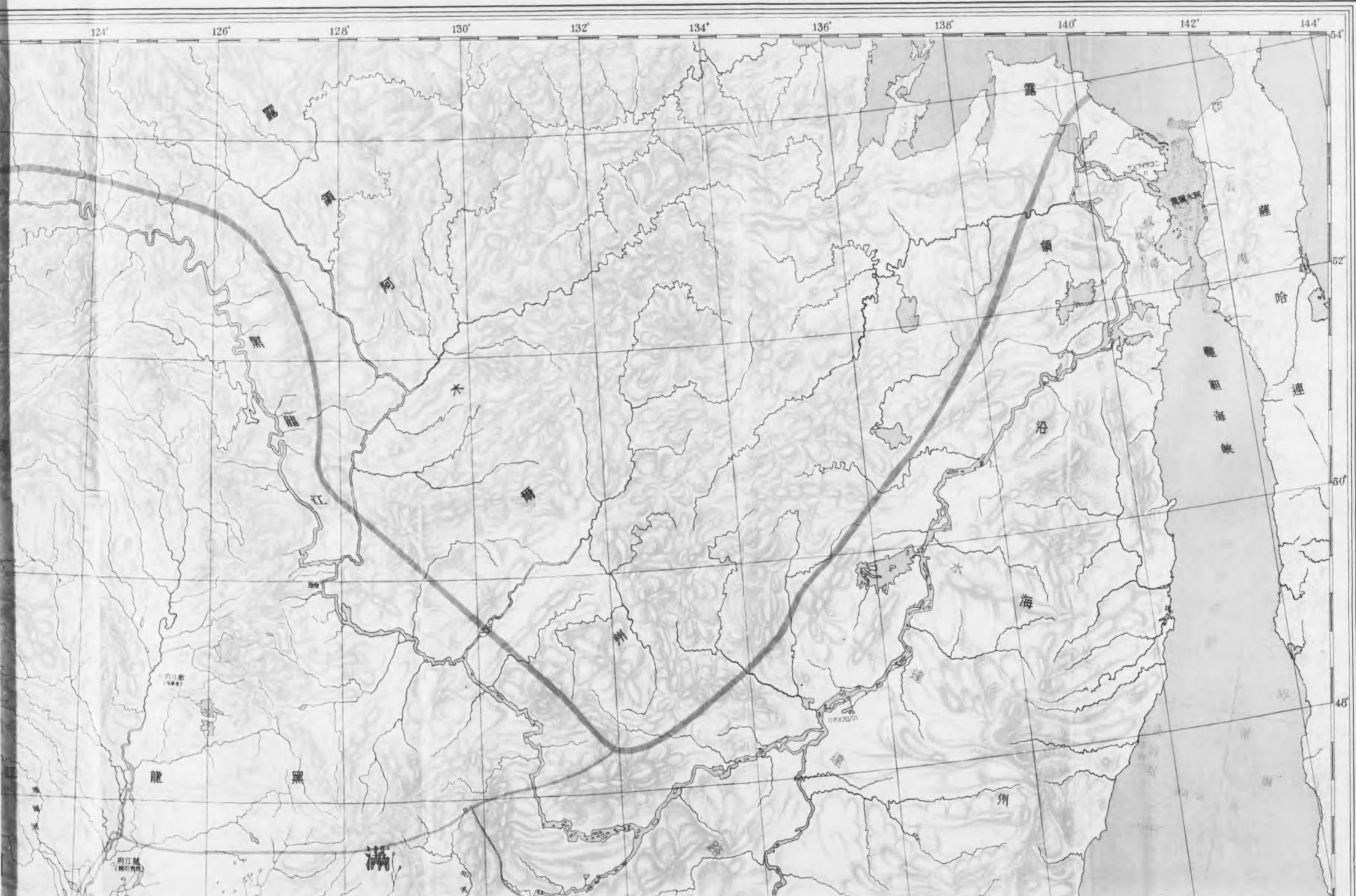
(四)三九七頁參照。若し金元の肇州其地を異にすとせば、此記事には舊肇州とか今肇州とか附記すべきにあらすや、而も之なきは偶、肇州の一にして二あらざりしを證するものにあらざるか。

以上述ふる所によりて元の肇州の位置は略ぼ明かなるべし。吾人は最後に明代の地誌、遼東志によりて、洮兒河の東に肇州ありしこと、及び肇州より西に向つて洮兒河、札里麻等の諸站を経て呼倫泊附近に至るの交通路ありしことを知る、是れ明初已に今の新城府附近に肇州と名くる站の存せしなり。之を要するに金の肇州は今の新城府に近き珠家城子なり、元明の肇州も今の新城府附近なり、而して元明の肇州を以て珠家城子と爲すも、何等當時の記事と抵觸せざるのみならず、此くてこそ始めて此等の記事は明快に解釋せらる。是に於いて吾人は斷言す、金元明三代を通じて肇州は常に今の珠家城子に比定せらるべきものなりと。

(一)同書 卷九 外志 海西 西陸路の條參照。

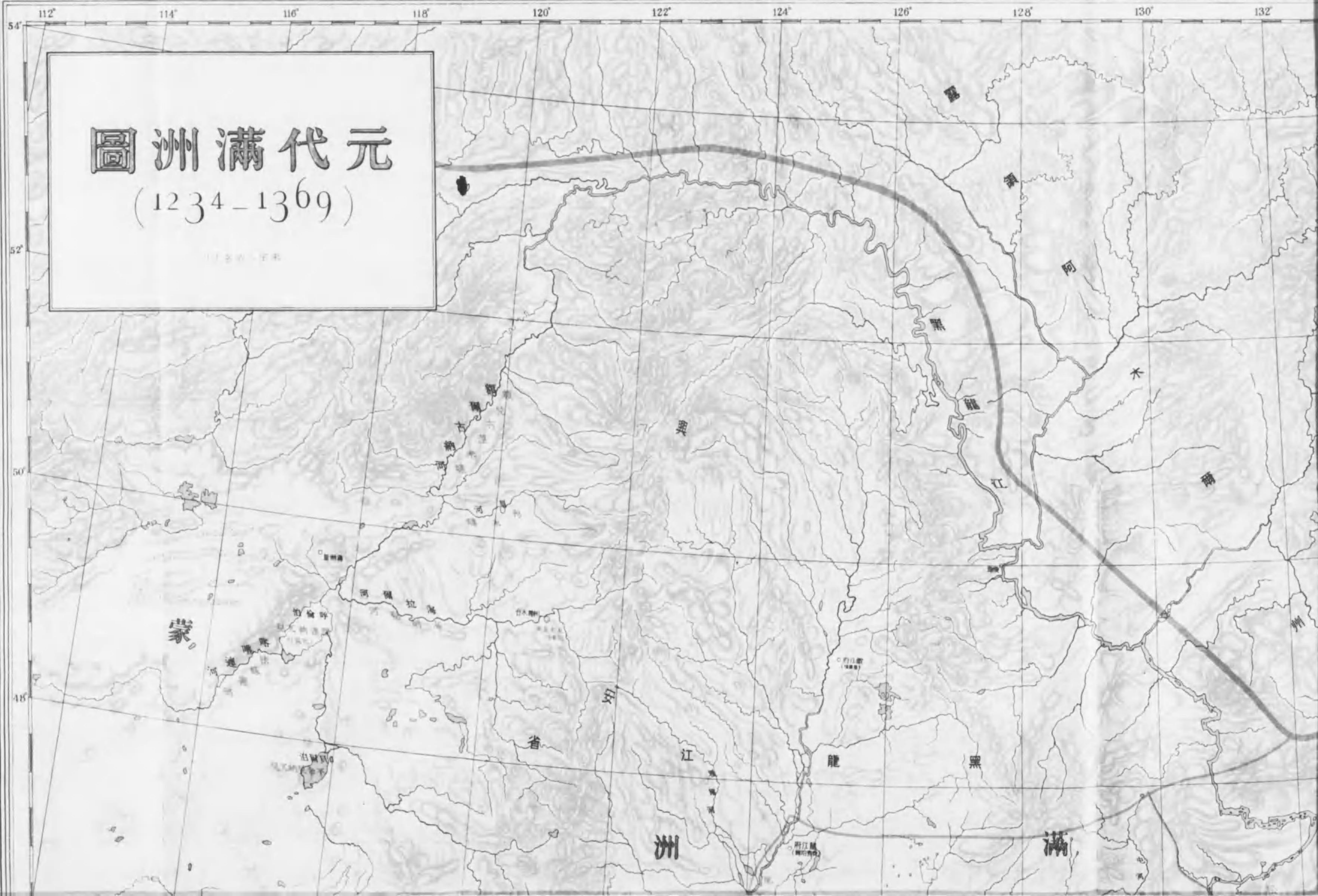
(三)同上。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5

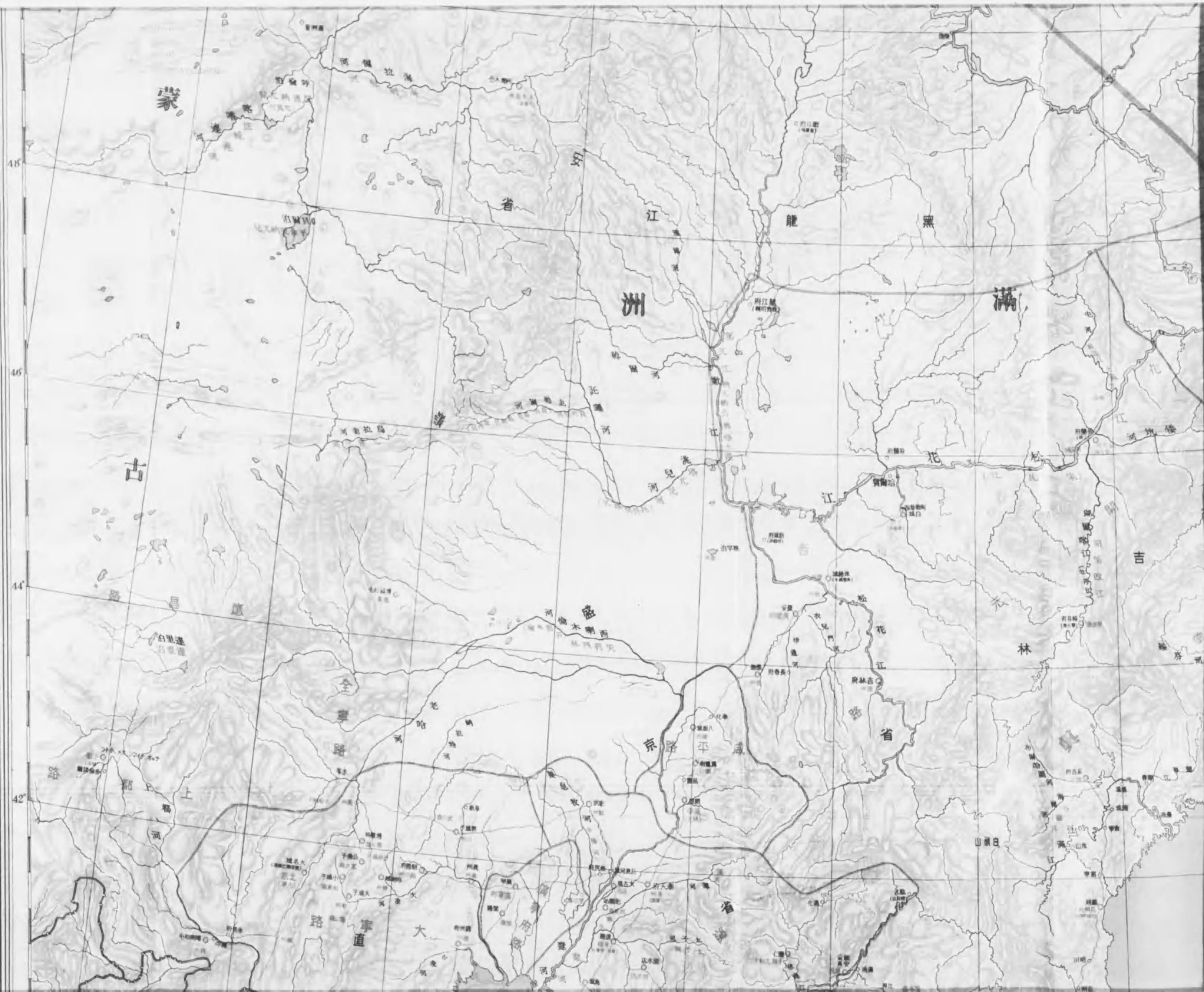


圖洲滿代元

(1234-1369)









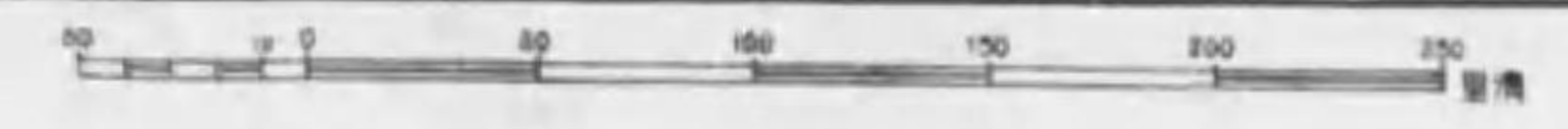
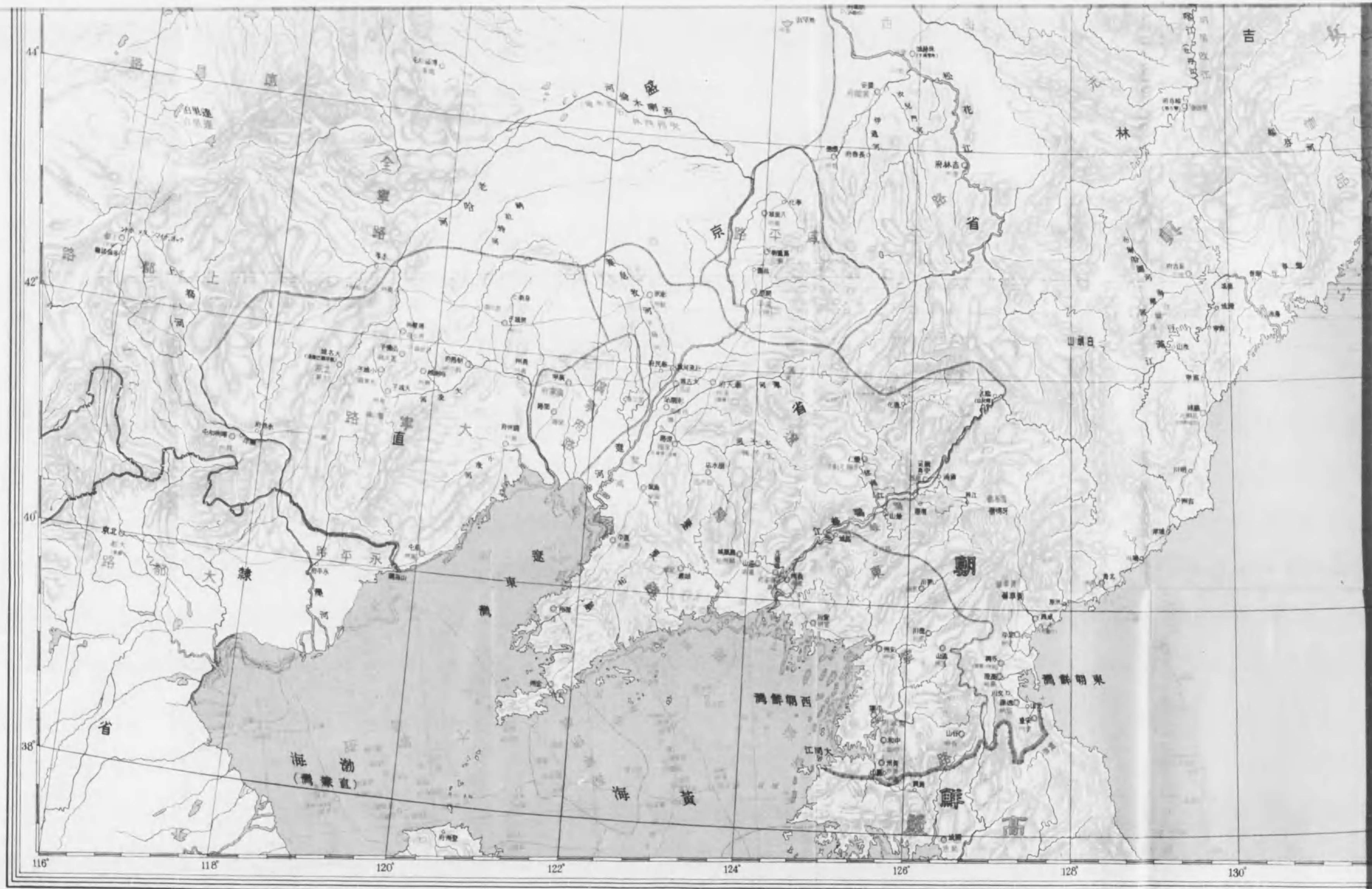
0 50 100 150 200 250 里

一之分萬百三 尺縮

0 100 200 300 400 500 里

一之分萬百尺縮

0 50 100 150 里



一之分萬百三 尺縮

第六篇 元明時代の滿洲交通路

遼東志の第九卷を外志といひ、初めに滿洲中、明廷の政令普く行はれざりし地方若くは民族の沿革を略叙し、次に其地方の交通路を記述するを見る。其交通路に關するものは、開原若くは海西を起點として四境に達すべき道路に當れる城站の名を列擧するに止まり、頗る簡略なるものなれども、而も當時の交通路を考ふるに當りて殆んど唯一の貴重なる資料たるのみならず、吾人は之に由つて當時以前及び以後の地名を比定するの關鍵を得ること稀ならず。然れども右の記事は開原以北、即ち滿洲の北半に於ける交通路を示すのみにて、其南半即ち普通に所謂遼東の地に於けるものに説き及ばざるなり。而も後者に就いては特に之を詳論するを要せず、第五編に收められたる吾人の研究を綜合せんには、自から之を明かにするを得べし。今叙述の便宜上、北滿洲南滿洲の二項に分ちて之が研究を試みん。

一 北滿洲に於ける交通路

吾人は便宜上遼東志の記事に基づき、先づ明代に於ける交通路を考定すべし。

- 一 開原東陸路至朝鮮後門
- 坊州城 奚官 納丹府城 費兒忽 弗出 南京 隨州縣 海洋 禿魯 散三通朝後

是れ即ち開原を出發し、東に向つて陸行し、朝鮮の北境に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 房州城今の海龍の南なる山城子か

遼東志附圖の一、開原控帶外夷山川之圖は穆禿河の西、那丹府の西南に坊州を表示し、次の開原地理之圖に解説して、東到坊州三百里と記す。而して同書一地理志開原山川の條に、穆禿河城開東北五百里、源出房州北山、北流入松花江と見ゆ。想ふに坊房音相同じ、蓋し同一地なるべし。果して然らば房州は概ね今の海龍府の南方にありしこと

推測に餘あり。稻葉氏曰く、盛京通志卷十永吉州の條に榜色城あり、水道提綱卷十五松花江の條に胖色城なり、略ぼ今の輝發河邊の山城子に當る、是れ即ち古の房州ならんと。吾人姑らく氏の説に従ふ。

ロ 奚官今の海龍又は輝發か

此地の位置未だ詳ならず。前後二城の位置より推測すれば、大抵今の海龍若くは輝發に比定せらるべきか。

ハ 納丹府城今の納丹佛勒

今の輝發河邊なる納丹佛勒一名那兒佛路なるべし、大清一統志卷四十六吉林府古蹟の條に、納丹佛勒故城在城林吉南二百六十里と見ゆ。

ニ 費兒忽今の富爾哈河邊か

未だ詳ならず。但し納丹府城と南京との位置より考へ、更に音の近似より推測すれば、是れ或は松花江の上流に會する富爾哈河に沿へる一驛なりしか。

ホ 弗出今の富集嶺下か

是れ亦未だ詳ならず。試に臆測すれば、或は現今の通路なる富集嶺の麓に存せる一驛にして、弗出は富集の訛なるべし。

へ 南京今の延吉府附近か

南京は今の間島の首府延吉府舊名局子街の東なる城子山附近なるべし。^(二)

(二)二六四頁參看。

ト 隨州縣今の鍾城

隨州は朝鮮咸鏡北道鍾城の舊名愁州の訛れるものなるべし。^(三)

(二)東國輿地勝覽卷五鍾城府建置沿革の條參照。

チ 海洋今の吉州

今の吉州なり。^(三)

(二)勝覽卷五吉城縣建置沿革の條參照。

リ 禿魯今の西端川

今の咸鏡南道端川郡の舊名禿魯兀の訛れるなり。此地嘗て福州とも端州ともいへり。^(三)

(二)端州は今の端川の西十三韓里に在りきといへば禿魯の遺址も之と同じかるべし。

(二)勝覽卷四端川郡建置沿革の條參照。

(三)同上端川郡古跡の條に「古端州在何多里距今郡治西十三里」と見ゆ。

又 散三今の北青

散三は今の北青の舊名三撒の訛か、若くは文字を倒置して更に撒を散に誤れるなり。^(二)

(二)勝覽卷四北青府建置沿革の條參照。

以上地名の比定にして概ね當を得たりとせば、此交通路は大略次の如くなるべし。即ち開原より清河に沿うて東に進み、英額邊門を出づれば、直に東北に轉じ、輝發河に沿うて納丹佛勒に至る。この道は現に旅行者の普通に經由するものなれば、右の推定に甚しき誤なきを信ず。納丹佛勒より延吉府附近に至るの道は、之を考ふるに最も必要な中間の二驛が明ならざる以上は、姑らく疑を闕くべきなれども、試みに吾人の臆測を許さば、則ち下の如し。納丹佛勒より東北に向つては、別に那木刺站を経て穆稜河流域に至る道路あれば、南京に至るべき道路は、納丹佛勒に於いて輝發流域を離れ、東に向つて富爾喀河を横ざり、窩集嶺を越えて始めて海蘭河流域に出で、布爾哈圖河の左岸なる延吉府に至りしならん。延吉府より東南行して豆滿江を渡れば、鍾城に入り、鏡城吉州、端川、北青等を経て咸興に至るべし。此通路は古來略ぼ變遷なし。遼東志に三撒即ち今の北青府を以て、此通路の終點とし、次に「通朝鮮後門」と記せるを見る。是れ少くとも此一條は北青府以北を以て明の領土と見做されたる時、換言すれ

ば、北青の南、威興の北なる洪原附近を以て朝鮮の北境と見做されたる時の記録に基づきしものなり。然らばそは何れの時なりしか。さて元と高麗との境界は、西暦一二五八―一三五六年に在りては威鏡道の南端なる鐵嶺にして、一三五六年以後は威興の南なる都連浦なりし事は已に述べたり二五六頁、八頁参照。然れども元の衰亡前、高麗は北方に向つて多少の開境をなしたる事推測に餘あるべく、元亡びて明興れる時鐵嶺以北皆其版圖なりと主張せしも、高麗は之に應せず、明廷亦之を固執せざりき。已にして高麗亡びて朝鮮之に代るや、新興の勢を以て次第に地を北方に開きて一時豆滿江に達せり。一四一〇年、故ありて南鏡城に退き、二年の後、明は會寧に建州左衛を置きしも、朝鮮は未だ嘗て威鏡北道の全部を棄てしことなし、況んや北青府以北の地をや。若し北青府の南を以て朝鮮の北境とせる事ありとせば、そは必ず一四〇〇年前後に外ならず、蓋しかの記事已に朝鮮後門といひて高麗後門といはざれば、一三九二年後に成れること疑なく、朝鮮北境の退縮は一四一〇年以後には之なかりしものなればなり。以上述ぶる所果して誤なしとせば、前文推定したる交通路は是れ實に明初の其れを示せるものなり、明初已に此の如しとせば、吾人は其前代なる元に於いても概ね亦然りしものと推測するを得んか。猶後文(四五三頁)を参照せよ。

二 納丹府東北陸路

那木刺站 善出 阿速納合 潭州 古州 北接幹 柔里 舊開原 毛憐 舊開原南

是れ即ち納丹府を出發し、東北に向つて陸行し、瑚爾喀江口若くは穆稜河流域に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 那木刺站 今の那木窩集

ロ 善出 今の色出窩集

今の吉林府より綏芬府 舊名寧古塔 に至る街道に當りて老爺嶺長廣才嶺の二山脈あり、此地方は樹林密茂する所謂窩集 滿洲語ウァイ の一部なり。さて此街道の老爺嶺を横斷する處に那木窩集と名くる驛あり、長廣才嶺を横斷する處に色出窩集と名くる驛あり、前者は厄黒木驛の東十清里、拉復驛の西八十清里に位し、後者は拉復驛の東百清里、俄莫賀索落驛の西百十清里に當る。吾人は那木刺站を以て那木窩集に、善出を以て色出窩集に比定せんと欲す、蓋し音に其音の相似たるのみならず、此街道の諸驛中、最も有名なる二窩集の所在地を以て、幾多の驛を代表したるは、決して偶然にあらずと思惟せらるればなり。若し此推測にして幸に正鵠を失はずとせば、此交通路は納丹佛勒出發後、北行して松花江と輝發河との合流點附近に出で、更に松花江に沿うて吉林に至り、それより東

は即ち今の寧古塔街道に由りしものなるべし。

ハ 阿速納合詳未

此地全く比定するに由なし。恐らくは今の俄莫賀索落の邊ならん。

ニ 潭州今の綏芬府の西南か

ホ 古州今の綏芬府附近

此二驛の位置亦詳ならず。明一統志卷八女直山川の條に「忽兒海河在開原城東北一千里源出潭州城東諸山北流入松花江」と記し、遼東志卷一地理志開原山川の條に「忽兒海河城原東北一千里源出潭州城東諸山北流谷州城東經幹朶朶里城北流入松花江」と見ゆ。(二)忽兒海河は今の瑚爾喀江にして、幹朶朶里城は今の依蘭府の對岸に在りしものなり。(三)隨つて谷州は今の綏芬府附近に比定すべく、潭州は其南畢爾騰湖の西に在りしものならん。而して「古州北接幹朶朶里」の幹朶朶里は一城の名にあらすして、幹朶朶里部族の居住地なる瑚爾喀江下流域を指ししものなるべし。果して然らば、古州は谷州にして今の綏芬府附近(三)に當る。

(二)四〇七頁參看。

(三)東國輿地勝覽卷五會寧府古蹟公嶮鎮の條に「江下江落有公嶮鎮古基南隣具州探州北接堅州」と見ゆ。

公嶮鎮の位置に就いては未だ詳ならねど、茲に所謂公嶮鎮は豆滿江の北に在りしや疑なく、而して内藤博士の説によれば蘇下江は蘇下江の誤なるべしといふ。果して然らば鎮は今の綏芬河邊に在りしものなり。さて右の文に、鎮の南に具州探州ありしと記す、若し南は西の誤なりとせば、具州は遼東志に所謂古州若くは谷州に當り探州は潭州に當る。而して鎮の北なる堅州を東に在りしものと解し、之を渤海の率賓府に屬せる建州若くは東京龍原府に屬せる慶州に比定することを得べし。姑らく記して疑を存す。

ヘ 舊開原今の依蘭府附近

元初に所謂開元城にして今の依蘭府附近なり。(二)

(二)三九八頁參看。

ト 毛憐今の穆稜河驛か

毛憐は明の永樂三年衛所を置かれ爾來有名となりしもの、而して其地の豆滿江以北に在りしこと疑なく、隨つて從來の學者皆之を今の烏蘇里江の一大支流穆稜河流域に比定したるは、蓋し従ふべし。然れども毛憐衛の所在地については未だ全く定説なし。今、穆稜河上流に穆稜河と名くる驛あり、綏芬府の東に當り、東清鐵道はムレンの名を以て此處に停車場を設く、是れ或は毛憐の遺址ならんか。遼東志にも「毛憐舊開原南」とあ

るは即ち之を指すなるべし。果して然らば、當面の問題たる交通路は、綏芬府若くは其附近にて東北二線に分岐し、一線は北に進みて松花江岸に至り、一線は東に向つて穆稜河上流域に達せしなるべし。

以上地名の比定にして幸に大差なしとせば、此交通路は概ね次の如くなるべし。即ち納丹佛勒より暫らく輝發河に沿うて北行し、松花江岸に出でて後は、同江に沿うて吉林に至り、それより以東は略ぼ今の街道に由りて瑚爾喀江口の依蘭府附近に達せしものなり。而して綏芬府を起點として穆稜河上流に出でたる一線は、更に進んで綏芬河流域に入り、遂に東海岸に出づべき通路と連絡ありしなるべし。

三 開原西陸路

慶雲站 熊山站 洪州站 懿州

是れ即ち開原を出發し、西に向つて陸行し、養息牧河上流域に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 慶雲站 今の慶雲

今の開原の西四十清里なる慶雲なり。^(二)

(二)二七頁參照

□ 熊山站 詳未

ハ 洪州站 詳未

此二驛の位置未だ明かならず。但し慶雲の西に當りて遼河の西岸に在りしならん。^(三)

(二)遼史^{卷三十八}地理志東京道の條に「宗州下、刺史在遼東石熊山……統縣一、熊山縣、本渤海縣地」と見ゆ。此石熊山といひ、熊山縣といふもの、或は遼東志の熊山站ならん。遼東志^{卷一}開原山川の條に「熊山城、西北一百九十里在遼河西岸」と記すれば、此站は今の康平縣よりも更に西北若くは北に在りしもの如し。又同書遼陽山川の條に「遼河……經金山至洪州、傍崖頭牛家庄、出梁房口、入于海」とあり。さて金山は開原の西北三百五十里乃至四百里、遼河の北岸に在る事、同書開原山川の條に明記せられ、崖頭は大略今の民屯小民屯等の附近に比定せらるべきこと已に考證を経たり。^{二八二頁參照}乃ち洪州は開原の西遼河に近かりし事を知る。是に於いて吾人は前に一言せる熊山を以て熊山站附近の山に比定せんと欲すれども、開原の西北百九十里に在りては、今の康平よりも北方に位するものとなり、懿州即ち今の彰武縣より開原に通ずる街道の一驛としては餘りに北に偏せるの嫌あり。然らば熊山と熊山站とは關係なきかといふに、吾人は寧ろ之を否認し、此山に至るの方位は編者の

誤と見做し熊山站は洪州站と共に遼河の西岸に在り而も相去ること遠からざりしものと推定す。

二 懿州今の彰武附近

今の彰武縣城附近なるべし。^(二)

(二)二九四頁參看

以上地名の比定完からざるが故に、今的確に當時の交通路を考定すること殆んど不可能なれども、少しく想像を加ふるを許さば、此交通路は、開原より慶雲を經、其西にて遼河を渡り、法庫門より大屯を經て彰武に至る現今の街道と大差なかるべし。

四 開原北陸路

賈道站 漢州站 歸仁縣 韓州 信州城 幹本城 海西賓州站 龍安站 弗顏站

是れ開原を出發し、北に向つて陸行し、伊通河口以北に至るべき交通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 賈道站詳未

ロ 漢州站詳未

右の二驛の位置未だ詳ならず。

ハ 歸仁縣今の昌圖の北

今の昌圖府境内の鶯鶯樹又鶯鶯樹、大柳附近ならん。

(二)一九八頁參看。

ニ 韓州今の八面城附近

今の昌圖府境内の八面城附近なり。^(二)

(二)二八頁參看。

ホ 信州城今の懷德附近

今の昌圖府懷德縣城附近なり。^(三)

(二)三一頁參照。

ヘ 幹本城詳未

未だ詳ならず。

ト 海西賓州站今の伊通河口附近

此站到海西の二字を冠するは、以下三站の所在地が海西と名くる地方に在りしことを示すものなり。^(二)賓州は伊通河と松花江との合流點附近に在りき。^(三)

(二)海西の名が一地方名として已に元初より存せしことは、元史卷十二、十五、二十、五、四十二、八十六等に明證あれども、滿洲の何れの地方を指稱せしかは詳ならず。但し明代には此名の中に今の伯都訥府新城附近を含めることは、明一統志卷八女直山川の條に「松花江……至海西與混同江合、東流入于海」とあるにて明かなり、蓋し茲に所謂混同江は今の嫩江を合せたる後の松花江を指せるに外ならざればなり。又遼東志の海西西陸路の第一站肇州は今の珠赫店なり、海西東水陸城站の第二站阿朮河は今の阿勒楚喀なり。龍飛御天歌に海西江の名あり、今の松花江を指せること亦疑なし四一、二、乃ち時代によりて其指示せる區域に廣狹の別ありとしても、今の松花江伊通河合流點附近を中心として西は嫩江口、東は瑚爾喀江口に至る間を指す時は其最も廣義の海西なるべし。

(三)一四二頁參照

子 龍安站今の農安

今の長春府農安縣城附近なり。(二)

(二)三九頁參看

リ 弗顏站詳未

未だ詳ならねど、恐らくは次項に見ゆる肇州の南に在りしなるべし、蓋し此交通路は次の海西西陸路に連續せしものと思惟せらるればなり。

以上地名比定の結果として、吾人は此交通路を以て、開原より北に向ひ昌圖八面城、懷德、農安等の諸城を経て古の肇州今の珠赫店に至れるものと推定す。大略今の鐵道の西に接して存せるものなるべし。

五 海西西陸路

肇州 龍頭山 哈刺場 洮兒河 台州 尙山 札里麻 寒寒寨 哈塔山 兀良河

イ 肇州今の珠家城子

今の伯都訥の東南、遜札堡站の東北十清里なる珠赫店、一名珠家城子なり。(二)

(二)四三二頁參看

ロ 龍頭山詳未

ハ 哈刺場詳未

此二驛の位置詳ならず。

ニ 洮兒河

其名より推測するに洮兒河の下流に在りしならんも、其地點を詳にするに由なし。

ホ 台州今の伯都訥の西

恐らくは金の泰州の故址にて、今の伯都訥の西、科布爾察罕泊の西南ならん。^(一)
^(二)八七頁参照。此推定誤なしとせば、台州驛は洮兒河驛の前に在るべきを編者の誤つて倒置せしものならん。

へ 尙山 詳未

明ならず。

ト 札里麻 今の札里麻

元史 卷百五十四 洪萬傳に、札刺麻禿あり、伯帖木兒傳 元史卷百三十一 に札刺馬禿河あり、共に今の西喇木倫以北、東蒙古の地に在ること明かなり。今黒龍江省地圖を見るに、呼倫布爾爾城の東に札喇木台河あり、源を南方の山地より發し、北流して海拉爾河に入る、爾河の會合點の東に近く同名の驛あり。大清一統志 卷四十八 黒龍江山川の條に、濟爾瑪台河在呼倫布爾爾東七十餘里云々とあるもの亦之に外ならず。因て吾人は元史の札刺馬禿河を札喇木台河又濟爾瑪台河に比定し、元史の札刺麻禿遼東志の札里麻を以て札喇木台驛に比定す。

^(二)至元二十四年七月至札刺麻禿、與金家奴戰、敗之、追至蒙哥山那兀江 今の嫩江。等處、遂平金家奴塔不台等、九月師還云々。

^(二)至元二十四年征叛王乃顔、隸御史大夫玉速帖木兒麾下、敗乃顔兵於忽爾阿剌河、追至海刺兒河 今の海拉爾河、又敗之、乃顔黨金家奴、別不台率衆走山前、從大夫追戰于札刺馬禿河、殺其將二人、至蒙哥山、并擒金家奴。

チ 寒寒寨 詳未

リ 哈喀山 詳未

二驛の位置共に明かならず。

又 兀良河 今の滿洲里附近か

此驛の所在亦明かならず。或は今の呼倫泊より其名を得しか。^(二)

^(二)呼倫泊は呼倫湖の義なり、一にダライノール Dalai Nor といふ。大清一統志に庫楞泊といひ、水道提綱に枯倫泊といひ、元朝秘史には關連納兀兒といふ。

以上地名中、吾人の比定を試みしは半數にも足らざれども、而も之に由つて大體當時の交通路を推定し得べし。即ち珠赫店出發の後、西行して伯都訥附近を過ぎ、松花江を越えて洮兒河下流に出で、北に向つて雅爾河に至り、以西は同河に沿へる今の西伯利鐵道と略ぼ同じく、而して今の臚賸府 一名滿洲里 附近を終點とせるものなるべし。

六 海西東水陸城站

底失卜站^{○未詳} 阿朮河站^{○阿朮} 海胡站^{○金の海古今} 尙京城^{○上京の訛} 札刺奴城^{○未詳}
 魯路吉站^{○未詳} 伏答迷城站^{○未詳} 海留站^{○未詳} 札不刺站^{○今のチヤバル} 哈三城^{○未詳} 哈
 思罕站^{○未詳} 伯顏迷站^{○白楊木の} 能站^{○未詳} 兀刺忽站^{○大小フラクン} 克脫亭站^{○大}
 フトリン Amba Houthon 幹朶里站^{○依圖府の對} 一半山站^{○未詳} 托溫城^{○屯河} 滿赤奚站^{○大}
 河口のフトリン 阿陵站^{○今のアンリ} 柱邦站^{○未詳} 弗思木城^{○未詳} 古佛陵站^{○未詳} 奧里
 迷站^{○今のアウレ} 弗陽奚城^{○今のウツ} 弗能都魯兀站^{○未詳} 考郎古城^{○未詳} 可木站^{○今}
 のケム 乞列迷城^{○今のケレ} 乞勒伊城^{○未詳} 韓吉塔城^{○今のムケア} 藥乞站^{○未詳} 奴
 合溫站^{○未詳} 乞里吉站^{○未詳} 哈刺丁站^{○未詳} 伐輿站^{○今のヒチャ} 古伐替站^{○今のクフア} 野
 馬兒站^{○今のイム} 哈兒分站^{○未詳} 莫魯孫站^{○未詳} 馬勒亭古站^{○未詳} 撒魯溫站^{○今のサル}
 伏答林站^{○今のフダ} 忽林站^{○今のケリン} 虎把希站^{○未詳} 五速站^{○未詳} 哈刺馬古站^{○未詳}
 詳。ト勒克站^{○未詳} 播兒賓站^{○未詳} 沼陰站^{○未詳} 弗朶河站^{○今のフダ} 別兒眞
 站^{○未詳} 黑勒里站^{○今のヘレ} 滿涇站^{○今のマンガチャ}

(二)此通路に當れる城站の多數は之を現今の地圖に徵するを得るものなれば、一々之を考證するの
 必要なし。因て原文のままに城站の名を列記し、比定し得たるものは直に其位置を脚注として

記入し、未だ明ならざるものには未詳の二字を附記す。但烏蘇里江を合せたる後の黒龍江沿岸
 地名の多くは、已に亡びて之を現今の地圖に見ること能はず、又水道提綱等にも之を徵し得るも
 の極めて稀なれども、幸にして佛國地理學者ダンヴル(Danville)氏が清初^{四曆一七}に作れる支那
 新地圖(Nouvel Atlas de la Chine)あり、遼東志所載の城站名中之に由つて其位置を比定し得べきも
 の少からず、乃ち之に従つて下の如く推定す。

(一)尙京を海胡站の次に置きしは編者の誤解なり。
 (二)四一二頁參看。

(三)同上頁參看。

(四)此名はダンヴィル圖に見えず、支那圖によりて補ふ。
 (五)原文に此站の前に「狗站」^{○注}とあり、蓋し以下の諸站は狗站なりとの意味なるべし。三九三頁注
 (一)參照。

(六)水道提綱には此站を赫眞といへり。

(七)原文に黑勒里站の前に「奴兒干^{有都}」とあり、蓋し以下の二站は奴兒干の地に在りとの意味なるべ
 し。明初置く所の有名なる奴兒干都指揮使司^{略して奴兒干}は滿涇站にありしものならん。次
 の注參照。

(八)ダンヴィル圖に Mangatchan Cagan とあり、Mangatchan の Tehan は站字の音譯なれば、之と同義なる Cagan

支那人は嶺山嶺は蛇足にて、實は Manga Tohan 若しくは Manga Cajan といふべきものなり。奴兒干永
 寧寺碑記の中に「十一年樂○永秋ト奴兒干西有站滿涇站之左山高而秀麗先是已建觀音堂於其上今
 造寺塑佛云々」とあり。今ゲンヴィル圖を見るに、マンガチャンは黒龍江の西岸にあり、其對岸には
 Tohan Cajan あり、而して此碑はチェンカザンと同地若しくは其附近なるチル(Chul)に於いて發見せら
 れき。是に於いて滿涇站のマンガチャンなること愈々疑なし。白鳥博士の説に、Manga は蓋し
 Mango の訛にてツングース語河の義なれば、黒龍江をマンガといひしにより其河口に建てられし
 驛をマンガ又はマンガ站といひしならんと。内藤博士の明東北疆域辯誤地理と歴史第一參照
卷第四、五號所載も、
 以上地名の比定によりて、此通路は、珠赫店に起り、東に進みて阿勒楚喀を經、東北に向
 つて松花江左岸の白楊木に達し、それより、東若しくは東北に向ひ、松花、黒龍兩江の沿岸を
 通過して海に至りしものなることを知るべし。即ち大體に於いて現今の交通路と大
 差なきものなり。

以上六種の交通路は専ら遼東志に收めらるる記事に據りて考定したるものなれど
 も、元來本書は西曆一四四三年始めて編纂せられ爾來一百餘年の間に屢々修正増補せら
 れて今見る所の完本となりしものなるが故に、吾人の準據せる記事は果して明代の何
 れの時期に於ける交通路を指示したるものなるや、明ならず。然れども吾人は種々の

方面より考察の末、此記事は明初の交通路を示すのみならず、元代に於ける北滿洲の交
 通路も亦殆んど之と同一なりしものと推測す。今詳かに其理由を述ぶるは却て煩は
 しければ、單に其要點を擧げて讀者の贊同を求めんとす。先づ第一の交通路は、金末元
 初に於いて、蒲鮮萬奴が遼河流域を去りて南京即ち豆滿江邊に移り、更に南京を根據と
 して高麗の東北部を侵略せし時に用ゐたる通路と推測するを得べし。^(一) 第四の交通路
 は、金代、宋より上京に赴むくもの通路たりしこと、^(二) 元初開元路治が黃龍府即ち今の農
 安にありしこと、及び支那及び南滿洲に居れる人が遼陽を經て肇州に至りしこと、^(三) 等
 の事實に徴して、金代以來の通路たりしを知るべし。最後に第六の交通路は、元初幹朶憐
 桃温等に萬戶府を設けしこと、^(四) 元朝の屢、奴兒干を征伐せしこと、及び支那に居りし吏民
 が奴兒干に流謫せられし時、途中肇州を通過したりしこと、^(五) 等の事實に基づき、其存在の
 確實なるを疑はず。

(一) 二二七、二五六頁參照

(二) 一三八—一四三頁參照

(三) 四三一頁參照

(四) 四〇五頁參照

(五)三九〇、三九二注(八)、四三一頁参照

二 南滿州に於ける交通路

然らば南滿洲に於ける交通路は如何。吾人は便宜上先づ元代の交通路を述べん。
 元代に於いて高麗國の王都開城より西方に赴くものは、必ず鴨綠江を渡り、婆娑府の
 九連 開州站今の鳳城を経て遼陽に達し、遼陽より懿州に至るには、瀋陽奉天を迂回するも
 のと、直に西北行するものとの二線あり。^(三) 懿州より更に西して老哈河邊の北京若くは
 大寧今の大名城に出で、元の帝都燕京今の北京に至るものは南に向ひ、上都今の多倫諾爾に赴くも
 のは、藥河流域を北行せるなり。^(三) 又別に遼陽又は瀋陽より廣寧を経て南進し、今の山海
 關を出でて燕京に至るの通路もありき。^(四) 而して此通路の南には蓋州今の蓋平より宣城今の
 附近を経て開州站に通ずるの街道もあり、北には鴨綠江の上流に沿へる滿浦鎮より西
 に向つて江を渡り、兀刺今の兀刺附近を経て、今の興京を經由して遼陽即ち東寧府に至るの道路
 も存せしものと思惟せらる。^(六)
 (二)三一七頁参照

(二)二八二頁参照 忠烈王は其二十年に上都よりの歸途瀋州即ち瀋陽を通過せり。高麗史卷

(三)二八六、三一七頁参照

(四)忠烈王は其十九年及び二十二年に大都に至りし時瀋州撫寧薊州等を通過せり。高麗史卷三十、

(五)二四五、〇〇頁参照

(六)三六五頁参照

明代に至りても上述の交通路と大差なきものの依然存在したりし事、その證據數ふ
 るに暇なし。今其著しきものを擧げんに、先づ鴨綠江と遼陽との間の街道には湯站今
 湯山、開州站、斜列嶺今の雪嶺、東關今の連山關口、浪子山今同等の諸城站、これに當れることは、早く
 景泰元年西曆一四〇一年、朝鮮へ旅行せる倪謙の朝鮮紀事に見え、遼陽と北京との間の通路に
 は、廣寧、前屯等の諸城の之に沿へることは、成化十六年一四八〇年、朝鮮貢道に關して述べた
 る劉大夏の意見に徴して明かなり。^(三) 但し正統七年一四三二年、以來遼東即ち南滿洲に邊牆の築
 設あり、遼河の流域は其南端を除くの外は、明の放棄する所となりしを以て、從來の咸平
即ち開原、又は瀋陽奉天のより南廣寧に至るの道、及び瀋陽又は遼陽より懿州に至るの道の如
 きは殆んど廢せられ、遼陽以西は邊牆の内部に沿うて遼河下流域を横斷し、而して廣寧
 に出づることとなれり。邊牆築設以後の通路は通文館志三卷中原進貢路程の條に詳な

り、今其驛名を左に掲げん。

鴨綠江 鎮江城○今の九連城 湯站 柵門○邊嶺の入口 鳳凰城 鎮東堡○今の雪程店 鎮夷堡○今の通遠堡
 連山關 甜水站 遼東○今の遼陽 鞍山 海州衛○今の海城 牛家庄○今の牛莊 沙嶺 高平驛
 盤山驛 廣寧 閩陽驛 石山站○一に十三山に作る 小凌河 杏山驛 連山驛 寧遠衛 曹
 莊驛 東關驛 沙河驛 前屯衛 高嶺驛 山海關……北京

(一)朝鮮紀事は記録彙編に收めらる。其文に曰く景泰元年○朝鮮世宗三十二年正月丁丑朔○丙戌遼東起程都司差東寧衛指揮一員百戸四員率領軍馬二百護送……自遼東至鴨綠江、舊有柵站、今廢……過高麗衝頭館站車嶺、至浪子山下人家宿○丁亥浪子山起程、過背陰山盤道嶺至辛寨宿、○戊子辛寨起程、高嶺至東山關口、宿東關、係華夷界限、○己丑出東關、過分水嶺、至龍鳳山下營、○庚寅龍鳳山起程、過八度斜列嶺、至鳳凰山下宿、○辛卯鳳凰山起程、過開州站至東湯站……下營宿○壬辰湯站起程、將近鴨綠江、○下略
 (二)殊域周咨錄一に曰く、初中朝使臣彼國陪臣往來出入、皆從遼東連山關一名鴉鶻關也。十六年朝鮮使臣至京者奏言、每遣使來、被女直建州夷人邀劫於路、請改貢道、自遼陽之南、徑趨廣寧前屯衛、入山海關。中官有朝鮮人爲之地者、事下兵部議、將從之、職方郎中劉大夏執不可、曰、朝鮮貢道、自鴉鶻關趨遼陽、過廣寧、又過前屯、而後入山海、迂回四三鎮、戊此祖宗微意、今若渡鴨綠江、越遼陽、徑趨前屯、以入關、則路太徑、恐貽他日之憂、遂不果從。

(三)第七編「明代遼東の邊疆参照」

(四)燃藜室記述別編には皇明時進貢道路と題す。

然るに遼陽は天啓元年一六二一年清の太祖奴兒哈赤に占領せられしかば、朝鮮の請を許して海路入貢せしむることとなれり。(一) 攷事撮要及び通文館志によれば其貢道左の如し。

宣川○郡名 宣沙浦(三) 鐵山○郡名 椴島 車牛島 鹿島 石城島 長山島 廣鹿島 三山島 平島 皇城島 鼉磯島 廟島 登州……北京。

(二)攷事撮要に曰く、天啓元年辛酉、光海十三年奴胡○奴兒哈赤、陷遼陽、朝天早路、絕詔使由海路歸朝、而我國賀使亦將由海路入朝、故遣譯官、咨會山東登萊各衛門、請開路云々(一)。

(三)入貢船の出發點は普通に宣沙浦郭山の西三十二韓里なれども、時に或は咸從縣の海濱今の鳳凰浦附近か、或は安州老江鎮より出帆することもありき。通文館志三航海路程の條参照。

然るに天啓七年一六二七年に至り、入貢船の出發點を改めて甌山郡の石多山(二)とし、崇禎二年一六二九年には明將毛文龍袁崇煥の建議により、平島以西の航路を改めて寧遠に上陸することとなれり。(三) 即ち左の如し。

平島 旅順口 鐵山嘴○今の老鐵山角 羊島 雙島口 南汛口(三) 北汛口○今の復州西南六十里 州西南三

十 覺華島 ○今の
桃華島。

(二)東國輿地勝覽卷五 嶺山縣山川の條に「石多山在縣西北十二里」とあるもの即是なり。

(三)攷事撮要に「崇禎二年己巳仁祖大王七年山海軍門請改我國登州路從寧遠衛登陸」といひ、燃藜室記述別編には「己巳假島帥毛文龍寧遠軍門袁崇煥建請易路從寧遠衛登陸」と見え、通文館志記する所略ぼ之と同じ。

(三)大清一統志卷三十八 奉天府山川の條に「北汎口山在復州西南三十里。又南汎口山在州西南六十里」とあり。

然るに朝鮮にては、平島より分路して寧遠衛に至るの水路は遠くして且つ危険なるの故を以て、崇禎五年一六三二年 登州上陸の舊路に復せんことを奏請せしが、遂に許されず、(三)以て明の世を終れり。

(二)通文館志及び燃藜室別編に曰く、改路後、覺華島水路遠倍登州所經鐵嘴一帶、巨海接天、絶無島嶼、而多藏暗礁、險惡無比、數年之間使臣澆死者五人、中朝符驗及表咨方物并皆漂失、島帥既斃、○毛文龍崇禎二年八月降せらる。督臣亦誅之後、○袁崇煥崇禎三年八月降せらる。請解舊禁、再從登路事、壬申○崇禎五年 奏請。

(三)朝鮮の奏請果して許されしや否や、攷事撮要以下何等いふ所なきも、明史卷三百 朝鮮傳の記事は其缺を補ふに足るものなり、其文に曰く、「崇禎二年改每歲兩貢爲一貢、先是遼路阻絕、貢使取道登萊

124° 126° 128° 130° 132° 134° 136° 138° 140° 142° 144°

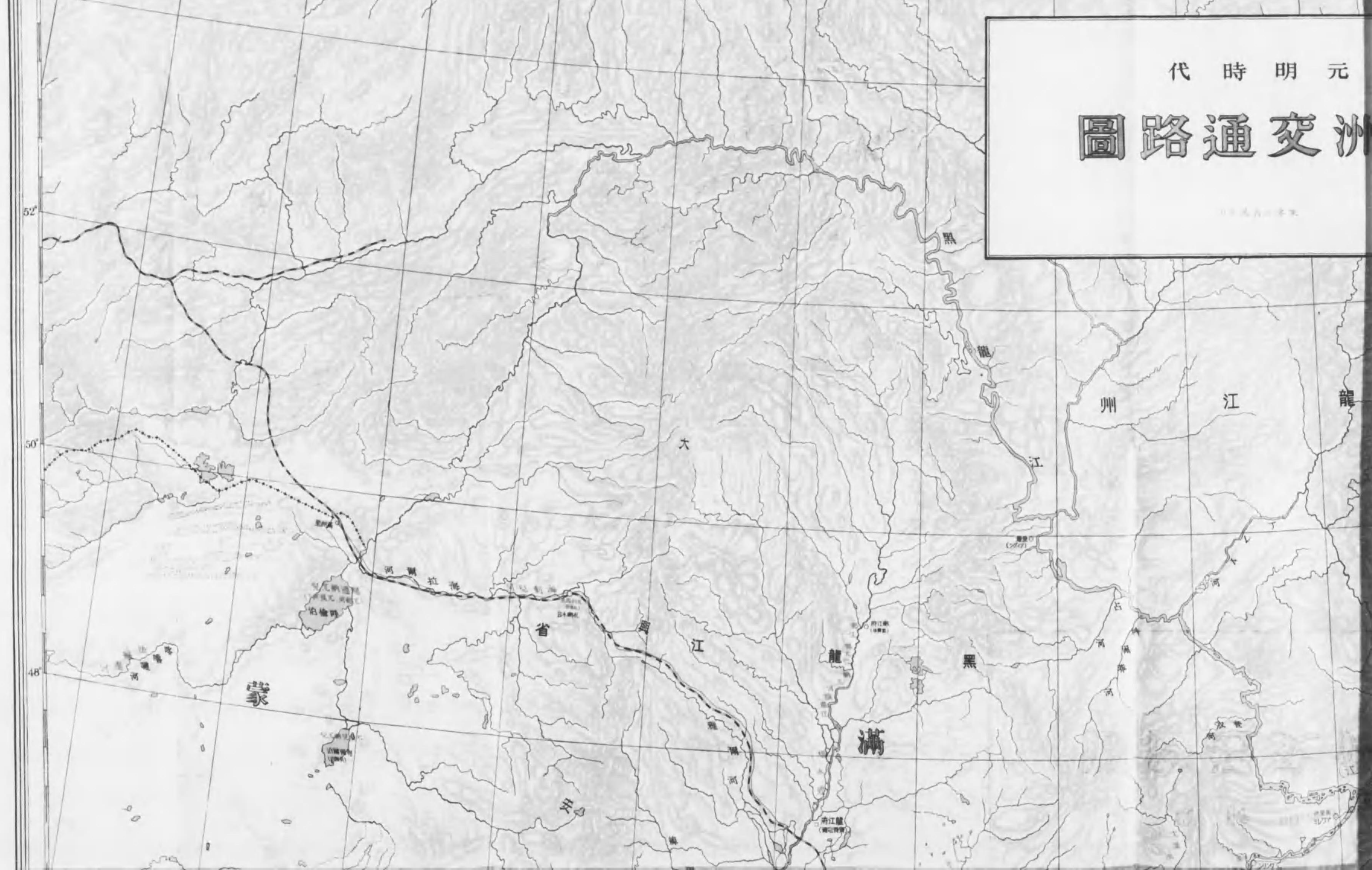
元明時代 滿洲交通路圖




112° 114° 116° 118° 120° 122° 124° 126° 128° 130° 132°

元明時代
交通路圖

（比例尺）







蒙

省

江

龍

黑

滿

古

盛

省

省

吉

州

京

省

隸

直

省

平

朝

北

道

北

朝

道

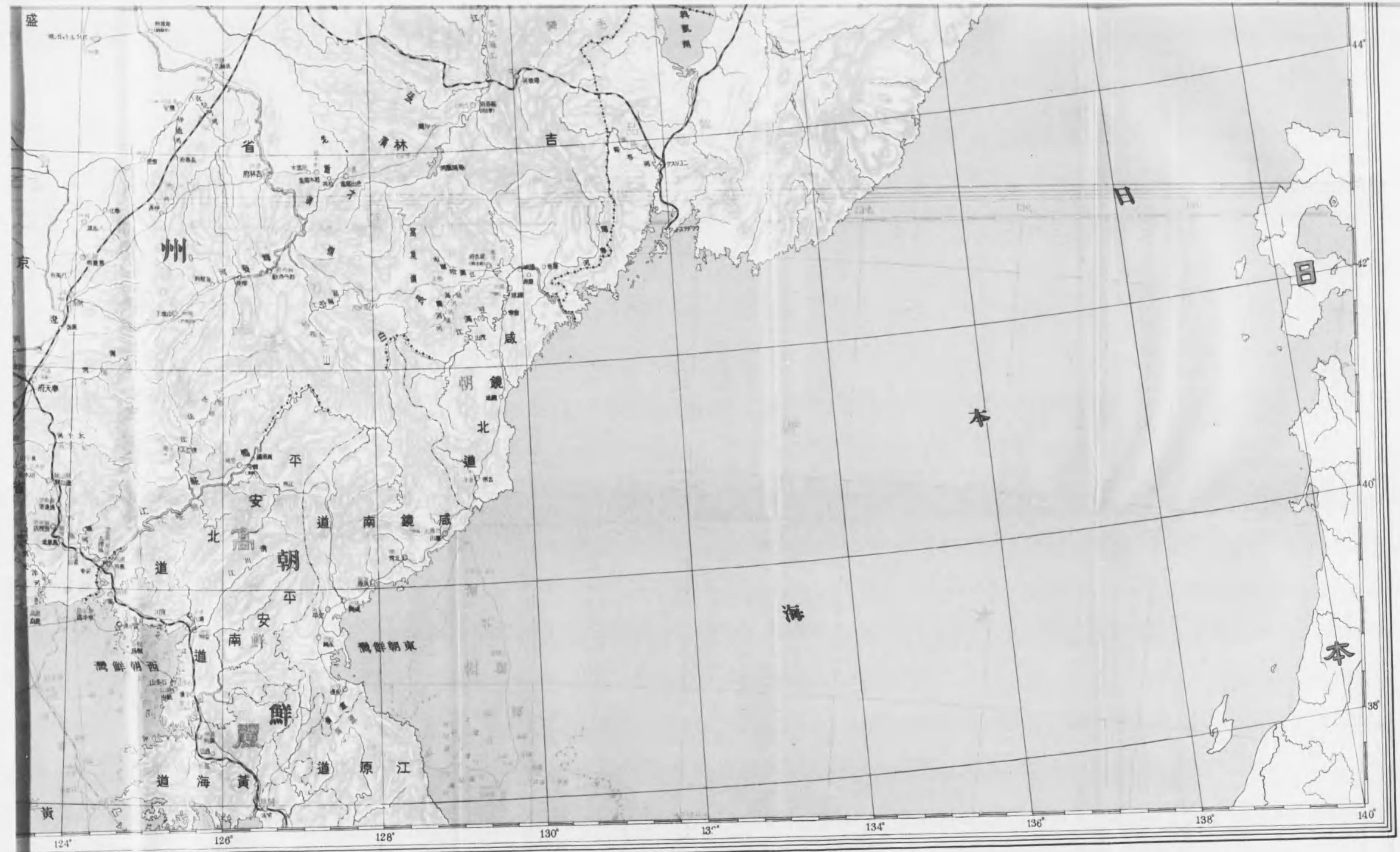
南

道

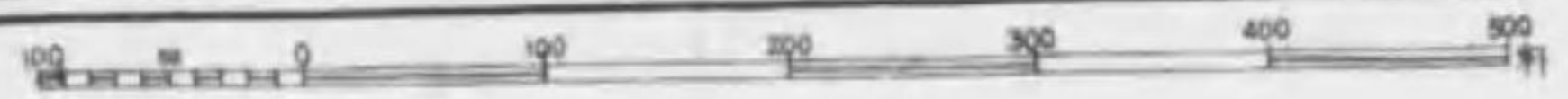
道

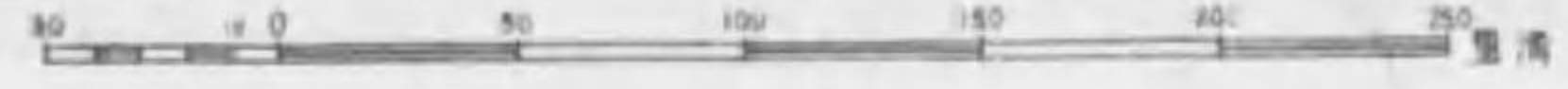
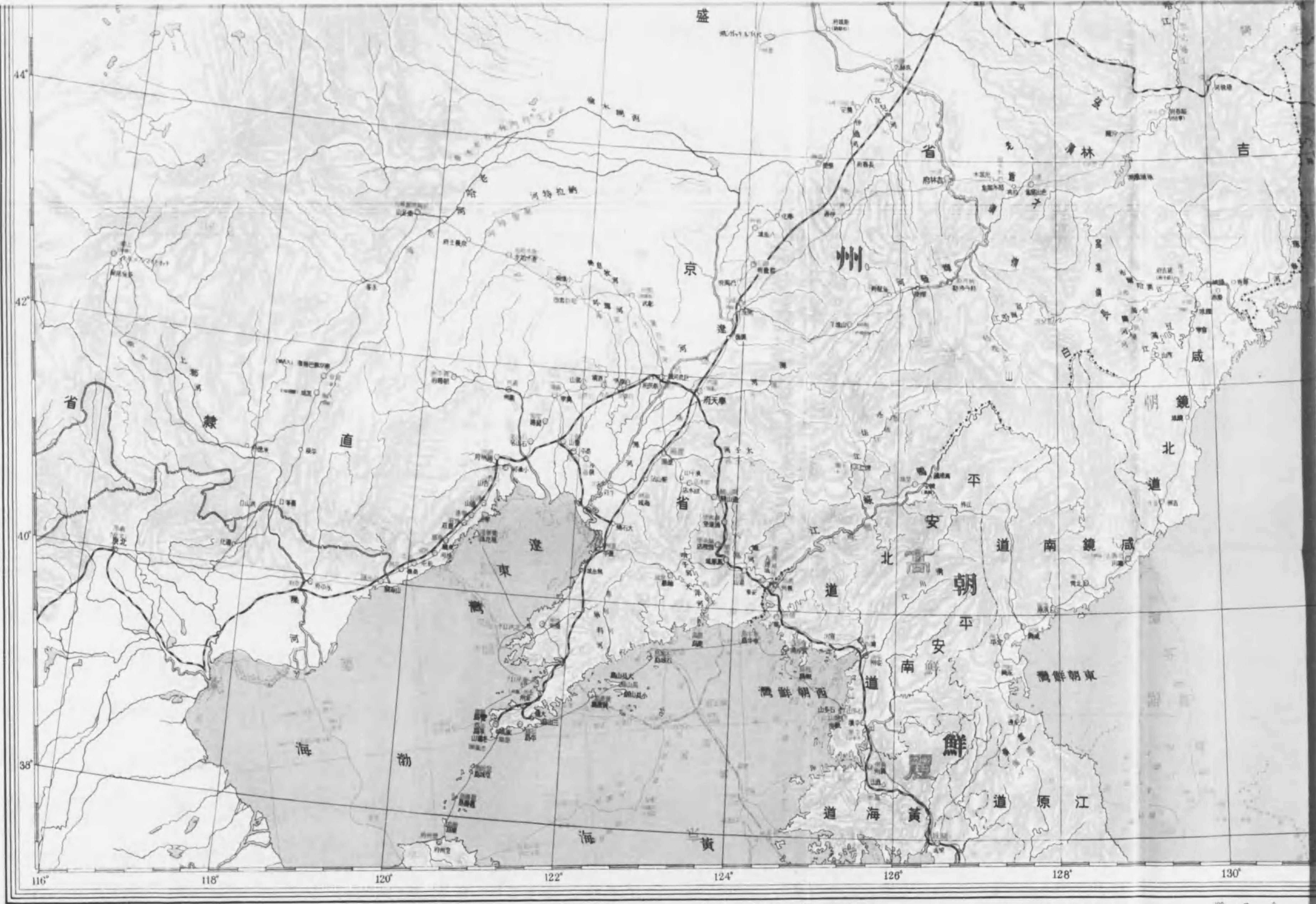
道

東



一之分萬百三 尺 繪





縮尺三百萬分之一



○登州及已十餘年矣。自袁崇煥督師改覺華、迂途冒險、其國屢請復故。至是遣戶曹判書鄭斗源從登海來、移書登撫孫元化、屬其陳請。元化委官伴送、仍疏聞。帝以水路既有成命、改途嫌於自便、不許。是れ明かに崇禎二年改路の事と、五年復舊の事とを混同したるものなれども、壬申の奏請は遂に許されざりし事を示すものなり。

以上論證する所、概ね皆滿洲交通路の幹線なり。若し夫れ枝線間道の如きは悉く之を文獻に徵する能はず、縱令論じて之に及びたりとて、歴史研究上多大の効果あるべからず、乃ち一に省略に従ふ。

第七篇 明代遼東の邊牆

一 緒言

明代に於ける遼東都司の轄境は、遼河の流域及び鴨綠江の下流域と併びに今の遼西の大部分を包括せり。明國は、此領土を確實に保持せむとの政策に基づきて、遼西及遼東の兩地に互り、邊牆を築設して、東北は女眞に對し、西北は兀良哈の侵掠を防衛しぬ。邊牆は、時として、長城の名を以て呼ばれ、多くの場合には、障塞若しくは、邊牆と稱せられたり。漢人が遼東に障塞を築きて、外敵の侵掠を防衛したるは、極めて古し。戰國の燕は、蓋し其始をなししもの、秦の起るに及びて之を受け、漢も亦た秦の規制に仍り、三國魏及び西晉の初期に至るまで、殆ど一樣の形式を遵守せり。東晉以降は、漢人の該方面に於ける勢力の失墜せしとともに、長城は、久しく廢せられ、隋唐の興りたる時代にも、吾

人は、再び斯かる事業を再現せむとするの機會を見る能はざりき。五代の衰弱は、さらにもいはず、宋の兵力は、一時直隸灣の群島を、較々確實に保持したるなからず。されど、海を渡りて遼東半島の一角を經始するは、宋人の遂に夢想するところに非りき。元亡びて、明國起る。吾人は、此時代に入りて、始めて再び支那民族が、確實に遼東を把持したるの事實を知り、而して明朝の施設せる政策の極めて多様なることを覺り得たり。吾人の此研究は、明の對邊政策の最重要なる部分を占めつつあることを疑はず。

吾人は、明朝に於ける遼東の邊牆を研究する上に於て、種々なる便利あり。例へば、年代の比較的新しきがために、今日にても、親しく障塞の基址を目撃することを得、また障塞の部分にて、ある特殊の構造を實見し得べし。吾人は、今、滿洲の現圖を査檢して、遼河の東西に連れる一條の點線を認むべし。こは、清朝初年に築設したる邊牆の位置を表出したるものなるが、明代の障塞は、此等と殆ど位置を殊にしあれど、今の現圖の點線の或る部分が、確實に明代障塞の基址を利用したること察知し得らる。今、一の便利あり、そは、明代の障塞の位置を比定するに足るべき地名の殘存しあることこれなり。一例を示さば、撫順の東方約二十清里にある關口は、昔の撫順關たることを表し、盛京の西約六十清里にある老邊は、昔時の邊牆の通過したる基址なるを示すが如し。這般適切な

る材料は、豊富ならずとせざれば、此等をもつて、上古燕秦及び漢代の長城を考究するの艱難に比較せば、寧ろ容易にして、且つ確實なるを覺ゆべし。但だ茲に一言したきことあり。そは、遼河河水の汎濫及びこれに伴ひて起れる地形の變遷これなり。明國の遼河に沿ひて起築せられたる障塞の大部分は、此等地形の變遷よりして、大概ね破壊せられ、基址の如きも、既に埋没し去られしを疑はず。吾人は、斯かる地方の障塞は、記録に徴して擬定するの外に、恰當の方法を發見せず。

邊牆は、大約そ三大部に區分せらる。其一は遼河流域の邊牆、其二是遼西の邊牆、其三是遼東東部の邊牆、即ちこれなり。以上三大部の邊牆の位置は、各變遷あるを示し、また各、格段なる歴史を有す。年代の順序よりすれば、遼河流域及び遼西の邊牆は、先づ最初に起り、遼東東部の邊牆は、これより後の時代に起りたりき。而も其の變遷の著しきを擧ぐれば、東部の邊牆を最となす。吾人の研究は、此等の年代の順序に従ひて、其沿革の大要を説き、以て其位置を擬定し、併せて其構造等に言ひ及ぼすことあるべし。

二 遼河流域及び遼西に於ける邊牆の起原

遼河流域及び遼西に於ける邊牆の起原は、同一年代を以て論せざるを得ず。吾人は、此年代を以て、英宗の正統七年四紀一に在り、而して邊牆を該方面に築きたるの事情は、當時シラムレンの下流域より、開原の西北に互りて散在したる兀良哈の侵掠を防禦せむとの目的に出でたりとなす。此經畫を創始したるは、當時の巡撫王翺にて、工程を擔任せしは、都指揮畢恭なりき。畢恭の事歴は、明史にこれを缺けり。然れども、明人の記事によれば、彼が始めて遼東山河の地形を相し、木柵を立て列ねて、邊牆を作爲し、後、さらに、牆壁にかへ、墩臺と城堡とを要地に添置したるの疑はれず。全遼志といへる書には、畢恭のかかる事蹟を擧ぐるにいたりたる徑路を示して、そは巡撫王翺が彼を百戸より拔擢して、流官揮僉事に陞せ、遼東を防衛するの方略を圖して上らしめしに基く。彼は遼東都司より以西の邊堡、牆濠を開設して、烽墩を増置したり。彼れ、後都指揮僉事に進み、勅を奉じて廣寧なる前屯地方を守備し、その任地に在りしや、約そ五年、次いで都司の事を掌り、士卒を撫し、奸弊を革め、屯田を興し、學校を開き、政平かに訟理まり、遼東の士民、後世にいたるまで彼が徳を贊歎せりとあり。^(二)此記事を以て皇明從信錄の所記に照すに、吾人は益、想像の差りなきことを徵知すべし。^(三)蓋し、明廷が右僉都御史たる王翺を擧げて、遼東の軍務を提督せしめしは、當時遼東の守將が、屢、外敵防衛の機を失ひしに因

らすんば非ず。彼の遼東に至れるや、守將を召集して、その怠慢を詰り、軍命を明かにし、法度を重じしかば、軍中股栗し、敢て命を用ゐざるなかりき。彼れ、月を踰え、躬ら出でて、邊を巡り、山海關より、直に開原に抵りぬ。彼は、遼東の地形を相度して、畢恭が言に覺るところありしなるべし。然も、遼東に於ける邊牆は、此時を以つて創始となすべきや、或は此時より以前、既に這般の設備ありて、正統七年の工程は、それらをば脩造し、若くば連接したるに非るかば、吾人また多少の疑なきに非ざりき。されど、それは全く一種の空想に過ぎずして、王翺畢恭兩人の確實に遼東邊牆の起原をなししを覺り得たり。そは李善が、弘治六年四九三を以て朝廷に提出したる奏復遼東邊事疏に、宣德年間、本鎮に邊牆なかりし時は、唯だ瞭望を嚴にし、烽堠を遠くしたるのみ。畢恭の邊を立てしより、後、遼河套は、境外に置きにきといひ、全邊略記卷十には、之を引きて、弘治六年、巡按の李善が奏しけるは、臣、見るに、遼東の邊牆は、正統二年に始めて立てりといへりとあり。本文の二年は、七年の誤なるべし。吾人は、李善の教ゆるところによりて、王翺の遼東に赴きたる動機と事情を考察するに、明の初に於て、兀良哈三衛—朵顏、泰寧、福餘の種族は、シラムレン水の北にありしを知る。此時に當りて、遼東に邊備なしといふは、さもありぬべし。建文元年三九九、燕王棣の兵を擧げたる、王の脚は、南に向けられずして、先づ北方なる事、

王の封地に投せられたり。其謀の背後の患を除かむことに在りしは、推すべし。かくて此秘密の謀略は、兀良哈三衛の種族を利用したるによりて奏効しぬ。吾人は、燕王の此成功を目して、確かに、永樂元年四〇三の戰捷を得たる重要な素因たりと信ずれども、ここに同時に、寧王の封地に連接しある遼東都司の疆域は、爲に側面の防禦を失ひ、併びに兀良哈三衛をば、シラムレン水の南に誘致したるの禍害を生起したるの失敗を咎めざるを得ず。邊牆は、斯くして必要を喚起せらる。吾人は、正統七年四四二前後に於ける遼東の如何に、兀良哈等種族の侵掠を受けたるやを想像するの煩に耐えざるべし。王翺は、任に到りたる後、直に山海關より開原に至り、親しく邊を巡りしが、此は疑もなく、西北鞑靼及兀良哈に對する防備を究めんとするに在りしに外ならず。吾人は、今、王翺が最初に經營したる邊牆の形式を考ふるに、彼は先づ天然の地形を利用し、同時に邊外への交通と思はるる道路上には、木柵を立て列ねたるべし。かかりしは、王翺等が、一種應急の手段として採れる方法にて、其目的たる、先づ兀良哈の騎馬を防止するに在りしなるべし。其は、皇明實錄英宗正統八年四四三十一月の條に、王翺等遼東の官吏を責むるの勅あるによりて知るを得。今、其一節を援用せむに、大意下の如し。「奏によれば、遼賊は遼河口より遼東に入りて、剽掠せりと。これ蓋し、沿河の柵牆の修めざると、官軍の

瞭備の嚴ならざるとによりて、賊に窺伺せられたるに外ならず^(四)。沿河の柞牆とあるは、畢恭が木を編して垣を爲くり、久ふして版築に易へりといふに符す。九邊破虜方略には、王朔の邊牆を立てたるを評して曰く、王朔の躬ら邊を巡り、山海關より開原に抵りて、牆垣を築きたりといふは、浪談虚説に非ざるに似たり。然るに今、遼東には牆と覺ばしきを見ず。人々の想像には、遼河の沿邊は土質鬆にして傾圮し易し。廢棄せること二百年これ今日に見られざる原因ならむと。賀欽は、之を釋すらく、我國の始めて邊を立てしときは、木を植えて柵を作り、已にして、坎を掘りて壕を作り、又たその後、小規模の土牆を作りたり、磚を焼き、石を鑿ちて邊牆を爲さるは、民力を惜めばなりとあり。此等の所説は、何れも、邊牆を創建したる始に於て、木柵を立て列ねしを語るに外ならず。木柵の防禦に不十分なるは、蓋し王朔畢恭等の知らざりしにはあらずしも、當面の急務として、斯く簡單なる形式を擇びしや、は、推知すべし^(三)。皇明從信錄^(卷一)に、此始末を記して、牆垣を高くし、溝塹を深くし、五里毎に堡を作り、十里毎に屯を作り、燧燧斥堠をば巧みに連絡しぬと見ゆるは、蓋し正統九年^(四四)以後のことにてあるべし。彼は實に正統七年^(四四)より景泰三年^(四五)まで、遼東に駐まりて、全力を邊牆の設備に注ぎたり。ともあれ、景泰年間に、外患多事なりしより、遼陽は始めて河に據り邊をつくれりと

いへる遼陽副總兵題名記の記事は、大なる誤算を見出す能はずして、寧ろ之をもつて左券となすも、亦妨げなきを覺ゆ。唯に茲に一種の異説あり^(六)。そは清の順祖禹が、邊牆を創建したる起原を以て永樂年間に在りと定め、且つ將軍鄧玉の説なりとて、永樂の時、邊牆を遼河の内面に築きたり、其工程を計るに、廣寧より、東、開原に至る間七百餘里なり。若し、遼河以西より直ちに廣寧に抵らむには、四百清里に過ぎざるべし、七百清里の邊塹堡塞をもつて、四百清里を守らしめば、外敵の來寇に接する、甚だ容易なりといひ、順祖武^(七)は、この説に比して、さらに前代に遡り、邊牆は洪武中に建たられきといへり。こは何等確證に據れるやを知らず。然れども、吾人は今、兩者の説に對して、遺憾ながら共に贊同を與ふること能はず。何となれば、洪武永樂兩朝に於ける遼東は、何様の邊牆にても、之を築設するの必要に迫られざりしに非ずや。大約そかかる大なる工程の歴史は、その背後に於いて、必ずや重大なる事情の説明するものなくんばあらず。洪武及び永樂に起原を置かむとする論者は、此等の事實に於て、全く根據の薄弱なるを感知すべし。吾人之を採らず。

(二)全遼志^(卷四)官業志に曰く、畢恭字以謙、前屯衛籍、其先山東濟寧人、巡撫王公翽屬、恭有文武才、由百戶擢陞流官指揮、僉事、圖上方略、開設迤西邊堡、增置烽堠、兵威大振、虜人畏服、進署都指揮、僉事、奉勅守備寧

前地方在任五年、遼寧議尋推奉都司事、撫士卒、革奸弊、廣屯田、興學校、政平訟理、至今稱之、所著有遼城吟稿、以疾卒、上遣官諭祭、翰林學士盧陵陳循爲撰神道碑、遼城吟稿の今に存するやは知るを得ず、然れども、彼が手にて編纂せられたる遼東志は、弘治元年四八八遼東志書と題して刊行せられ、後嘉靖八年五二九遼東志として増補刊行せられたり、畢恭が經營の跡は、これにて概見すべし、

(三) 皇明從信錄八 一 正統七年の條に曰く、命右僉都御史王翱提督遼東軍務、時遼東守將屢失機、朝廷以爲憂、乃命翱往督之、令便宜行事、翱至、守將以下庭參、翱詰玩寇失機、故將斬之、再三哀請、乃已、于是三軍股栗、莫敢不用命、陰月躬出巡邊、自山海關直抵開原、高牆垣深溝塹、五里爲堡、十里爲屯、烽燧斥候、珠連壁貫、仍簡閱戊卒、更老弱、賑貧窮、配錄寡、俾成室家、謂邊境不可以法律治、凡詞訟、專用贖法、無問輕重、量情以布絹穀粟贖罪、雖人命亦令償之、曰、償命無益、死者之家而財成足、以濟其用在、遼數年、措置糧數萬石、銀萬餘兩、馬千餘匹、邊用充足、器械鮮利、軍士飽煖、人樂戰守、

(三) 皇明實錄英宗實錄 正統七年十一月の條、王翱を差遣したる記事に曰く、命都察院右僉都御史王翱往遼東、提督軍務、以遼東邊備廢弛、胡虜數入、爲寇略也、勅遼東總兵官都督俞事曹義等曰、近者兀良哈結女直野人入境、剽掠、此賊多有受我官職、及賞賚者、朝廷以其向化、聽於近邊牧獵、而彼乃因以爲非、爾等又皆姑息偷安、致彼縱橫出沒、如踏無人之境、失機損威、如國計何、論爾等罪皆不可宥、今姑曲法貸之、命僉都御史王翱往取爾等死罪招狀、就令提督整邊務、此賊恃恩悖德、神人共怒、尙其同心協謀、設法揆捕、以寧邊境、毋以私廢公、毋以小妨大、毋縱因前、以貼後患、期於成以贖前罪、

(四) 皇明實錄英宗實錄 正統八年十一月遼東失事の諸臣を責むるの詔に曰く、勅提督遼東軍務左副都御史王翱、總兵官都督俞事曹義等曰、得奏聞、遼東河口入境、剽掠、蓋因沿河牆柵不修、官軍瞭備不嚴、是以爲賊所窺、爾等平昔設施、果安在哉、失机官、其悉究問、有功者還陞賞、自今尤宜嚴督官軍、晝夜防禦、但有賊情近邊、卽爲相機勦滅、庶副邊關之寄、

(五) 全遼志五 遼陽副總兵題名記の一節に曰く、我太祖混一區宇、建立都司、隸城六衛、東寧卽土人爲衛、五衛與所統諸衛、則遷天下人填實之、以洗遼金之陋、我成祖建都於此、遼東遂爲東北巨鎮、統兵建節、廣寧、遼制一方、景泰多事、遼陽始據、河爲邊、至天順設分守參將、尋改副統兵充任、開府於此、幾百年矣、

(六) 讀史方輿紀要八 三 山東の條、
(七) 天下卽國利病書一 北直の條、

三 凹字形の邊牆及び其起原

正統七年四四二以降、歴次修築せられたる遼河の流域、及び遼西の邊牆は、現在の邊牆に比して、寧ろ不自然なる形式なりしを認め得べし、吾人は、此を名けて、凹字形の邊牆と稱す、明國は、好んで斯かる邊形を擇びしものなるか、若し然らずとする、其事情や頗

る攻究に値すべし。明の太祖朱元璋が、元の遺將納哈出を、開原の東北なる金山の地方にて征服したる後、諸王を東北各邊の要衝に封建ししは、洪武二十年西紀一三八八以後の事に係る。其地方を擧ぐれば、今の北京には燕王を、遼西の廣寧に遼王を、開原に韓王を封して各、兵馬の權を附與したり。就中吾人の注意すべきを、今のシラムレン水の支流なる老哈河の上流に、寧王を封建したるの一事となす。寧王の居城は、今の内蒙古喀喇沁王の旗界にて、黑城と呼ばれ、喜峯口を去る東北三百九十清里程の地にてありき。寧王名は獻、太祖の第十七子、洪武二十四年西紀一三九一に封建の命あり、二十六年西紀一三九三一任に大寧に赴けり。明人の語る所によれば、大寧は喜峯口の外に在りて、古の會州の地なりき。東は遼東に連り、西は宣府に接し、巨鎮と稱す。塞上の九十城を統べ、甲士八萬、革車六千、所屬の朵顏等、三衛の騎兵は、皆な驍勇にして善く戦へりとあり。塞上の九十城とあるは、或は誇張に失すべきが、明史一卷四の地理志によれば、北平行都指揮使司は、本と大寧に治所を置きたるものにて、その疆域は、極めて廣濶、乃ち大寧、富峪、會州、木榆、全寧、營州、興州、開平、興和、寬河、宜興等の各營を括し、殊に全寧といへるは、今の赤峯縣にてありき。太祖は、勃興の運に乗せしといへ、自己の愛子をば、邊外數百里の絶地に封建したる、眞個に歎賞に値す。何となれば、寧王の統轄したるそれらの地方は、古より塞外種族が必争の地

に係り、該地方を確實に占據せむことは、明の如き西南より起りたる國家の、最要なる政策たればなり。今、洪武二十五年西紀一三九二前後に於ける、朵顏等三衛の位置を考ふるに、シラムレン水以南の土地を未だ占據するに至らざりしは、何等疑ふの餘地なし。彼等は、今の科爾沁の北境より、車臣汗の一部即ちブユルノールの東南に互りて居住せしものなるを想像し得。假りに或はそれらの地方よりも、稍南方にありしとするも、遼東の邊境を距ることの遠かりしは、疑はれず。吾人は、ここに於てか、洪武二十一年西紀一三八八より宣德十年西紀一四三五乃ち明の最初の四朝の治世を終るまでは、遼河の流域及遼西に於て、何等邊牆を設くるの必要を見ざりきとの斷案を下さむとす。前に吾人が、永樂、宣德の朝に邊牆なしといふに與みせしは、かかる前提の上に立つの推測に外ならず。然るに、ここに又一種の異説あり。そは、明の中葉以下に成りし諸書及び明史には、何れも、兀良哈三衛の地を以て、始めより、遼東及び宣化に毘連せりと明言しつつあることこれなり。此説たる從來何等の異議なきものとして信せられき。明史の朵顏傳には、大意下の如き解釋を與へあり。曰く

太祖の天下を平定しけるととき、東蕃の遼王寧王、朵顏、元師府、いづれも内附を請ひぬ。此等は凡べて元の遺類にてありき。乃ち古の會州の地に、大寧都司、營州等の諸衛を

置き、王子の權といへるを封し、寧王となして鎮守せしめたり。この地方は、その時にも數、捷輶に抄掠せらるることありき。洪武二十二年、秦寧、朶顏、福餘の三衛の指揮使司を置き、それらの頭目に命じ、各自にその衆を領せしめたり。大寧と喜峯口との間に抵り、宣化府に近きを朶顏といひ、錦州、義州より廣寧を歴、遼河に至るを秦寧といひ、黃泥窪より、瀋陽、鐵嶺を逾え、開原に至るを福餘といへり。中にも朶顏は地形險阻にして兵力強かりしが、久しくして皆我等に叛き去りぬ。成祖の燕京より靖難の兵を起ししとき、寧王の其後を躡するを患ひ、永平より大寧に入り、朶顏等の三衛に厚く賂へり。かくて寧王は成祖の行を送らんとて、郊外に出で來りしを見計らひ、三衛の衆一呼して皆な起ち、遂に寧王を擁して、西關に入りたり。成祖は、またそれらの内より三千人を選び、奇兵として戰に従はしめしが、成祖帝位に上りける後、寧王を江西省の南昌に徙し、行都司を保定に徙し、遂に大寧の地を割きて、三衛に昇ひ、以て前勢に償へり。

と明代の政治家として知られたる馬文升も、亦たこれと一様の解釋を下し、永樂帝の都を北京に遷しし時、大寧都司を保定府に徙し、都司の所屬營州等の十餘衛も省かれて、順天、永平の二府に併せられたり。かかりしかば、故との大寧の地に就き、古北口より山海關に至る間に朶顏衛を、白雲山より東、開原の外邊に餘福衛を立てりと説き、秦寧のことは略して言はず。^(二)馬文升の説明に従へば、三衛は、永樂帝即位の後、大寧都司の撤廢に引き易へて、創建せられたることとなるべし。吾人は、靖難軍に於いて、朶顏三衛の力の重大なりしを解す。然れども、帝は、それら三衛の力をかりて、大寧を併せたるものなれば、靖難軍の前既に三衛の創建ありしこと、明白の事實にあらずや。文升の説は、恐らくは大寧の疆域を三衛に分割せりとの意味を傳ふるものならむ。鄭曉の吾學編、王世貞の三衛志等、何れもかかる錯誤をくりかへし、朶顏等三衛の封地は、當初よりして、シラムレン水以南に在りたりと説明す。然れども、若し此等の諸説にして正しとせば、遼東都司の疆域は、洪武廿年前後よりして、早く既に兀良哈三衛と密接せるものなりと解すべし。然も茲に重要な疑問は提出せらる。そは寧王の封せられたる地理上の位置に關しての事實是れなり。假りに明史の説に従ひて、朶顏等三衛の位置を、今の承德府及び朝陽府の疆域に定むることとせむに、さしあたり、一個の矛盾を生ず。吾人は反問せむとす。朶顏三衛は洪武二十年^{四紀一}に創建され、寧王の大寧に赴任せしは洪武二十六年^{三九三}なれば、其間相距ること僅に六年にすぎず。而して寧王は、建文元年^{四紀一}まで大寧に駐在しぬ。明史は、一面に此事實を承認しつつあるに關はらず、他の一面に於て、

朮顔等三衛の位置を同一地に置きたるは、果して何の意ぞ。吾人は、明史のかかる記事を載せしは、凡べて、景泰以後の現形に拘泥したるものにて、深く最初の規模を考究せざりし之の錯誤なるを明言せずんば非ず。吾人は、更に一個の疑問を有す。そは永樂帝が、朮顔三衛の靖難軍に参加したるの効勞に償へんとて、遽かに大寧都司の疆域を三衛に分與せりといふこと、是れなり。永樂帝は、東北蒙古の形勢をも諳じ、大寧の地の、兵事上に於て、卓越なる價値を有せるを知悉せしことは、父の太祖に勝りしとも劣れりとは覺えず。而して帝は、即位の後、都を北平即ち今の北京に遷したりき。大寧は乃ち北京の背後に連る。永樂帝が、かかる重要なる形勝を放棄し、遽かに之れを兀良哈の種族に割與せりとは、信じ易からず。陳組綬の大寧邊圖考は、大寧を撤せしとき發したる帝の詔勅を擧げて下の如く傳へり。

兀良哈に勅す、朕は、天の眷寵を承け、天下に君臨せしとき、かつて使を遣はして汝等を招諭しぬ。汝等命を聽きて、即時に入朝せり、其誠や喜ぶべし。今舊制に仍り、秦寧、福餘、朮顔の三衛を設く。汝等軍民を統べ、邊境を鎮守せよ。舊とかつて官職を授けたるものは、その名を列ねて奉聞せよ、或は之を復することあるべし。頭目人の近く官職を授けありしものは、其名を來報せよ、朕はこれに官職を授け、世々本土に居りて、其

生業に安せしむべし。

この詔勅の示すところにては、新に大寧の土地を分與したる事實の認められざるのみならず、舊制に仍りて、三衛を設くべく、それらの本土にて、各々生業に安せしむとの意に止まれり。此勅書たる、明かに、明史等の記事を否定するに足るものにして、少くとも老哈河の以南、宣化府に互りたる廣土を分與せりとは、思惟し易からず。陳組綬は、又、此錯誤を指摘して、下の如く論評せり、いふ、福餘、秦寧、朮顔の三衛は、已前、シラムレン水の北に在りたり。懷山と稱せる地方よりして、東金山に至る一線は、それらの地界なりき。後、福餘は、黃泥窪より、開原を逾え、秦寧は、錦州、義州より、シラムレン水を渡り、白雲山に至り、朮顔は、東は、廣寧の前屯より、喜峰口を歴、宣化府に近し、斯かりしことは、後來の竊據にて、宣德以前には、大寧の境にてすら、入らざりきと、懷山の何れの地方に在りしやは、今、明白なるを得ず、然れども、今の興安嶺の一部を指せしことは、略ぼ想像され得べく、東金山とは、開原の東北三百八十清里程にて、遼河の北岸に在り。察するに、今の懷德縣と農安縣の境上の山岡を指せしなるべし。陳組綬は、次いで云ふ

兀良哈の地は、潢水の北にてありたり。洪武二十三年西紀一三八九に、兀良哈の來り降るも、衆かりしかば、詔して、潢水の北、兀良哈の地に、朮顔、福餘、秦寧を置き、我が東北の外藩

となさしめにき。その地を計るに、詳穩の群牧の地なるべし。然るに、英宗土木の變に際して、邊疆の臣は、其守を失ひ、朶顔は乃ち大寧を分有し、竊かに潢水の南に入りて内地に近きたり。成祖は未だかつて大寧を三衛に昇へたることなく、太祖の舊制によりて、潢水の北なる兀良哈の地を三衛に昇へたるのみ。永樂二十年四一四三月に、太祖の親しく阿魯台を征しし時、殺胡原といへる地に在りて、諸將に諭しけるは、阿魯台の敢て悖逆を爲すは、兀良哈の翼を爲すに由る。今阿魯台は遠く遁れたるも、兀良哈は尙敢て入冠す。まさに師を還して之を剪滅すべしと、遂に歩騎二萬を簡びて五道に分ち、諸將に命じて東、兀良哈を撃たしめき。當時、皇帝は自ら西路より之を要し、騎兵を左右の翼となし、前鋒を帥めて之を衝きしに、敵大に敗れ、死者甚だ多し。帝は再び兵を麾ぎ、山を繞りて其右に出で、また兵を分け、河を渡りてその後を斷たしめ、更に兵を其左に出し、弩を深林の中に伏せて攻めしに、敵は全く潰えたりき。八月に兀良哈を捕ふるの捷詔を頒ち、九月に凱旋しぬ。當時の形勢より判すれば、和林地方まで、我が版圖に入りしといふも不可ならず。されば、鳴鑿成にありしときの勅に、明年虜を滅せば、まさに大寧を守り、遼東興和と并に重鎮となすべしとあり。大寧の未だかつて三衛に昇へられざりしは、また以て一證とすべし。其の後、宣德三年、朶顔等

入寇しけるが、史家は此時の事を記して、兀良哈の衆已に大寧に入り、會州を經、寬河に及ばむとすといへり。何ぞ矛盾の甚しきや。惟だ憾むらくは、宣德三年の役に、宣宗は會州まで進み、やがて凱旋したりしことを。

陳組綬の此説は、一々確實の記録の上に立ちたる解釋にて、爲めに從來の觀察の全く錯語なりしことを容易に知り得たり。組綬は、明の末季に生存せる人にして、その著、皇明職貢圖は、當時の國勢を考察せむとする熱心なる要求よりなりたるものなれば、吾人は此等の研究の、また極めて忠實なりしことを信じて怪まず。

清朝に入りて、此説と殆ど類似の意見を懷き、此説の未だ言ひ及ばざりし點までをも、一般に公にしたるものありき。その人は張穆といひ、蒙古游牧記に於て、朶顔三衛の疆域を論じ、明史が、王世貞の手に成れる三衛志によりて、同一の誤謬を襲踏したるを指摘せり。^(三)

(二)撫安東夷記

(三)蒙古游牧記二卷喀喇沁部の條、大意に曰く、明史の諾顔傳によれば、太祖の二十二年に於いて、即ち兀良哈三衛を今の承德府の全境に創建したることと言ひなせど、かくしては、同じき年代に大寧諸衛を置きたりとの記事に矛盾を生ず。然らば、鄭曉の説に従ひ、永樂元年に創建せられたりやと考ふる

に、これまた的確ならず。明實錄を検するに、永樂元年十一月に、新昌伯唐雲に命じ、軍を領して、小興州、大興州より、東牛嶺、會州、塔山、龍山の諸地に接して、屯田せしめ、北は、會州を出でず、西は、千戸寨を過ぐるることなからしむと見え、又た、永樂十九年十一月に、邊將に命じ、邏騎營を古北口の北にある神樹といへる土地に置きりとあり。これ其時に、開平以東、興州以北、二三百清里の地は、猶ほ明の内地と稱すべし。兀良哈三衛の疆界は、安ぞ西、宣化府に近くことを得べき。同じく明實錄によれば、宣德三年、邊將の奏しけるには、兀良哈、大寧より、會州を経、寬河に及ばむとすと、景泰元年、兀良哈の三衛は、大寧の廢城に居らむことを乞へり。許されず。邊外二百清里の外に、住牧せしめりとあり。此れ等の事實も、故の大寧の廢城が、猶ほ邊外の空間地帯に在りしことを證すれば、兀良哈の南、喜峯口に抵れりといふは、可ならず。今、諸書にて、綜合するに、吾學編及び方輿紀要に、洪武二十二年、兀良哈を分けて三衛となす、すべて、潢河の北に在り。福餘といひ、朶顏といひ、泰寧といふとあり、是れ三衛の始にて、其地は、皆潢水の北に在りとすべく、洪武の時に、内徙したるは、絶えてなし。洪武の時、大寧衛の北には、尙、全寧衛あり、その北方こそ、朶顏三衛の分地なれ。それらは、北平行都司に統治せられ、都司は大寧に治所を置きぬ。永樂元年三月に、始めて大寧衛の三衛に接近したる地方を割與したるものにて、大寧城は、空城となりたれども、未だ、割與せられざりき。そは、景泰元年に、兀良哈の此城に居らむことを乞へりしも、許されざりしにて、知らるべし。想像するに、當時、兀良哈の根據地は、仍ほ潢水の北にて在りき。英宗實錄に據るに、正統九年、三衛を討ちたる時、大興州、小興州を経、神樹を

過ぎ、彼等を全寧及虎頭山にて破りきとある、これその證なり。景泰以後、塞外二百里の地に居住せしめたりとあれば、これ乃ち南徙の始めなるべし。大寧城は、今の長城を距ること、四百五十清里、大寧新城は、長城を距ること、三百九十清里なるが、當時邊に近きこと、二百清里ならしむるも、猶ほ大寧廢城に居る能はざりしより考ふれば、當時の邊と稱したるは、尙、遼遠の地方にて在りき。明の中世より以後、國勢日に蹙まりて、邊疆以外を、敵國のことと視做したれば、大寧などの諸衛は、始めて盡く兀良哈三衛に占有せられたり。嘉靖十一年、巡撫王大用が、朶顏に通ぜむとて、厚く賂ひて、其の霧靈山といえるに、城を築かむとししが、果さざりき。霧靈山とは、馬蘭關の外にて、遼化州の境上に在り、朶顏の南徙したることは、以て、察見すべし。明史は、王世貞の説に據り、明の中葉以降の形勢を以て、最初の版圖となしたること、確實といふを得ず。

吾人は、以上諸説の指示によりて、少くとも、正統年間に至るまで、遼東には、何等邊疆の必要なかりしを、慥め得たり。吾人は、想像す、明の大寧衛の疆域は、大方元の大寧路の支配したる疆域を承けたるものなれば、今の遼西と朝陽府との境内は、營州衛にて統治したるべし。此方面は、大寧衛の徹廢したるとともに、兀良哈の侵占を受けたるの疑はれず。義州より、山海關に互りたる邊疆は、かくして、其必要を呼び起す。義州の東北方なる今の新民府の地方は、大寧衛の屬縣なりしこと、想像されず。該方面は、元の懿州路の疆域

にて遼陽行中書省に屬したることあれば、恐らくは廣寧に在りたる遼王の所轄にてもありしならむ。遼王は、靖難變の後、湖北省の荊州に徙され、其地の王府も廢せられしほどなれば、新民府の地方は、大方此時より漸く統治權の完全に及ぶ能はざる地方となり行きたり。明人は、此地方を指して遼河套と呼べり。遼河套の喪失は、直に廣寧と遼東との連絡を遮斷することとなりたれば、明人は、遼西に於ては、廣寧の東北より、西南下して遼河の河口に沿ひ、防禦線を守るの已むを得ざるに至りにき。一面遼東の方面如何にと顧慮するに、遼東の兵力は、當時容易に遼河を越え、その所謂遼河套を回復して、舊制を守る能はざりしかば、これまた遼河の左岸を防禦線となして、それらの地方に兵力を配置せざるべからず。かくして、遼河流域に於ける邊牆は、築設せられにき。吾人が前に四字形の邊牆と呼びなしたるは、斯かる形勢より來りたるものにて、全く明人が遼河の水險を利用したるに外ならざれど、退守の政策といふを免れず。それが影響は、明代を通じて重大なる禍害を被りたり。楊賓の說に、遼河套は、開原の西北にて、舊との顯州城の附近にあり。水甘く土厚く、其廣さは萬頃に下らず。明の宣德以前には、皆な遼東の内部にてありしが、畢恭が、邊牆を立てしより後、遂に邊外に置かれたりき。嘉靖—隆慶西紀一五二二—一五七二の間に在りけむ、漸く福餘衛の頭目に占據せられりぬとあり。楊賓が、邊

牆の起原にこころづきたるは、頗る首肯すべしと雖も、畢恭が何等の事情なくして、遼河套を邊外に置きしといふの、不合理なる、此說の尙ほ詳確ならざるを示す。これらは、次章に詳述することとして、茲には、唯た築邊の事情より成りたる邊牆の形式を概説するに止めり。

(二) 柳邊紀略

四 遼東東部の邊牆及び其起原

茲に遼東東部の邊牆といふは、今の撫順城の東、約そ二十清里の地點より起りて、南は鴨綠江口に、北は開原の東北方を圍繞するの一线を指す。此邊牆は、建州女直の來侵を防止せむとするの必要より起工せられたり。此政策を企てしは、左都御史李秉にて、邊牆の工程を監督せしは、副總兵韓斌とす。西部の邊牆の起築に比較すれば、約そ二十餘年の後に在るべし。吾人は、今、少しく築邊の事情を查察して、吾人の想像の誤らざるを徵證せざるべからず。

正統十四年西紀一四四九 帝英宗、土木の兵變は、甚しき混亂を遼東に招致せり。兀良哈の三

衛は、西北より來りて遼河流域に寇し、女眞は、東北よりして、屢次遼陽の東邊を侵犯しぬ。東邊の被害は之を以て始となすべきが、吾人は、明初、今の渾河及び太子河の上源地に於て何等強盛なる種族の占住を認むる能はず。宣德元年西紀一四二六の前後、今の吉林の地方に在りたる建州衛の都指揮李滿住は、其部族を率ゐ、南して婆猪江の流域に遷徙せり。婆猪江の河谷たる、鴨綠江最大の支流にて、豊饒なるその谷地は、朝鮮の平安道北部に向つて開かれたり。彼等は、好個の移住地を發見せるものと謂つべし。然りしに、當時朝鮮に在りては、李朝第四代の英主世宗の時代に當り、政府は、恰も銳意して、邊疆を拓かむとせる場合に遭遇せしかば、彼等女眞の遷住は、幾もなくして、李朝に忌斥せられ、屢、その城寨を破壊せられたりき。李滿住は、仍りて明廷の許可を得、再び今の渾河の支流なる蘇子河の谿谷に遷住しぬ。明廷が滿住の請を許したる意志は、明白ならざるが、後來建州女眞が、明國に禍したるの萌芽は、正に此時を以て發生したりしを疑はず。こは正統三年西紀一四三八の前後にあるべし。かくて、二歳の後、即ち正統五年西紀一四四〇十月、明廷は、更らに建州左衛の女眞をして、李滿住と同居せしむべきよしの詔書を發しぬ。吾人は、今、建州衛及び建州左衛の女眞が、幾何の戸口を以て來りしやを、確知せざれども、亦必しも少數なりしを想像する能はず。而して此等の部族は、始めの程こそ明廷の約束に服従し

たれ、漸くにして、遼東に於ける明の官憲と衝突し、正統十四年西紀一四四九頃よりして、遼陽の東邊を侵略しぬ。都御史王翔の遼東に在りし時には、官吏をば、彼等の部族内に發遣し、かつて掠奪し去りたる男女どもを收回したることありといふ。かかりし間に、建州の女眞は、年を逐ふて繁盛に赴きぬ。遼東の被害は、ここに於てか益々甚し。成化三年西紀一四六七明は、遂に兵を出して、建州女直を討伐せり。

(一)成化三年西紀一四六七春以來、建州女直と遼東の交渉を皇明實錄憲宗によりて檢するに下の如きものあり。正月兵部の奏に曰く

巡按遼東監察御史魏瀚奏、虜寇入遼東、曠場堡及鴉鶻山屯、梁家臺等處縱火焚堡門營舍、大肆殺掠而去。と、奏中の曠場堡は、今の太子河上流の城廠附近に相當し、鴉鶻山屯は、同じく清河の東北に在り。殺掠を肆にして去れるは、清河沿邊一帶と知るべし。同じく二月には、總兵遼東軍務佐都御史李秉等の奏に

海西建州等處女直、入鴉鶻關、抄掠佛僧、洞等處、副總兵施英等分兵禦之、遣都指揮鄧左率軍五百前哨至雙嶺、遇伏戰死、一時陷沒者百餘人、時英亦次樹遮嶺、與參將周俊兵合、去佐不遠、不能應援、致損士馬、擣軍威……

とあり。同じく三月の記事には

建州海西女直、入連山關、通遼堡、開原、撫順、搶掠、又鐵嶺、寧遠、廣寧、境外、亦有達賊窺邊、奏、至、上命遼東鎮守總兵、巡撫等官、嚴督官軍、防禦之。

とあり。既に遼陽に程遠からざるの連山關に入り、東撫順を掠せしといへば、遼東の騷擾、尤想見すべし。四月に至りて、明廷は、遂に遼東歲貢の人參を停免しぬ。それが理由とするところ下の如し。故事遼東都司歲貢人參、每歲役東寧衛卒、出境採辦、時以建州女直頻歲入寇、人不聊生、賦無所出、巡撫都御史素慎等、以爲言免之。

同月己丑、明廷は、遂に建州征討の師を出したり。出師の動機、那邊に在りしやは、畧ほ以上の諸節に依りて明かにするを得べし。

成化三年役の、建州女直に對して、重大なる打撃を與へしは、想像し得べし。此戰爭は、獨り明の遼東方面より兵を出ししに止まらず、朝鮮にても、援軍を鴨綠江方面より進め、たれば、會長李滿、住及び其の子の古納哈は、腕くも命を援軍の手に授けたり。遼東より、渾河の上流に進軍したる將軍趙輔も、相應に敵寨を破り、蘇子河の上流に在りし虎城、佟家江にありし幾多の山寨併に輝發江の上源地までをも一時攻略したるが、その年の十月には、霜雪を恐れて、急遽、師を班へしたり。吾人は、今、趙輔の手に成れる平夷賦を讀むに、建州女直は、この役に於て、全く勦滅されしにやに見ゆれども、其實際は、さる程にても

あらず、趙輔の引き返しし後より、また直に遼東の東邊を攻掠ししもの如し。明人の記録によるも、かかる實際の事情は、當時に告白せられき。いふ、成化三年の役は、その聲の大なりし割合に、その功果は、伴はざりき。或る點より觀れば、寧ろ玩寇の譏を免れさるゝか、吾人は、此等の言に對しては、大に聽くべきものありと思ふ。皇明實錄宗憲を檢するに、成化三年四紀一十一月、即ち班師の翌月に於いて、李乘は、下の如く上奏せり。といふ。

建州三衛は、諸夷に結構して、邊方を剽掠したれば、朝廷は、已に將に命じて、師を出し、その巢穴を擄けり。苟も、勝に乗じて、永久の計を立てざれば、恐らくは、班師の後、逃遁したる餘賊は、復び邊の患を爲さむ。臣、今、總兵官趙輔等と會議し得たるに、遼陽以東は、鳳凰山より北、奉集堡に抵るに、四百餘里の道程を數ふ。それ等の地方は、山險に林密に、而も遼陽は、鳳凰城を去ること、僅に五百里に過ぎず。守備の官軍は、現に一千人あれど、兵寡く力弱にて、いかにもなしがたし。乞ふ、前年徵集したる廣寧の兵二千四百人を、その地に駐留せば、敵の患なきに及ばむ。また遼陽以東、鳳凰山、鴉鶻關、撫順所、奉集堡の諸地は、皆な敵に通ずる大路なるが、昔時は、無事なりしにより、設備を爲さざりしも、今や、敵は、既に内地の虛實を探知して、寇を爲し、つつあれば、請ふ、地の遠近を相

し千戸所の城堡を築設し、腹裏の蓋州復州廣寧左屯の三衛より、各々兵を摘發し、指揮二名をして統領せしめむ。仍ほ驛道の墩臺を増置して、往來に便し、情報を迅速に通ずることを得ば、備ありと謂ふべし。

吾人は、此意見書によりて、明の遼東の守臣が、建州女直の重來を恐れ、鳳凰山より轉して、清河の東北なる鴉鵲關に抵り、更に撫順所及び奉集堡に至るの沿邊を防備せむことに着手せしことを知る。東部邊牆の築立は、實に此等の事情に因れるなるべし。此意見書の示すところにては、鳳凰山、鴉鵲關、撫順所などの地は、前に何等の警備なかりし由をいひあり。李秉の意見書にては、それらの要地の外に、遼近を相して千戸所の城堡を築立し、仍ほ驛道の墩臺を増置して往來に便せんとあれば、新に築立せられたる城堡の、それらの墩臺にて相互に連絡せられたるを解すべし。唯だ此文に邊牆を創始せむとする希望をいはずれども、東邊の地形は、山險を利用するの多く、その格段なる通路には、墩臺を立てて閉塞したることなれば、各地各別に築立せられたる墩臺の、自ら連絡したる障塞を作せること、略ぼ想像に難からざるべし。撫順の東北方より開原の威遠堡に通ずる地方も、大方此れと同じき事情にて、成立せしを疑ふ能はず。全遼志^{四卷}に將軍周俊の傳あり。その一節に、成化三年の役、彼は鴉鵲關を出で、敵の根據地を衝き、四百餘名を

斬獲しぬ、同十六年、開原を守りしが、再び建州を討ちて擒斬の功多かりき。彼は又柴河堡より蒲河に抵る地境六十餘里を開拓し、烽墩を増立し、河道を疏挑し、また鎮北、清陽の二堡を改築したることありて、遼東の人々は、便を稱せりと見ゆ。既に烽墩を増立せしよしをいへば、邊牆も自ら加工せられしを意味す。何となれば、烽墩は、かかる地方に於て、必ずや邊牆の一部に築設せられたればなり。^(二)吾人は、此等の記録によりて、撫順以南、鳳凰城に抵るの一線は、遅くも成化四年^{四紀一}の築造に係れりとなし、撫順以東開原に抵るの一線は、これより稍、後くれて築造されしを考定せむとす。

(一)大明會典^{卷一〇九}に曰く、嘉靖四十四年、令改新江沿臺於舊江沿地方……隆慶五年題准置造各城堡

四面懸樓數座、萬曆二年題准造空心敵臺兩臺之間、用磚與亂石爲牆、臺牆相連、以便固守と、成化以降遷

次に加工せられたる東邊は、率ね此構造を以て準するを得べし。

吾人は、更に東邊の起原に關して、一種の異説を紹介せざる能はず。それは顧炎武が天下郡國利病書^{卷一}北直の條に於て、遼陽東路なる馬根單等六堡の名を著録し、其等の地方の邊牆九十四清里は、洪武年間に設けられしを、嘉靖四十四年^{四紀一}更に補修せられたりと明記せることこれなり。此の説は、明の遼東防備の何等必要のあらざりし前よりして、預め百年の長計を策畫せるを語らんとするものなれど、實は毫も據るに足らず。

吾人は西邊の起原に於て詳説せしごとく、兀良哈三衛の來寇ありての後にこそ、遼河流域の邊牆は起りたれ。東邊とて此の法則に洩るるものにあらず。女真人來侵の事情の起りたる後ならでは、決してかかる防備の創造せるべきにあらず。洪武年代に於ける東邊を考ふるに、吾人は、一もさる必要を發見する能はざるべし。或は謂ひらく、これ朝鮮に對する防備の一ならんかと、これも亦、臆斷と評するの外なし。朝鮮は、洪武二十年^{三九二}迄で、内亂の繼續され、前王朝の承繼者たる、李成桂は、明國に頼りて、其地歩を固めたりき。屬國たる實は、則ちあり、何を以て敵對の行爲に出でんや。之を要するに、東方の邊牆は、建州女直の著しく繁盛したる後に在りとするを妥當とす。然り而して、後來邊牆の退展は、該部族の盛衰に伴ひたる現象に外ならず。

五 邊牆の區劃及び其位置

邊牆の全長を計上せんは、事や容易に非ず。蓋し邊牆は、時代に依り、又た地方に由りて、自ら退展ありしを免れず。姑らく、吾人の知る所を以てすれば、弘治六年^{四九三}李善の明廷に致したる疏には、廣寧より、東、開原の平頂山に至る間をば、十四萬四千丈といひ、

其墩臺の數は二百六十五坐、瞭守の兵は一千五百〇四名なりとせり。李善の言は、信せらるべし。而もこれ西邊の一部を概算せしに止まり、廣寧以西、山海關に抵り、及び開原より以南、撫順、清河等に抵る一線は、知るに及ばず。さりながら、李善の此數字たる、兀良哈に對して最重要の障塞を示し、ものなるを解すべし。弘治以降、嘉靖に至る間の邊牆の、幾何程に計上されしや、又其區劃の何様たりしやは、毫も知るを得ず。幸にも嘉靖四十四年^{五六一}に至りて、邊牆は、大に脩築せられ、それが當事者たりし李輔は、一大記録を編纂して後世に留遺しぬ、全遼志の一書即ち是れとなす。吾人は、先づ此記録を基礎として、邊牆の位置を攷察すべし。

イ 前屯衛の所轄せる邊牆

此邊牆は、前屯衛城及び中前所中後所の西邊を包括す。西端は、山海關に臨接したる鐵場堡附近に起り、錦川營堡の東方に至りて止る。共計二萬五千二百丈、内土牆九千五百二十丈、石牆九千二百五十丈、木柞牆二千八百七十丈、山險牆三千五百六十丈となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊牆の位置は、下の如し。

(二) 鐵場堡。

鐵場堡は前屯衛の西六十清里にあり。明代の記録にては、山海關と前屯との距離を七十清里に計算しあること常なれば、鐵場堡は、山海關外遠からざるの地にてありしこと、知るべし。此の堡は八個の墩臺を管掌せり。今の凉水河の上流にて、長城の一部に接したる吾名口は、蓋し舊墩臺の存在せし地方なり。

(二) 永安堡。

永安堡は、前屯衛の西北四十五清里に在り。九個の墩臺を管掌す。全遼史^二邊防志によれば、堡の北の瓮圈山は、屯兵の要地とあり。この山は今、石河の上流左岸に位す。

(三) 背陰障堡。

背陰障堡は、前屯衛の西北三十清里に在り。八個の墩臺を管掌す。

(四) 三山營堡。

三山營堡は、前屯衛の西北三十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(五) 平川營堡。

平川營堡は、前屯衛の北三十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(六) 瑞昌堡。

瑞昌堡は、平川堡の東北にて約十五清里の距離を有す。盛京通志^五一寧遠州城池の部には、城の西、一百五里とあり。前屯衛の東北三十清里を超えざるべし。十二個の墩臺を管掌す。

(七) 高臺堡。

高臺堡は、寧遠州城の西、八十五清里に在り。瑞昌堡とは、約そ二十清里の距離にてあるべし。八個の墩臺を管掌す。

(八) 三道溝堡

三道溝堡は、前屯衛の東北七十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。邊牆は此堡の西北よりして、稍、東北に展出せしことと思はる。

(九) 新興營堡。

新興營堡は、三道溝堡の東にて、六州河の上流に在り。十一個の墩臺を管掌す。

(十) 錦川營堡。

錦川營堡は、前屯の東北九十清里、寧遠の西、六十五清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の通過したる位置を考ふるに、邊牆の西端は、山海關と接

觸したる吾名口に起りたり。此地方は山險を利用し、烽燧臺を配置したることと想像せらる。斯くして東北石河の上流を繞り、三道溝堡の西方にて著しく東北に展出したり。此附近には、土牆石牆等を雜用し、河口には、木柞を立て列ねたらむ。錦川營堡の外邊も、略ぼ同じき方向に在り。此區劃は、石河高兒河六州河の上源地を包圍したるものと知るべし。天下郡國利病書^{卷一}には前屯の邊牆を三百六十八里と計算し、それらは、萬曆元年及二年^{四一五七三}に於て磚及び石にて包砌せられたりと説明せり。

□ 寧遠衛の所轄せる邊牆

此邊牆は、寧遠衛本城及び中右所、今の沙河所、中後所の西邊を包括す。黒庄窠の西古路口臺より起り、椴木衝の小虹螺山臺に至りて止る。其計二萬九千四百二十一丈、その内、土牆一萬一千二百三十丈、石牆八千九百六十五丈、木柞牆三千四百二十丈、山險牆五千八百六丈となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに、設けられたる邊堡の位地は左の如し。

(一) 黒庄窠堡。

黒庄窠堡城は、寧遠の西六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(二) 仙靈寺堡。

仙靈寺堡城は、寧遠の西四十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(三) 小團山堡。

小團山堡は、寧遠の西北三十清里に在り。十六個の墩臺及架空を管掌す。讀史方輿紀要^{卷三}に大團山は、中央高く四方下たり、之を固守すれば、北寇出沒の道を絶つべし、今、團山堡をここに置くと在り。團山堡はこの堡と同じ。

(四) 興水縣堡。

興水縣堡は、寧遠の西北十八清里に在り。二十個の墩臺を管掌す。

(五) 白塔峪堡。

白塔峪堡は、寧遠の西北二十五清里に在り。十九個の墩臺を管掌す。

(六) 寨兒山堡。

寨兒山堡は、寧遠の北十八清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(七) 灰山堡。

灰山堡は、寧遠の東北二十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。

(八) 松山寺堡。

松山寺堡は、寧遠の東北四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

(九) 沙河兒堡。

沙汰兒堡城は、寧遠の東北四十餘清里に在り。十一個の墩臺を管掌す。

(一〇) 長嶺山堡。

長嶺山堡は、寧遠の東北五十餘清里に在り。十個の墩臺を管掌す。

(一一) 椴木衝堡。

椴木衝堡は、寧遠の東北六十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の通過したる位置を考ふるに、煙臺河の上源より、寧遠河の上流に出で、連山驛の西にては、虹螺山の山險を利用し、これより北進して女兒河の流域に走りたるべし。天下郡國利病書卷一には、此方面の邊牆を二百二清里と計算し、萬曆元年及二年西紀一五七三—一五七四に磚及石を以て包砌されたりとあり。九邊圖説には中後所より西邊牆に至る距離を二十里に計算しあれど、こは寧ろ近きに過ぐべし。寧遠と邊牆の距離の二十五里に計算されしは、略ぼ錯らず。塔山と邊牆との距離二十里に計算されしも、大方相違なかるべし。

ハ 錦州城の所轄せる邊牆

此邊牆は、錦州の北邊を包括す。寧遠州所轄の椴木衝界に起り、義州の大定堡界に至りて止る。其計二萬一千五百三十六丈、その内石牆八千八百六十丈、土牆一萬二千六百三十丈六尺、木柞牆は四處ありて二十一丈五尺となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむ爲めに設けられし邊牆の位地は下の如し。

(一) 大興堡。

大興堡は、錦州城の西南四十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。全遼志二卷邊防志によれば、堡の西方に虹螺縣あり。虹螺縣は、今錦州の西五十清里、女兒河の右岸に在り、邊牆はまさに此附近を通過したることを知るべし。此地は新臺邊門及松子嶺邊門に通する要地に當り、錦州より大凌河の上流なる朝陽府に入らんとするには、必經の路たること明けし。兀良哈は、毎々此地點より遼西の各地に入寇したり。

(二) 大福堡。

大福堡は、大興堡の東北にあり。十六個の墩臺を管掌す。全遼志二卷邊防志には、永安空、湯河兒、駱駝嶺の北の空地は、外敵の通路なりと見ゆ。駱駝嶺は、錦州の西三十清里、湯河兒は、女兒河の左岸に在り。臥佛寺は、虹螺縣の東にて同じく女兒河の右

岸に位す。

(三) 大鎮堡。

大鎮堡は錦州の東北三十五清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。全遼志^{卷二}邊防志によれば、堡の西方沙河堡は、兵の要地なりとあり。沙河堡は、今の沙河營にて、小凌河の右岸、雞冠山附近に在り。明治四十三年八月、吾人の一行は、錦州城の西門を出で、約そ一邦里半にて山路に入る。西方を望めば、高地上に燧燧臺二坐を見る。道路は、小凌河の谿谷に沿ひ、行くこと約そ四邦里半、小凌河を渡る。雞冠山は、此渡過點の東北に聳え、其山頂に燧燧臺一坐あり。察するに、邊牆は、此山を通過して東北走したるべし。

(四) 大勝堡。

大勝堡は、錦州の北三十五清里に在り。三十二個の墩臺を管掌す。

(五) 大茂堡。

大茂堡は、錦州城の北三十五清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、紅螺山の險隘は、西南障塞の起點をなし、高橋河の上源は、これを以て包括せられたり。讀史方輿紀要^{卷七三}に曰く、紅羅山は

錦州の西六十清里にありて、大小二山、東西百清里に綿互す、今、其山勢を利用して、長城を築き、以て一方の障塞となすと。知るべし、紅螺山は、西邊の界限たりしことを。邊牆は、此山より北して女兒河の流域に出づ。紅螺縣及び臥佛寺の前面は、木柞牆にて蔽はれしところあるべし。更に東北して雞冠山を過ぎ、老邊牆を走り、東北して義州界に入れり。

二 義州城の所轄せる邊牆

此邊牆は、義州の西及び北の兩邊を包括す。大定堡の西界より起り、廣寧城所轄の鎮夷堡界に至りて止まる。共計二萬四千六百九十九丈五尺、内、石牆一萬一百三十三丈、土牆一萬七千五百六十六丈五尺となす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに、築設せられたる邊牆の位地は、左の如し。

(一) 大定堡。

大定堡は、義州城の西四十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。

(二) 大安堡。

大安堡は、義州城の西南三十清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。

(三) 大康堡。

大康堡は、義州城の西二十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(四) 太平堡。

太平堡は、義州の西北二十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の南に萬佛堂あり。今、義州の西北十五清里に位す。太平堡は、蓋し萬佛堂の西北谷地に在りしなるべし。

(五) 大寧堡。

大寧堡は、義州城の東北三十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(六) 大靖堡。

大靖堡は、義州の東北六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(七) 大清堡。

大清堡は、義州城の東北五十清里にて、大靖堡の東に在り。八個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の南に細河臺あり。細河は、大凌河の支流にて、源を朝陽府の境内に發す。清河邊門より、南流すること約そ二十清里、上流を清河といひ、高家屯より東流して細河に入る。大清堡は、今の清河城附近に在りしことなるべし。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は、大定堡より北走し、得勝堡附近にて大凌河を截り、之れより東北して義州の西北を繞り、殆ど現在の邊牆に並行して東し、細河の上源に出づ。更に東すれば廣寧の界に入りしことと知るべし。

本 廣寧城の所轄せる邊牆

此邊牆は大別して二とす。一は北東地界といひ、鎮夷堡より鎮寧堡に至る。一は東南地界といひ、鎮武堡より西寧堡に至る。今、便に従ひ、此斯區分によりて叙述すべし。

甲 廣寧北東地界

この邊牆は、主として、廣寧城の北方鎮遠關及び遼河套に對する防備を包括す。義州の大清堡界より起り、東、鎮邊堡界に至る。此間大約五十清里、凡べて土牆にて、高さ一丈二尺とす。河口は二處あり、闊さ二丈。その東に連接するは、鎮夷堡より鎮靜堡に至る間に、大約四十八清里、その間石牆二十三清里、八十四歩、土牆二十四清里、二百二十六歩、高さ一丈二尺なり。更に東に連接せるは、鎮靜堡より鎮安堡の東界に至る間に、大約四十五清里、その中、石牆七里、一百一十一歩、土牆三十七里、一百五十歩、高さ一丈二尺となす。稍、東南、これに連接せるは、鎮安堡より鎮寧堡に至る間に、此間四十三清里、凡べて土牆。更に東南せるを鎮遠堡より、鎮寧堡に至る間とす。

その間四十三清里、内石牆五十五步、土牆二十七清里強なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊牆は、左の如し。

(一) 鎮夷堡。

鎮夷堡は、義州の西北六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(二) 鎮邊堡。

鎮邊堡は、廣寧城の北四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

(三) 鎮靜堡。

鎮靜堡は、今の白土廠門附近に在るべし。十七個の墩臺を管掌す。白土廠門は、今、廣寧の北五十清里に在り、明は、ここに鎮遠關を設け、兀良哈の出入を監査せり。廣寧城の北二十清里に在る馬市堡は、乃ち當時の市場にてありき。

(四) 鎮安堡。

鎮安堡は、廣寧堡の東北五十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(五) 鎮遠堡。

鎮遠堡は、廣寧堡の東北六十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。全遼志^二邊防志によれば、小黑山の西に新臺ありき。小黑山とは、今、廣寧の東北六十清里に在り。

邊牆はまさに此附近を通過す。

(六) 鎮寧堡。

鎮寧堡は、廣寧の東南四十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。全遼志^二邊防志によれば、堡の西の蛇山は、伏兵に可、大黒山の南の空地は、外敵の通路とあり。蛇山とは、廣寧の東三十清里に綿互する山岡をいふ。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は魏家嶺附近にて殆ど今の邊牆と並行し、白土廠門に於ては同一の基址を過ぎたるものと知らる。白土廠門より小黑山に至る間の位置は定かならず。これより全く南向し、以て莽犂湖の附近に至りたり。遼東志の附圖によれば、小黑山の西南にあたりて、塞門一個を設けあり。天下郡國利病書^一には、此間の邊牆を一百七十二清里と計算し、萬曆元年及二年に磚及石を用ひて包砌せるよし見ゆ。邊牆の高さの一丈二尺を以て程度とせしよしは、前に記し置けり。

乙 廣寧東南地界

此邊牆は、主として遼河套に對する東南の防備を包括す。地勢平漫、些の險隘なし。鎮武堡の西界に起り、西寧堡の東界に至りて止る、共計土牆一萬七千七百五十二丈

五尺、一百五里を算す。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊牆は、下の如し。

(一) 鎮武堡

鎮武堡は、廣寧城の東南、一百五十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(二) 西興堡

西興堡は、廣寧の東南、一百五十八清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。

(三) 西平堡

西平堡は、位地詳かならず。十二個の墩臺を管掌す。

(四) 西寧堡

西寧堡は、其位置詳かならず。九個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は、華漳湖の東南より起り、南に走りて、富家庄の東境を過ぎたり、遼東志等明代の地圖によれば、太子河、遼河及珠子河の三水は、西平堡の東にて會流せり、之を三岔河と呼ぶ。その右岸には、三岔關を設く。遼東の海州に往かむとするものは、此關の附近より浮橋を渡りて東昌堡に至りたり。邊牆の三岔河まで築設せられしことは、疑なきものの如し。

へ 海州城所轄地方の邊牆

此邊牆は、今の海城の西、遼河に沿へる地方を包括す。東南、東昌堡より起りて西北、東勝堡に至りて止る。土牆一道、高さ一丈二尺、共計七千一百三十丈となす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せんが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 東昌堡

東昌堡は、位置詳かならず。十二個の墩臺を管掌す。開國方略七卷天命七年春正月の條を按ずるに、太祖は、明の廣寧城を取らむと欲して、遼陽より啓行し、遼河の東昌堡に次す。習日午前四時、東昌堡を出發し、同八時、遼河を渡る。明の防河の兵、太祖の兵を見て遁れ去りぬ。太祖の兵の前隊、明兵を追撃すること二十清里、西平堡に至りてまさに止る。午後、本營繼いて至り、その堡を包圍せり。此記事に依りて推測すれば、東昌堡と遼河との間は、極めて近し。東夷考略の附圖を検するに、東昌堡は、馬圈堡に近接してあり、馬圈堡は、三河堡と稱せられ、今、海城の西六十清里、牛莊城の西二十清里に在り。東昌堡は、蓋し其が隣地なるべし。

(二) 東勝堡

東勝堡の位置は、詳かならず。東昌堡の西北、遠からざる地方にてあるべし。十九

個の墩臺を管掌す。

ト 遼陽城の所轄せる地方の邊牆

此の邊牆は、遼陽以西、遼河に濱したる地方を包括す。西、東勝堡の界に起り、東北、瀋陽衛所轄の靜遠堡界に至りて止る。此間凡べて土牆、其計一百七十清里。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられし邊牆は、左の如し。

(一) 長靜堡。

長靜堡の位置は詳かならず。九個の墩臺を管掌す。全遼志^二邊防志によれば、堡の東に黒泥溝あり、外敵の通路とあり。黒泥溝は、今の黒牛溝にて、鞍山站地方の山谷より西流せる谿水の、渾河に會する地方に在り。邊牆は、此附近を走りたるもの如し。

(二) 長寧堡。

長寧堡の位置、詳かならず。十三個の墩臺を管掌す。全遼志^二邊防志によれば、清泥湖及び菱角泊は外敵の通路とあり。清泥湖は、今の青魚灣地方なるべく、菱角泊は、沙河の渾河に會流する左岸に在り。邊牆は、まさに此附近を通過したるを知るべし。

(三) 長定堡。

長定堡は、遼陽の西南五十清里に在り、十四個の墩臺を管掌す。

(四) 長安堡。

長安堡は、遼陽の西北五十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(五) 長勝堡。

長勝堡は、長勇堡の西に在り。十七個の墩臺を管掌す。

(六) 勇長堡。

長勇堡は、遼陽の北百五十清里に在り。全遼志^二邊防志によれば、臨境の武靖營は、伏兵に可なりとあり。武靖營城は、奉天の西南五十清里に在り。遼東志^三を検するに、長勇堡に附屬せる墩臺の中、獐驛站大墩を收めあり。此站は、奉天の西南七十清里、渾河の右岸に位す。清太宗實錄、天聰九年四月の條を検するに、太宗は邊に沿ふて南獵し、張義站に至りて駐蹕すとも見え、皇妃皇族を率ゐ、春遊して張義站の北の邊を出づること十清里ともあり。知るべし、邊牆の、この附近を走りたることを。

(七) 長營堡。

長營堡の位置、詳かならず。十六個の墩臺を管掌す。所屬の沙嶺は、今、奉天の西四

十清里に在り。邊牆は、此地を通過せり。

以上、海州衛及び遼東都司の西邊を綜考するに、邊牆は、海城の西なる牛莊の河沿に起り、渾河の左岸を走りて、遼陽界に入り、殆ど遼陽の正西六十清里の黄泥窪を過ぎたり。これより東北は、大方、長灘の附近にて、渾河を過ぎたりと思はる。此間は、凡べて奉天の西南彰義站附近を走り、稍、東して沙嶺の北を過ぎたりと思はる。此間は、凡べて土牆なり。天下郡國利病書卷一に海州の邊牆を四十四里となし、遼陽の邊牆を一百七十里となしあり。洪武年代に創建せられしよしをいひあれど、そは據るに足らず。

子 瀋陽衛の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、奉天の西方、遼河に近接したる一帯を包括す。邊牆は、瀋陽の西、靜遠堡より起り、西北、上榆林堡に至る。土牆一條、共計九千七百五十二丈なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 靜遠堡。

靜遠堡は、奉天の西六十清里に在り。今の老邊の南なる敬安堡は、即ち是れなり。十八個の墩臺を管掌す。

(二) 平虜堡。

平虜堡の位置詳かならず。五個の墩臺を管掌す。全遼志卷二邊防志によれば、堡の境上の蒲河は、伏兵に可なりとあり。蒲河は、奉天の北、四十清里に位す。

(三) 上榆林堡。

上榆林堡は、奉天の西北四十清里にあり。十二個の墩臺を管掌す。以上邊堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、西は、沙嶺の西北より起り、老邊を通過したること疑はれず。これよりは、稍、東北向して奉天の西北四十清里、乃至五十清里の地を走り、以て十方寺堡の南界に接續せり。

リ 蒲河城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、蒲河の西邊を包括す。西南、上榆林堡の界より起り、懿路の西、丁字泊堡の界にて止る。土牆一道、長さ五千四百丈、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 十方寺堡。

十方寺堡は、鐵嶺の西、九十清里に在り。遼河の左岸に近し。十四個の墩臺を管掌す。清太宗實錄天聰八年九月の條によれば、太宗は、遼河を渡りて十方寺より邊に入るにあり。邊牆は、これより稍、東北して懿路界に入りしなるべし。

又 懿路城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、懿路の西、遼河沿邊を包括す。土牆長三十清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せんが爲に設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 丁字泊堡。

丁字泊堡は、鐵嶺城の西南五十五清里に在り。十個の墩臺を管掌す。此附近の地形は、今日の狀態と、稍異り居りしと覺ゆ。

ル 汎河城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、汎河城の西方を包括す。丁字泊堡の東界より起りて、會運堡界の南に至る、土牆一條、長二十五清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊堡は、下の如し。

(二) 宋家泊堡。

宋家泊堡は、汎河城の西十清里に在り。今、古城と稱するところは、即ち堡の所在地なるべし。十二個の墩臺を管掌す。九邊圖說によれば、汎河城と邊牆の距離を三十里となす。邊牆は、蓋し今の范河と遼河との會流點附近を通過したり。

ヲ 鐵嶺衛の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、宋家泊堡の東界より起りて、開原の慶雲堡に至る。その間土牆一條、四十六清里、以上の邊牆を防護し、外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 會運堡。

會運堡は、鐵嶺城の西二十五清里に在り。七個の墩臺を管掌す。盛京通志^{卷二}十五を檢するに、鐵嶺城と遼河との距離は、十清里に過ぎずとあり。會運堡は、これより尙西、十五清里に在れば、遼河右岸の地に在りしと知るべし。然れども、明代の編纂に係れる東夷考略の附圖を見るに、堡は、遼河の左岸に在り、而して遼河は堡の西邊を彎曲して流駛せり。その開鐵疆場總圖に遼河の水道を記したるを見るに、河は、中固城の西にて邊牆の内部に入り、鐵嶺の西を過ぎ、會運堡の北にて再び邊牆外に流出せり。かかれれば此地方の地形は、今日と著しき相違ありとするを得べし。現地形によれば、邊牆は、汎河城の西にて遼河を截りしこととなるべし。

(二) 鎮西堡。

鎮西堡は、鐵嶺衛城の西、二十五清里、遼河の北岸に在り。所屬の平頂山墩は、今の鐵嶺の西北二十清里なる大臺山を指す。山の北に近く老邊と稱する地名あり。邊牆は、まさに此地を走りたることを知るべし。十一個の墩臺を管掌す。

ワ 中固城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、中固城の西、遼河の沿邊を包括す。邊牆は、鐵嶺の北にある平定堡の界より起り、北、開原の慶雲堡界に至りて止る。土牆一條、長さ三十清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 定遠堡。

定遠堡は、中固城の西に在り。十二個の墩臺を管掌す。

カ 開原城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、分ちて三となす。其西邊は、中固境上の定遠堡より起り、慶雲、古城、永寧の三堡を包括す。土牆一條、共に六十清里。北邊は、鎮夷堡、清陽堡、鎮北堡の三堡を包括す。此附近は、大概ね山險を利して邊牆を築設せり。全長一百十六清里。東夷考略の開原控帶外夷圖によれば、慶雲堡の西方にある新安關より鎮北堡の北方にある鎮北關の間には、二條の邊牆を設く、一を内邊といひ、一を大邊と稱したり。開原の西北境は、蒙古及び女真人が南下の衝に當りたることゆゑ、かかる重邊の制度をとりしものか。以東は威遠靖安、松山の三堡を包括す。この間の邊牆は、山險を利用したるものと知るべし。共計九十五清里。

(二) 慶雲堡。

慶雲堡は、開原城の西南四十清里に在り。所屬の新安關は、堡の西二十清里に設けらる。此關は、兀良哈の朝貢及び市易を通じたる門戸なり。十個の墩臺を管掌す。

(三) 古城堡。

古城堡は、開原の西北四十五清里に在り。七個の墩臺を管掌す。所屬の亮子河臺は、亮子河の河邊に在りしなるべし。此河は、源、昌圖の東北に出で、南流して開原の雙樓臺附近に至り、今の邊牆を通過し、施家牆の西にて遼河に會流す。遼東志一開原の條を検するに、此河は、開原衛の境の内に在るよしをいへり。東夷考略に附載しある開原地理圖によれば、此書にいふところの大邊は、新安關の西より重邊を成し、古城堡の西北にては、的確に亮子河の流域を包括す。此等の記録を基礎として、推定せば、今の昌圖城附近は、邊牆の内に在りしものといふを得べし。案するに、今の昌圖境内には、山險の見るべきあらず。或は即ち亮子河の北岸の丘陵を利用して、邊牆をなしたることなるべし。

(三) 永寧堡。

永寧堡は、開原城の西北二十清里に在り。四個の墩臺を管掌す。所屬の西金山墩

は、亮子河墩の東に在り。大邊は、この堡の位置よりして遙かに西北を走りたること知るべし。

(四) 鎮夷堡。

鎮夷堡は、永寧堡の東に在り。十七個の墩臺を管掌す。所屬の漢州臺は、開原北陸路の第二站の所在地にして、亮子河の上流に在り。

(五) 清陽堡。

清陽堡は、開原城の北二十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(六) 鎮北堡。

鎮北堡は、清陽堡の東二十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。所屬の鎮北關は、開原の東北七十清里にて、今の棉花街と孤榆樹の間に在り。威遠堡門の東北に南城子とあるは、或は鎮北堡の遺址なるべし。鎮北關は一に北關といふ。關外には葉赫の部族あり。海西女直の貢道は、凡べて此關に由る。

(七) 威遠堡。

威遠堡は、開原城の東三十清里に在り。二十個の墩臺を管掌す。今の威遠堡門の東を南北に駛走する柳條邊堡は、昔の邊牆に非ず。明代は、此地方に於て山險を利

用ししを以て、今の邊門より尙遙かに東北を駛走せり。

(八) 靖安堡。

靖安堡は、開原の東四十清里に在り。二十一個の墩臺を管掌す。所屬の廣順關は、一に南關と稱す。開原の東六十清里に在り。關の東に近く哈達の部族ありき。海西女直の朝貢市易は、凡べて此路に由れり。

(九) 松山堡。

松山堡は、開原の南四十清里、沙河の上流に在り。七個の墩臺を管掌す。

以上開原境内の邊牆を綜考するに、開原の西南にては、遼河の沿邊を走り、大邊は、古城堡の西北より遠く東北進し、亮子河の流域を包括し、以て遙に棉花街と孤榆樹の間に建てたり。これ蓋し邊牆の最東北點となす。邊牆は、これより東南走し、威遠堡門の前方山地を經、更に南下して、哈達河の上流を截りたるもの如し、尙ほ南すれば、松山堡の東に出づ。

三 柴河堡の所轄せる地方の邊牆

柴河堡は、もと中固城の所轄に係る。かかれば、堡の所轄せる地方の邊牆の、中固城に屬するはいふまでもなし。ここには、便宜上、斯く區別したり。邊牆は、山險を利用し

たるものにて、全長三十清里。東北、松山堡界に始まり、西南、撫安堡の境上に抵る。堡は鐵嶺の東六十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。

タ 撫安堡の所轄せる地方の邊牆

撫安堡は、もと鐵嶺衛の所轄に係る。ここには、使に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、柴河堡の南界より起りて、南、白家沖に至る。山險牆一條、共計六十清里。堡は、鐵嶺の東南四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

レ 白家衝堡の所轄せる地方の邊牆

白家衝堡は、汎河城の所屬に係る。今、使に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、東北、撫安堡の界に起り、西南、三岔兒堡の境上に至る。山險牆一條、共計六清里。堡は、汎河城の東に在り。位地詳かならず。三箇の墩臺を管掌す。

リ 三岔兒堡の所轄せる地方の邊牆

三岔兒堡は、懿路城の所屬に係る。今、使に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、東北、白家沖堡の界に起り、西南、撫安城の東界に至る。山險牆あり、土牆あり、共計三十一清里。堡は、鐵嶺の東南六十清里。八個の墩臺を管掌す。

ツ 撫順城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、撫順城の東方一帯を包括す。東北は、三岔兒堡界より起り、南、遼陽所轄の東州堡界に至りて止る。土牆一條、共計六千四百九十九丈なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は左の如し。

(一) 會安堡。

會安堡は、奉天の東北九十清里、撫順城の東北約そ十五清里許に在り。十個の墩臺と管掌す。

(二) 撫順城。

撫順城は、奉天の東八十清里、渾河の右岸に在り。十二個の墩臺を管掌す。此地は、撫順守禦の居りし地なり。所屬の撫順關は、撫順城の東二十清里、明は馬市を此に置けり。建州女直の朝貢市易は、此路に由る。

ネ 清河堡の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、東北、東州堡の西南より起り、西南、域廠の附近に至りて止る。邊牆は、地方により異りたる形式にて作爲せらる。東州堡より馬根單の南界に至る間は、山險牆一條にて共計八千四百九十一丈一尺、木柵にて障蔽したるところ五處、虎牢一個處、共計百八十七丈。馬根單の南より孤山の南界に至りたる間は、木柵五千四百四十七丈、虎

牢十五個處、共計二千一百二十丈、板築牆八百丈とす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊牆は、左の如し。

(一) 東州堡。

東州堡は、撫順城の東南三十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。邊牆は、大方今の關口より稍西南し、馬郡丹河の右岸山脈を走りたるべし。この山脈を越ゆれば、建州衛の札庫木地方に入る。

(二) 馬根丹堡。

馬根丹堡は、奉天の東南百十清里に在り。七個の墩臺を管掌す。南に近く救兵臺と稱する地あり、或は即ち邊牆の一部たるべし。

(三) 散羊峪堡。

散羊峪は、三龍峪、或は山龍峪に作る、今の嶺附近に在り。四個の墩臺を管掌す。

(四) 清河堡。

清河堡は、太子河の上流にて、興京の西百六十清里に在り、十六個の墩臺を管掌す。所屬の鴉鶻關は、詳かならず。然ども、清河城よりして、興京に通ずる道路上に在りしことなれば、大方今の葦子峪の北、三道關の附近に在りしなるべし。

(五) 一塔牆堡。

一塔牆堡は、鳳凰城の北二百七十清里、清河城の南に在り、今の城廠の北、凹子嶺を越へたる地方、上夾河下夾河の地方は、此の堡の在りしところなるべし。五個の墩臺を管掌す。

(六) 曠廠堡。

堡に新舊二城あり。此にいふところは、舊堡を指す。興京の南一百四十六清里に在り。十個の墩臺を管掌す。

(七) 孤山堡。

孤山堡は、鳳凰城の北二百五清里、寨馬集の南に在り、七個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、東北關口の南に起り、馬群丹河と章丹河との中央分水嶺を走りて、三龍峪の東に出で、稍西南し、清河城の東北を過ぎて太子河の上流に出でたり、之を東方の極邊とす。これより邊牆は、始て南向し、今の靉陽邊門の北に出づ。

ナ 險山堡の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、靉陽城以南、鴨綠江に抵るの地方を包括す。木柵共計六千八百十七丈、虎牢

四十餘處、共計五千四百七十三丈、石牆八處、共計八百五丈とす。以上の邊牆を防護し且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 酒馬吉堡。

酒馬吉堡は、今、賽馬集に作る。鳳凰城の北二百四十五清里、九個の墩臺を管掌す。

(二) 靉陽堡。

靉陽堡は、鳳凰城の北一百二十八清里に在り。十一個の墩臺を管掌す。全遼志二邊防志によれば、靉陽峪は、外敵の通路とあり。今の靉陽邊門に臨接せる古城は、即ちこれなり。靉陽とは、靉河の北を意味す。

(三) 新安堡。

新安堡は、靉陽の西にあり。位地詳ならず。十七個の墩臺を管掌す。

(四) 險山堡。

險山堡は、遼陽の東四百餘里に在り。今、鳳凰城の北、靉河の賽馬集河と合流せる附近に石頭城あり、或は即ち此堡なるべし。十七個の墩臺を管掌す。

(五) 寧東堡。

寧東堡は、險山の西南に在り。五個の墩臺を管掌す。

(六) 江沿臺堡。

江沿臺堡(一)は、今の九連城に在り。十二個の墩臺を管掌す。以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、賽馬集附近にては、東方に連互せる老嶺山脈を利し、南して靉陽邊門に至りたり。これより尙、南して石頭城の東邊を走り、稍、西して鳳凰門の東に出で、靉河の右岸山脈を走りて九連城の東北に抵る。萬曆中、寬甸の平野を收めし時は、此等の地點より遙かに東北を走り、修家江と大蒲石河との分水嶺附近に達せりと知るべし。

(二)大明會典卷一兵部一〇九によれば、江沿臺堡には新舊二堡あり、嘉靖四十四年令改新江沿臺堡於舊江沿地方、設官備禦、兼轄湯站、鳳凰鎮等堡、以扼短鎗江之隘、與靉陽東西兩翼、共成犄角之勢とあれば、本堡は新江沿臺堡なること知るべし。會典の記事は、邊牆の構造に及べり。

六 邊牆の展退

イ 西邊

西邊とは、遼河流域を包括したる地方の邊牆をいふ。此邊牆の一種不自然なる凹字

形をなせる由は、第二、第三の各節に言ひ及びたり。今、その原因を約説すれば、明の遼東都司は、兀良哈等三衛の南下に耐へず、緩かに、遼河の水險を利し、之れによりて彼等を防止せむとしたるに由る。此退守的防禦の計畫より生じたる弊害は、遼河套一帶の沃土を放棄せざるを得ざりしことこれなり。遼河套とは、今の新民府の全疆域にして、其の面積を核算すれば、東西二百七十清里、南北四百清里にも互るべし。明の朝廷に於ては、夙に之を感知せしを以て、根底より其弊根を剪除せむと企てしことなきに非ず。吾人の知るところにては、成化十二年四紀一兵部侍郎馬文升が、海州海城のより牛莊驛を経て、遼西に通ずる三岔河の地點に浮橋を設けんことを請へしを以て始とすべし。皇明從信錄三は、その疏の略を傳へて謂らく

遼東の地方は、三面敵を受くるを以て、兵を三路に分ちて防備せり。三路とは、中路を廣寧となし、東路を開原及遼陽となし、西路を、前屯及び寧遠、錦州、義州となす。予の見るところにては、遼東の西、一百六十里、廣寧の東、二百里に一道の遼河ありて、遼東、遼西を分てり。結水の時に至れば、人馬の往來も自由なれど、一旦開水の時にいたれば、此流域は、敵に占據せられ、我に於て渡船ありとて、猝かに濟ること能はず、東西彼此、勢孤にして、事を誤ること少からず。正統十四年、敵の廣寧を犯ししときに、我れよりは、先

づ此渡河點を據守せしめたることあれば、既に特効あり。予は今、大船十數艘を造りて、河上に横列し、その船は、各、鐵索にて相聯ね、その上に木板を加へて以て浮橋となし、兩岸には、大木を堅て柱となして、其船の纜を總繫せしむ。かくして、其地に兵を發遣して、護守せば、東西の聲勢相連りて、事を誤るに至らず。

と、此政見は、邊牆の中央凹處を横斷するの遼河が、毎々敵の利する處となりしを以て、三岔の渡河點を利便にして、東西の聯絡を緊密ならしめんとするに外ならず。朝廷は、異存なく、文升の建議に基きて、施設せりといふ。明の政治家の、早く既に、西邊の形式の不完全なるを認めたりしは、推すべし。越えて八年、將軍劉玉は、邊牆更革の意見を發表せり、讀史方輿紀要八 卷三は、其要を傳へて曰く

邊牆は、西、山海關より起りて、東、開元に抵る。その延長は、二千餘里あり。然れども、東西濶絶せるために、議者は、兵事、上、雙互の應援を艱難なりとす。成化二十年、邊將劉玉の言に、永樂の時、邊牆を遼河の内部に築きしが、廣寧より、東、開元に抵る、その延長七百餘里なり、若し開元の西方より、三岔河を經ずして、徑ちに、廣寧に抵らば、四百餘里に過ぎず。七百里の邊塹、堡寨を以て、四百里の邊を移守せしめば、外敵の入寇に逢ふも、應援は、甚だ容易なり。